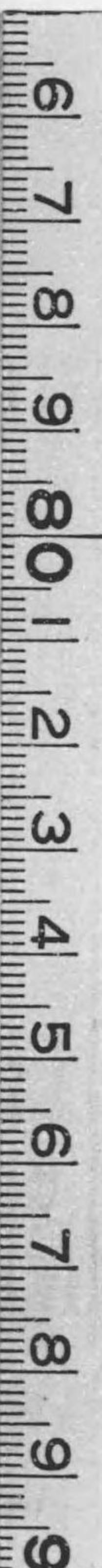


始



14.2
478

南支那及南洋調查第百五十五輯

蘭領東印度立法行政法並選舉法

附

蘭領印度の政黨

臺灣總督官房調查課

凡例

- 一、第一編は千九百二十五年蘭領印度官報所掲の千九百二十五年七月十三日付勅令を以つて公布された蘭領印度立法行政法 (Wet op de staatsinrichting van Ned.Indie) の全文を譯出したものである。本法は千九百二十六年一月一日より効力を發生し、且つ蘭領印度統治の根本を規定せるもので、和蘭本國の憲法 (Grondwet) に對し蘭領印度の憲法とも稱し得べきものである。
- 一、第二編は千九百二十六年四月十三日付勅令第一六號を以て公布された國民參議院選舉法 (Volksraad-kiesverordening) を譯したもので、又第三編は千九百二十五年十二月二十九日付總督令を以つて公布された市會選舉法 (Kiesordomantie-geven-uiteraal) を譯したもので、何れも第一編の法律に基いて制定されたものである。
- 一、附錄は Volksraad jaarboekje 中より譯出せるもので、参考として掲載したものである。
- 一、本書は執務閲覽の便を圖り、筆寫に代ふるに印刷を以つてしたに止まり、敢て公刊するものではない。

昭和三年八月

臺灣總督官房調查課

寄贈本



1423478

蘭領東印度立法行政法並選舉法

目 次

第一編 蘭領東印度立法行政法

第一章 總督及蘭領印度評議院	一
第二章 國民參議院	三
第三章 立 法	三
第四章 豈算及起債	四
第五章 一般行政部及會計檢查院	五
第六章 地方行政	五
第七章 司 法	六
第八章 住 民	六
第九章 宗 教	七
第十章 教 育	八
第十一章 貿易及海運	九

目 次

第十二章 治 水

終末規定

七九

第二編 蘭領印度國民參議院選舉法

第一章 國民參議院投票事務所	八二
第二章 選舉區、各區に於ける選出議員定員數及第四選舉區に於ける選舉人	八六
第三章 立 候 補	九〇
第四章 投 票	一〇〇
第五章 第四選舉區に於ける選舉	一〇五
第六章 結果の決定	一一〇
第七章 再 投 票	一一七
第八章 當選議員の義務	一二三
第九章 當選者が當選を受諾せざるか若しくは所定書類の提出を怠りたる場合に於ける補充	一二五
第十章 終末規定	一二九

第三編 蘭領印度市會選舉法

第一章 選 舉 權	三〇
第二章 選舉人名簿	三一
第三章 選舉及投票	三〇
第四章 刑罰規定	四九
終末並に臨時規定	五〇

附錄 蘭領印度の政黨

(一) ブデイ、ウトモ黨	一五
基督教倫理黨	一七
印度加特力黨	一七
印度社會民主黨	一七
印 歐 黨	一八
蘭領印度自由黨	一八
經世濟民黨	一九

蘭領東印度立法行政法並選舉法

第一編 蘭領印度立法行政法

第一章 總督及蘭領印度評議院

第一條

(一) 憲法第六十條第二項に依り總督に委任されたる蘭領印度一般行政の皇帝の名に於ける施行は、本法の規定に準據し且つ皇帝の指令に基きて行はるものとす。

(二) 總督は官務執行上皇帝に對し責任を有し、要求されたる總ての説明書を植民大臣に提出す。

(三) 蘭領印度に居住する者は、總督を皇帝の代表者として認め、彼を斯る者として尊敬し且つ其の命に服従する義務を有す。

第二條

(一) 總督は和蘭人にして年齢三十才以上たるを要す。

(二) 彼は皇帝に依り任免され、皇帝の許可なくして官を辭し又は蘭領印度を立去るを得ず。

第三條

(一) 總督は直接たると間接たるとを問はず、蘭領印度又は其の一部と利益を目的として爲されたる契約に基く企業に關係し又は之が保證人たるを得ず。

(二) 彼は公共負債以外の蘭領印度の責務者たるを得ず。

(三) 總督は直接たると間接たるとを問はず、蘭領印度に設置されたる又は當領に營業を爲す如何なる性質を有する企業若しくはコンセツションにも關係するを得ず。又當領に於ける地主並に土地賃貸者たるを得ず。

(四) 第一項並に第三項の規定は、退官後五ヶ年間彼に適用さるものとす。

第四條

(一) 皇帝は總督に、彼の地位を一時繼承せしめ且つ皇帝並に總督の指令ありたる時は直に該職務に就かしむる爲副總督を從屬せしむることを得。

(二) 第二條第一項及第二項は副總督にも適用す。

第五條

(一) 總督は、皇帝に對し次の宣誓書を提出するか若しくは皇帝の許可を得て國民參議院の公開會議に於て之が宣誓を爲す。

吾蘭領印度總督に任命されたるに就ては、直接又は間接に當人の統治下住民たると否とを問はず

吾蘭領印度總督に任命されたるに就ては、直接又は間接に當人の統治下住民たると否とを問はず

又如何なる名義口實の下にも他人に贈物を爲し又は之を爲すを約せざるを宣す。

吾本職執行に際し、直接又は間接に絶對に他人より贈物を受け若しくは受くるを約せざるを宣す。

吾皇帝に從順に且つ忠實ならんことを宣す。

吾蘭領印度の福利増進の爲全力を傾注せんことを宣す。

吾憲法に忠實に蘭領印度立法行政法並に其他蘭領印度に適用さるゝ總ての條令を遵守し且つ遵守せしめ、善良且つ正直なる總督として吾身を支持せんことを宣言す。

(二) 總督は國民參議院の公開會議に於て始めて彼の地位に就任す。

第六條

副總督は、皇帝若しくは總督に對し次の如き宣誓書を提出す。

吾蘭領印度副總督に任命されたるに付きては、直接又は間接に當該人の統治下住民たると否とを問はず又如何なる名義口實の下に於ても他人に贈物を爲し又は之を爲すを約せざることを宣す。

吾本職執行に際し直接又は間接に絶對に他人より贈物を受け若しくは之を受くるを約せざるを宣す。

吾皇帝並に總督に從順に且つ忠實ならんことを宣す。

吾蘭領印度の福利増進の爲全力を傾注せんことを宣す。

吾周到なる注意と勤勉とを以て皇帝並に總督に依り命ぜられたる任務を完ふすべし。蘭領印度立法行政政治並に其他蘭領印度に適用さる、總ての條令を忠實に遵守し、善良にして且つ正直なる副總督として吾身を支持せんことを宣す。

第七條

- (一) 蘭領印度評議院は一人の副長並に四人の議員より成る。
- (二) 蘭領印度評議院は一人の秘書官に依り補佐さる。
- (三) 總督は議長の職權を副總督に委任することを得、又必要と思考する場合に於ては何時にも自ら議長となることを得。
- (四) 彼等は顧問たるに過ぎず。
- (五) 總督は、特種の場合他の官吏及び陸海軍武官をして口頭を以つて説明せしめんが爲會議に列席せしむることを得。
- (六) 評議院會の議事進行規定は皇帝之を定む。本規定は、一般利益が之を要求する時は秘密を持すべき義務をも包含す。

第八條

- (一) 一般行政各部長官は、總督が特別の理由の下に決定せざる限り總督の議長たる蘭領印度評議院會議に列席せしめらる、ことを得。
- (二) 前記各部長官は、彼にして所定期間内に其の希望を申出づる時は、彼の長官たる部の管轄事項に關する總督の議長たらざる評議院會議に列席せしめらる、ことを得。
- (三) 前二項の場合、各部長官は單に顧問たるに過ぎず。

第九條

- (一) 蘭領印度評議院副議長並に議員は和蘭臣民にして年齢三十才以上の者たるを要す。
- (二) 議員は皇帝に依り任免せらる。
- (三) 總督、副總督及蘭領印度評議院副議長及議員間並に副議長及び議員相互間に四親等以内の血族並に親族關係あるを得ず。
- (四) 任命後禁止親等内に入りたる者は、皇帝の許可なくして其地位に留任するを得ず。
- (五) 親族關係は本關係を成立せしめたる妻の死亡に依り消滅す。

第十條

- (一) 蘭領印度評議院副議長並に議員は、彼等の官職以外の有給官職に就くを得ず。
- (二) 第三條は彼等にも適用す。

第十一條

(一) 蘭領印度評議院議員の空席を補充するには、總督は評議院と討議したる後三十日以内に尠なくも二人以上の理由を附せる推薦狀を植民大臣に送達す。

(二) 國家の利益上該空席を直に補充する必要ある時は、總督は被推薦者の一人をして評議院議員を臨時代理せしむ。

(三) 斯る臨時代理は、現任評議院議員數が副議長をも加入し三人以下なる時は何時にも之を行ふことを得。

第十二條

(一) 蘭領印度評議院副議長並に議員は、就任に先ち皇帝若しくは總督に左の如き宣誓を爲す。

吾蘭領印度評議院副議長(又は議員)に任命されたるに付きては、直接又は間接に當該人の統治下住民たると否とを問はず又如何なる名義口實の下にも他人に贈物を爲し又は之を爲すを約せざることを宣す。

吾本職執行に際し、直接又は間接に絶對に他人より贈物を受け若しくは受くるを約せざることを宣す。

吾皇帝に忠節を盡し、皇帝の名代たる總督を遵敬し、其の命に服せんことを宣す。

吾我が行爲及び顧問職を以て蘭領印度の福利増進の爲共に全力を傾注せんことを宣す。

吾蘭領印度立法行政法並に其他蘭領印度に適用さる、總ての條令を忠實に遵守し、善良にして且つ正直なる副議長(又は議員)として吾身を支持せんことを宣す。

(二) 前記宣誓は、蘭領印度評議院代理副議長並に臨時議員ど雖も之を行ふものとす。

第十三條

蘭領印度評議院副議長席空席の場合、後繼者任命されざるか又は蘭領印度に通知されざるか若しくは拜命者にして直に當該職に就任するを得ざる場合に於ては、總督は現任中の最年長者をして之れを代理せしむ。

第十四條

總督が病氣又は不在なる場合彼にして之れを必要と認むる時は、總督は日常の政務を一時副總督に委任するを得。之れ無き場合に於ては、之れを副議長に又副議長なき場合に於ては蘭領印度評議院議員の最年長者に委任す。

第十五條

總督の地位空席となり、臨時又は正式の後繼者任命されざるか若しくは蘭領印度に通知されざるか又は拜命者にして直に當該職に就在するを得ざる場合に於ては、皇帝の任命せる蘭領印度評議院副議長代理總督となる。

第十六條

前條に掲ぐる場合皇帝により任命されたる蘭領印度評議院副議長無き場合に於ては、左に掲ぐる者の會議に於て選定されたる評議院議員總督の地位を臨時代理す。

現任評議院議員

國民參議院議長

海軍司令官

陸軍司令官

高等法院院長

一般行政各部長官

會計検査院長

(二) 會議は四十八時間以内に召集され、現任評議院議員の最年長者議長となる。

(三) 議長並に參會者は、蘭領印度評議院議員中臨時代理總督として最適任者と思考さる、議員に投票せんことを宣誓す。

(四) 書記官長並に政府書記官は會議に列席するものとす。内一人は記錄を司り他は投票紙を蒐集す。

す。

(五) 任命は、無記名投票の法方に依る投票の絶對多數を以つて爲す。

(六) 投票は、投票者に依り投票箱に投入されたる後投票蒐集者に依り朗讀さるものとす。

(七) 全く記入されざる又は不完全に記入されたる投票は、絶對多數者決定に際し參會者數より差引かる、ものとす。

(八) 第一回の投票に於て絶對多數者無き場合に於ては、第二回の自由投票を行ふものとす。

(九) 本投票に於ても同様に絶對多數者無き場合に於ては、第二回投票に於ける最高得票者二人に對し第三回の投票を行ふ。被投票人は投票するを得ず。

(十) 第二回の投票に於て二人以上の者が同數の投票を得たる場合に於ては、前項所掲の二人に屬せざる者を以つて決定す。

(二) 投票が停止されたる場合に於ては、現任中の最年長者を以つて當選者とす。投票紙は投票實施後議員立合の上焼却す。

(三) 會議の行動に關しては二通の精細なる調書を作成し、全議員並に書記官は之に署名す。内一通は植民大臣に送附するものとす。

第十七條

第十六條の規定は、皇帝に依り任命されたる蘭領印度評議院副議長が蘭領印度に現任し居る場合と雖も代理總督の地位に直に就任するを得ざる状態にある場合に於ても適用さるべきものとす。故障が撤回されたる時は彼は之と同時に法律上代理總督となる。

第十八條

- (一) 總督にして精神錯亂の結果彼の地位を支持し能はざる疑ある時は、彼の代理者たるべき者又之無きか若しくは不在の場合に於ては蘭領印度評議院議員中の最年長者は前記疑が眞實なりや否やを確めんが爲評議院會議を開催す。
- (二) 日常總督と接觸する各官吏は、説明を與ふる爲該會議に召集さる。
- (三) 疑に對し理由存する時は、總督の容態を評議院に報告すべき委員を任命す。
- (四) 前記委員は、醫務局長・該地駐在の最上級衛生士官及びバタビや市醫より成る。
- (五) 委員は總督の嘱託醫を召致する權限を有す。
- (六) 其の後の調査の結果疑顯著となりたる場合に於ては、第十六條所掲の會議を開催す。
- (七) 本會議には保證人として本件を闡明に説明し得る者を召致し、且つ多數決投票を以つて勅許を得て總督をして彼の官務を執行することを辭せしむる理由存するや否やを決定す。
- (八) 會議に於て彼の官務執行を停止することに決定したる場合に於ては、總督は該聲明に依り其

の官務の執行を免せられ且つ事情如何によつては第十五條、第十六條の規定に基きて臨時代理者を置く。

- (九) 本調査の各般に關しては二通の精細なる調書を作成し、全議員並に書記官は之に署名す。
- (十) 内一通は植民大臣に送附さるゝものとす。

第十九條

- (一) 總督及び政府書記官間に書記官相互間に四親等以内の血族並に親族關係あるを得ず。
- (二) 第九條最後の二項は此處にも適用す。

第二十條

本法中の總督に關して規定せるものは、第十九條に規定するものを除き彼の臨時代理者にも適用す。

第二十一條

- (一) 總督は一般條令を施行し且つ其に必要な訓令を發す。
- (二) 一般條令は、土侯領並に土人に自治権が附與されて居る蘭領印度の一部に於ては、其の施行し得る範圍に於て適用さるゝものとす。

第二十二條

(二) (一)

總督は、必要と認むる時は總ての一般並に特別事項を蘭領印度評議院に諮詢する。

(二) (一)

總督は、左の事項に關しては諮詢する義務を有す。

a 彼の草案せる一般並に地方行政に關する訓令及規定。

b 本法第三十四條の適用並に一般に對印度土侯及土民政治關係各規定の適用に關するもの。

c 戰爭狀態又は暴動勃發の場合民事當局の採るべき一般處置方針。

d 重要な性質を有する特別處置方針。

e 總督令を以て指名すべき重要官吏の任命。

f 國民參議院に廻附すべき提案及國民參議院に爲すべき重要な報告。

g 國民參議院の總督に爲したる提案。

h 第九十條第一項所掲總督令の制定。

i 政府條令案。

(三) (四)

總督のみが決定を爲し評議院に其旨通知す。

(四) (三)

蘭領印度評議院にして總督の諮詢を受けたる場合は、決定の當初に其旨を掲ぐ。

第二十三條

(一) 總督が蘭領印度評議院の同意を要する場合意見が一致せざる時は、總督は皇帝の裁決を仰ぐ。

第二十四條

(二) 總督は、彼にして長期間の猶豫が蘭領印度の安寧秩序又は他の重要な一般利益を危險に陥らしむる慮あり思考する時は、前記判決を待たず自己の職權並に責任を以つて必要と認むる方法を講ずることを得。

(三) 斯る方法を講ずる以前に、總督、蘭領印度評議院副議長及び議員は彼等の意見を書翰を以つて相互に通知するものとす。然る後問題は再び總督議長の下に開會さる評議院會議に付せらる。此場合總督は共に投票權を爲し、投票が停止されたる時は決定權を有す。

(四) 本法第二十六條に依り不在の議員にして爪哇・マヅラの兩島にある者は、本會議に列席の爲召集され、議員は直に召集に應する義務を有す。

第二十五條

(一) 蘭領印度評議院は總督に提案する權限を有す。

(二) 總督にして、研究の結果評議院の提案を却下すべきものと思考せる時は、異議の理由を附記すると共に其旨植民大臣に通知す。

(三) 總督は同時に彼の決定を評議院に通知す。

第二十六條

總督は、蘭領印度評議院議員に特種の任務を課して蘭領印度の各方面に派遣することを得。但し副議長並に二名の議員は首都に居残ることを要す。

第二十七條

次の如き行爲を爲したる時は、總督は法律上の規定に基きて行はる、選舉の選舉權並に被選舉權の行使を剝奪さるゝと共に若しくは剝奪さることなく最高三ヶ年以下の懲役に處せらる。

a 一般行政法・其他の勅令又は勅令に各省大臣の中必要なる一人の副署なきを知り乍ら之を施行せる場合。

b 植民大臣より施行を委任されざる一般行政法、其他の勅令又は勅令を施行せる場合。

c 植民大臣より施行を令せられたる本法の規定一般行政法並に勅令又は勅令及條約並に其他の協定の施行を故意に怠りたる場合。

b 其の結果本法の規定・蘭領印度に効力を有する法律又は一般條令若しくは締結されたる條約及其他の協定が侵害さるゝを知り乍ら又は知らざるべからざるに拘らず斯る處置を爲し又は命令を發したる場合。

第二十八條

前條e所掲の施行怠慢の責主として彼に存する時は、總督は六ヶ月以下の禁錮に處せらる。

第二十九條

第二十七條並に第二十八條所掲の事實は犯罪とす。

第三十條

憲法第百六十五條に基き又は其他の犯罪並に違反の結果後繼さるゝ場合に於ては、總督は皇帝の命を受くると同時に皇帝の任命せる又は本法に基きて指定されたる後繼者に彼の地位を譲渡す。

第三十一條

總督は海軍部軍政關係を除き在蘭領印度艦隊の司令長官して、皇帝の定むる規定に従ひ蘭領印度の利益の爲最も適當と思考する所により艦船並に乗組員を配置す。

第三十二條

(一) 總督は在蘭領印度陸軍の司令長官たり。

(二) 陸軍司令官は皇帝に依り任免され、司令官の席空席にして後繼者任命されざるか又は蘭領印度に通知されざるか若しくは拜命者にして直に該官務に就任し得ざる場合に於ては、總督は臨時代理者を任命す。

(三) 將校は總督により任免さる。

(四) 一般行政法の規定に基き最高士官の階級は皇帝に依り授與され、其他の士官の進級は總督令の定むる所に従ひ總督に依りて行はる。

(五) 最高士官は皇帝に依り又其他の總ての士官は總督令に準據して總督に依り免官され、最高士官に關しては一般行政法に定むる規定に準據して爲さるものとす。

(六) 恩給並に俸給規定は總督令を以つて定む。

第三十三條

(一) 内外の治安維持の爲、總督に依り又は其の命に依り、蘭領印度の各部分は開戦状態にありと又は戒嚴令を施行する旨宣言さるゝものとす。而して、第九十一條に基き之れが實施方法及びそれが行はるべき場合並に其後の規定は一般條令を以つて定むるものとす。

(二) 斯る規走を定むるに當り、開戦状態又は戒嚴令施行の結果其の全部又は一部が施行を中止さるべき一般條令の規定を指定することを得。

第三十四條

(一) 總督は土候並に士民と條約を締結す。

(二) (一) 皇帝は、國家並に蘭領印度の利益及安全が之を許容すと判断せる時は、直に前記條約内容を

國會兩院に報告す。

(三) 總督は同様の報告を國民參議院にも爲すものとす。

第三十五條

(一) 蘭領印度領内の出生に非ざる者にして社會の安寧秩序に危険を及ぼす者と思考さるゝ者は、蘭領印度評議院の同意を得たる後總督に依り退去を命ぜらる。

(二) 當該人が和蘭人なる時は、其の決定に理由を付す。

前記の決定は、當該人の身邊整理に必要なる相當期間を定む。

總督は、彼の署名せる命令を以つて追放期日の到來するまで當該人を監禁せしむることを得。追放の決定又は監禁命令は、裁判所令狀を執行するを以つて爲さる。

(六) (五) (四) (三) (二) 總督は、追放の決定並に之に關する書類を直に植民大臣に移牒す。

(七) 追放の決定は國民參議院に報告され、若し當該人が和蘭人なる時は皇帝は之れを國會に報告するものとす。

第三十六條

(一) 蘭領印度領内の出生に非ざる者に對しては、總督は蘭領印度評議院の同意を得たる後社會の安寧秩序維持上蘭領印度の一定區域内に住居するを禁することを得。

(二) 非土人に對し斯る處分が行はれたる時は、直に其の決定及び關係書類を植民大臣に移牒す。

(三)(二) 本處置は國民參議院に報告され、本人が和蘭人なる時は皇帝は之を國會に報告す。

第三十七條

(一) 總督は蘭領印度評議院の同意を得たる後、蘭領印度内に於て出生せる者を社會の安寧秩序維持上當領内の一一定區域内に住居せしめ又は一定區域内に住居するを禁ずることを得。

(二) 總督は、彼の署名せる命令を以つて放逐期日の到來するまで當該人を監禁せしむることを得。

(三)(三) 追放の決定並に監禁命令は、裁判所令狀を執行するを以つて爲さる。

(四) 本條所掲の處分が非土人に對して爲されたる場合に於ては、前條第二項と同様の處置を爲す。

(五) 前條末項の規定は本條にも適用す。

第三十八條

第三十五條、第三十六條及第三十七條所掲の場合に於ては、總督は當該人の辯明を聽取するか又は充分に訊問したる後に非ざれば之れを決定するを得ず。訊問に關しては調書を作成するものとす。

第三十九條

總督は、本法又は他の法律に依り除外され居るもの除き總督令に基き總督に依り任免さる。

(一) 總督は本條第一項所掲の權限を他に委任することを得。

(二) 恩給々與に關する規定は總督令を以つて定む。

第四十條

總督は皇帝に依り決定されざる俸給並に兵士の俸給を定ひ。

第四十一條

(一) 官吏の俸給は、支給額以外に明白に該官職に與へられたる利益以外のものを含むを得ず。

(二) 前記利益は、任命に當り明確に許容されたる官吏のみ享有するものとす。

(三) 利益は官職に伴ふ利益と見做さず、官吏の責任外損失賠償金と見做さる。

(四) 本法第三條の規定は、總督令を以つて其全部又は一部を官吏に適用さるゝ様に爲さることを得。

第四十二條

(一) 總督は、高等法院の意見を聽取したる後、被宣告者が當領に滯在し居る時は蘭領印度に於ける裁判上の判決によりて課せられたる刑を特赦する權を有す。

(二) 斯る判決により死刑を宣告されたる時は、其に關し總督令を以つて定むべき規定に基き、總

督に特赦を行ふべき機會を與へたる後に非ざれば之れを執行するを得ず。

(三) 土候竝に土會に關しても、彼は蘭領印度評議院の同意を得たる後特赦及び廢止を爲す。

第四十三條

(一) 總督は一般條令に掲ぐる場合宥免權を有し、司法事件に關する時は高等法院の意見を聽取したる後之れを爲すものとす。

(二) 總督は蘭領印度評議院の贊同を經たる後それに掲げられ居らざる場合特定政府條令の適用を宥免することを得。

第四十四條

蘭領印度に於ける航海免狀竝に船舶證明書下付に關する規定は、必要なる限り一般行政法を以て又其他は總督令を以つて制定す。

第四十五條

(一) 土民の對壓政保護は總督の重大義務とす。

(二) 總督は、行政官吏がそれに關し制定されたる及び將來制定さるべき條令を厳格に遵守する様又自由に不滿の點を上告せしめんが爲常に土人に其機會が與へらるゝ様留意するものとす。

第四十六條

第四十七條

(一) 各地方に於ては、土民の義務たる奉仕勞働の性質・期間及び彼等の勞役が要求さるべき場合竝に其方去・條件は、現在の習慣・組織及び要求に應じ總督令を以つて定のらるものとす。

(二) 奉仕勞働に關する總督令は、一般利益の許容する限り逐次之れを輕減する目的として各方面に於て五ヶ年毎に改正さるゝものとす。

(三) 憲法第六十條第三項所掲の年度報告書中には、本規定の施行狀態を年々報告するものとす。

第四十八條

總督は、第百二十五條・百二十八條及第百八十六條の規定を除き一般條令は定むる以外の稅金が蘭領印度に於て賦課されざる様留意す。

第四十九條

(一) 總督は、市稅又は村稅として地租が賦課され居る地方には臨時に之が續行さるゝ様留意す。

(二) 地租賦課の標準は總督令を以つて定む。

(三) 憲法第六十條第三項所掲の年度報告書中には、本條に基きて講せられたる處置に關し毎年報告するものとす。

第五十條

- (一) 總督は有益なる事業に不必要なる妨害が加へられざる様又之無き様留意す。
- (二) 市場に於ては、獲得されたる權利に對する以外の稅金を賦課するを得ず。

第五十條

總督は特にチーク林に注意を拂ひ、斯る森林に對する國家の占有權が賣却若しくは其他の方法により特定人に讓渡されず保留さる、様留意す。該森林の維持・擴張及伐採等は適宣の方法を以つて定むるものとす。

第五十一條

- (一) 總督は土地を賣却するを得ず。
- (二) 此の中には市・町・村の擴張又は工業工場建築敷地となさる小面積の土地を含ます。
- (三) 總督は、總督令の規定に基き土地を貸與することを得。但し本土地中には土民の開拓せもの又は共同牧場並に其他の理由に依り村落の所有に屬する土地を含ます。
- (四) 土地は、總督令の定むる規定に基き七十五ヶ年以上ならざる期間を以つて永租借地として拂下げらる。
- (五) 總督は土地の拂下げが土民の權利を侵害せざる様留意す。
- (六) 總督は、土人が自己使用的目的を以つて開拓せる土地又は共同牧場並に其他の理由よりして

村落の所有に屬する土地を、第百三十三條に基く一般利益の爲及關係條令に基く官營栽培業の爲に非ざれば處分するを得ず。斯る場合には相當の損害賠償を爲すものとす。

(七) 土民が世襲的使用地として所有して居る土地は、合法的所有者が之れを要求する時は總督令に定むる必要な制限を付し且つ所有權證書に國家並に都市に對する義務事項及非土人に對する賣却權等に關し明記したる後當該人の所有に移さるものとす。

(八) 土民の非土民に對する土地の貸付又は使用的許可は、總督令の定むる規定に基きて行はる。

第五十二條

東印度群島の島には皇帝の許可なくして新に政府の砲臺を建築するを得ず。

第五十三條

國民參議院は議長たる議員一名及六十名の議員より成る。

第五十四條

皇帝は第六十條第一項所掲の期間に對する議員兼議長を任命し、又該期間の延期々間に對する臨時任命をも爲す。議長の俸給並に恩給は皇帝之を定む。

第五十五條

(一) 國民參議院議員は左の條件を具備する蘭領印度住民たるを要す。

A 年齢二十五才以上に達せる者。

B 和蘭臣民たる資格を有する者。

C 撤回し難き裁判上の判決により、財産の所有權並に管理權を喪失せざる者又は破産の宣告を受けざる者。

D 左の如き撤回し難き裁判上の判決を受けざる者。

一、以前の刑法に基く判決に際し臨時自由刑の宣告を受け、主刑の執行を受けたる後五ヶ年以下の被選舉權停止の條件を以つて被選舉權の停止。

二、一年以上の懲役。

E 官吏にして懲戒免官の處分を受けざる者。

(二) 議員の中二十五名は非和蘭人領内臣民に屬し、最小限度三十名は和蘭人臣民に又最高五名最低三名は非和蘭人渡航臣民に屬するものとす。

(三) 非和蘭人領内臣民議員中二十名、和蘭人臣民議員中十五名及非和蘭人渡航臣民中三名は選出議員に屬し、他は一議席に對し二名宛の候補者を推薦する蘭領印度評議院と協議したる後總督に

依り任命さる。

(四) 二十名の選出非和蘭人領内臣民議員は總督令の定むる各選舉區より選出され、各選舉區は總督令に定むる人數を選舉す。除外規定を除き必要なる限り第二十一條第二項所掲の蘭領印度の一部に於ては、本選舉區内の選舉人は第一百二十一條第二項及第一百二十四條第二項所掲議會の議員たる非和蘭人領内臣民に限るものとす。

(五) 十五名の選出和蘭人臣民議員は、合同して一選舉團を爲す全蘭領印度に於ける第四項所掲議會の和蘭人議員に依り選舉さる。

(六) 三人の選出非和蘭人渡航臣民議員は、合同して一選舉團を爲す全蘭領印度に於ける第四項所掲議會の非和蘭人渡航臣民議員に依り選舉さる。

(七) 一名以上の議員を選出する選舉區の選舉並に和蘭人臣民及非和蘭人渡航臣民議員の選舉は、比例代表の原則に基きて行はる。一名の議員を選出する選舉區の選舉は絶對多數制度の下に行はる。

(八) 其他總て選舉法並に選舉方法に關しては總督令を以つて定む。

(九) その爲に指定されたる議席が選舉に依り補充されざる時は、總督は本條第三項第二句に基き任命の方法を以つて之れを補充す。同項初句との關係に於ては、議席は選舉に依り全部補充されたるものと見做らす。

第五十六條

國民參議院は同院の書記官を任免す。書記官は國民參議院議員に非す。

第五十七條

(一) 國民參議院は同院の議事進行規則を制定す。

(二) 本規定は蘭領印度官報を以つて公告す。

第五十八條

(一) 國民參議院議員は、同時に蘭領印度評議院副議長若しくは議員・一般行政部長官又は會計検査院長若しくは其の所員たるを得ず。

(二) 國民參議院議員の地位と第一項所掲以外の國庫より俸給を受くる官職と一致したる場合に於ける處置は、必要に應じ總督令を以つて定む。

第五十九條

(一) 國民參議院議員は、彼の任命者又は選舉人に拘束されず又は之れと協議せずして投票するものとす。

(二) 彼等は國民參議院議員に就任するに先だち、總督に對し若しくは國民參議院會議に於て總督に依り該權限を與へられたる議長に對し左の宣誓書を提出するものとす。

第六十條

吾國氏參議院議員に任命(選舉)されたるに付ては、金錢たると否とを問はず又如何なる名義口實の下にも他人に贈物を爲し又は之れを爲すを約せざることを宣す。

吾本職執行に際し金錢たると否とを問はず絶對に他人より贈物を受け又は受くるを約せざることを宣す。

吾皇帝に忠實に且つ蘭領印度立法行政法の維持に助力し、蘭領印度の福利増進の爲全力を傾注せんことを宣す。

第六十一條

(一) 國民參議院議員は四ヶ年間を限つて任命又は選舉さる。彼等は同時に退職し再び直に選舉又是任命さることを得。

(二) 臨時空席補充の爲選舉又は任命されたる者は、當該人の議席に彼が選舉又は任命され居る者が退職すべき時に退職す。

(一) 國民參議院議員は總督の判断による特別の場合を除き、蘭領印度より八ヶ月間の豫定を以つて出發するか又は八ヶ月間以上蘭領印度を離る、場合其の地位を喪失するものとす。

(二) 國民參議院議員に選舉又は任命されたる者にして國民參議院議員たるを得ざる場合に於て

は、總督は本選舉を取消し又は辭職願を聽許す。長期に亘り國民參議院議員たる事能はざる者は、總督に依り解任さる。議員にして議長たる者に關しては皇帝之が處置を爲す。

(三) 議員は何時にも退職する權限を有し、總督に文書を以つて其旨通知するものとす。
(四) 空席補充方法に關する規定、新參議員の親任狀呈示及之が審査並に該親任狀又は選舉に關し勃發せる紛爭の解決に關する規定及本條施行に必要なる其他の規定は總督令を以つて定む。

第六十二條

(一) 國民參議院會議は、總督令を以つて他に指定されざる限りパタビヤに公開さるゝものとす。
(二) 五名以上の議員が之れを要求する時又は議長にして之を必要と認むる時は秘密會議とす。
(三) 會議は之れを秘密會議に於て討議するや否やを決定すと雖も、第一百二條第百十一條及第一百十四條第一項所掲の問題に關しては之を爲すを得ず。

(四) 秘密會議に於て討議されたる部分は、秘密會議に於て決定するものとす。

(五)豫備召集を爲すことなく年二回の通常議會を開催す。第一期會議は五月十日を以つて始まり、當日が日曜日なるか若しくは之と同等視さるべき祝祭日なる時は日曜日又は之と同等視さるべき祝日に非ざる第一翌日を以つて開始さる。議院は總督若しくは總督の名代として副總督に依り開院され、副總督缺員の場合に於ては蘭領印度評議院副議長又は之が法定代理者是を爲し、最大期限八祭

月十五日まで繼續さる。第二期會議は十月の第三曜日を以つて開始され、最高六週間繼續さる。

(六) 總督に於て之れを必要と認め若しくは議長を除く三分の一以上の議員が之を要求せる時は特別議會を開催す。

(七) 特別議會に於ては、召集狀に記載されたるもの以外の問題を取扱ふを得ず。

第六十三條

(一) 彼にして之を必要と認むる時は、總督は國民參議院會議に列席することを得。彼は顧問としての發言權を有す。

(二) 總督は、彼の名に於て説明を與へしめんが爲委任代理者を會議に列席せしむることを得。本委任代理者は、秘密を嚴守すべき秘密會議に於て爲されたる發言並に審議されたる事項を公表したる場合を除き國民參議院に於て彼の爲したる發言並に提出書類に對し起訴されず。

(三) 總督又は其委任代理者は、彼等にして之れを要求する時は其都度何回たりとも發言を許可さるゝと雖も、辯士の演説未だ終了せざる間は許可されざるものとす。

第六十四條

(一) 國民參議院は、第六十條第一項所掲期間の最初の會議に於て該期間中の第一及第二議長代理者を議員申より任命す。

(二) 第一項所掲の公職に臨時缺員を生じたる場合に於ては、同項所掲期間の殘餘期間に對する後繼者を任命す。

第六十五條

(一) 總督にして緊急を要すと判斷する時は、追加豫算審議の爲國民參議院特別會議を開催することを得。斯る場合に於ては單に爪哇マヅラに定住し居る議員のみ參列の爲召集さる。

(二) 他の議員に對しては、之れと同時に召集することなく特別議會を開催することに決定せる旨通知す。

(三) 第一項所掲國民參議院會議は、會議に列席し居る爪哇・マヅラ以外の地に居住し居る議員も出席し居るものと見做さる、と共に、次條の適用に對しても之に準す。

第六十六條

(一) 國民參議院は、議長兼議員たる者を加算せざる議員の半數以上出席するに非ざれば討議又は決議を爲すを得ず。

(二) 議事の決定は、投票議員の絕對多數を以つて爲さる、ものとす。

(三)(四) 投票停止の場合に於ては、決定は次會議まで延期さる。

斯る及全員出席の會議に於て投票が停止されたる時は、提案は決定されざるものと見做らさ

る。

(五) 議員中の一人之れを要求する時は投票は各自を召致して爲され、斯る時は口頭を以つて爲さるゝものとす。

(六) 對人投票は密閉したる無記名投票を以つて行はれ、有効票の絕對多數を以つて決定す。投票停止の場合に於ては抽籤を以つてす。

(七) 國民參議院議員は、秘密を維持すべき秘密會議に於て爲されたる發言並に審議事項を公表したる場合を除き國民參議院に於て彼等の爲したる發言並に提出したる書類に對し起訴されず。

第六十七條

(一) 國民參議院書記官及勤務者の俸給並に議員の旅費・滯在費支給請求權に關する規定及議員の手當は、總督令を以つて定む。

(二) 議員にして且つ議長たる者は議員手當を享有せず。

第六十八條

國民參議院は皇帝・和蘭議會及總督に先んじて蘭領印度並に其の住民の福利の爲に事を爲すことを得。

第六十九條

(一) 國民參議院は、蘭領印度に關する問題に關し議院に説明を與ふる爲總督を招致することを得。

(二) 總督は、斯くすることが彼に委任されたる利益を害せると判断する時は本要求に應ず。

第七十條

(一) 皇帝が緊急を要すと判断せる場合及第八十九條第三項並に第九十條第三項所掲の一般行政法案に關する場合以外に、國民參議院は總督が必要として定むる期間内に其全部又は大部分が蘭領印度に關する一般行政法案を該案が決定さるゝに先だち審議する機會を與へらる。

(二) 公布すべき一般行政法の頭初には、國民參議院の審議を経たる旨若しくは之れ爲を受け理由を付記するものとす。

第七十一條

(一) 皇帝が緊急を要すと判断せる場合又は和蘭議會第二院議長の判断に依り憲法第百十七條の規定に準據して提案されたる法案及第一百七條、第一百八條・第一百九條並に第一百十二條所掲の法案に關するもの、外、國民參議院は總督が必要として定むる期間以内に其全部若しくは大部分が蘭領印度に關する法案を該法案が和蘭議會の討議に付さるゝ以前に審議する機會を與へらる。

(二) 前項の結果歸着せる意見は、法案を送附するに當り殊に其が憲法第一百十七條に基く法案に關するものなる時は出來得る限り迅速に其旨を第二院に報告するものとす。

第七十二條

するものなる時は、出來得る限り迅速に第二院に報告するものとす。

(三) 所定期間に意見の決定を見ざる時は、法案を送附するに當り殊に其が憲法第一百十七條に基づく法案に關するものなる時は出來得る限り迅速に其旨を第二院に報告するものとす。

第七十三條

(一) 國民參議院は、第六十條第一項所掲期間の最初の會議に於て該期間中の委員會を彼等の中より任命す。

(二) 委員會は委員兼委員長たる國民參議院議長及二十名の委員より成る。

第七十四條

委員會は其の第一回の會議に於て彼等の中の一人を第六十條所掲期間に於ける代理委員長に任命す。若し其間空席となりたる時は該期間の殘留期間に對する後繼者を任命す。

第七十五條

(一) 委員會員の選舉並に委員會の臨時空席の補充は、總督令に規定する方法を以つて比例代表の原則の下に行ふものとす。

(二) 規定は、各三名の國民參議院議員の合意を以つて委員會の一席を補充することを得る旨保證

す。

(三) 委員會員は同時に辭職するものとす。

第七十五條

委員會員に對する手當並に官吏が委員に就任せる結果給與されるべき手當は、總督令を以つて定む。

第七十六條

(一) 委員會員の職務は國民參議院議員職の終了と共に消滅するものとす。
(二) 委員會員は何時にも其の職を辭す權限を有し、斯る場合に於ては文書を以つて國民參議院議長に其旨通知するものとす。

第七十七條

(一) 委員會議は、總督令を以つて他の場所を指定せざる限りパタビヤに於て公開さるものとす。
(二) 最小限四人以上の委員之れを要求するか又は委員會長にして之を必要と認むる時は秘密會議とす。
(三) 秘密會議とするや否やは委員會議に於て定む。
(四) 秘密會議に於て討議せるものは秘密會議に於て決定するものとす。

第五) 第六十六條の規定は委員會にも適用す。

第七十八條

(一) 彼にして之れを必要と認むる時は、總督は委員會議に列席することを得。斯る場合に於ては總督は顧問たるものとす。
(二) 總督は彼の名に於て説明を與へしめんが爲委任代理者を會議に列席せしむることを得、本委任代理者には第六十三條第二項最後の句及第三項の規定を適用す。

第七十九條

(一) 委員會議事進行規定は國民參議院之を定む。
(二) 第五十七條第二項の規定は本規定にも適用す。

第八十條

(一) 委員會は其の討議權が國民參議院に保留され居る問題を除き、第八十二、第八十四、第八十五、第八十六、第九十二及第九十三條に掲ぐる國民參議院の權限を執行す。
(二) 國民參議院が討議權を保留し居る法案にして該院が召集さる、まで待つを得ざるものは、總督の判断に依り委員會に廻付され且つ討議は委員會に依りて行はる。
(三) 委員會は、國民參議院が他に決定せざる時は國民參議院が討議權を保留し居る提案に關し豫

備審査を爲す任務を有す。

(四) 國民參議院が召集されざる場合に於ては、第六十八條及第六十九條所掲の權限は委員會により執行さる。

第三章 立 法

第八十一條

(一) 總督は、該制定が彼に命ぜられたる範圍内に於て法律 (Wet) 一般行政法 (Algemeene Maatregel van Bestuur) 並に總督令 (Ordonnantie) の施行に關する一般規定 (Algemeen Regelingen) を含む政府條令 (Regeeringsverordening) を制定す。

(二) 政府條令中には、該條令の規定の違反に對する罰則を設くるものとす。規定すべき刑罰の範圍は總督令を以つて定む。

第八十二條

總督は第九十條第一項に規定するものを除き、國民參議院の協賛を経たる後次の總督令を制定す。
A それに關し憲法・本法並に其他の法律中に別に規定され居らざる蘭領印度の内政問題に關するもの。

第八十三條

B 法律又は一般行政法に基き總督令を以つて發布すべき問題に關するもの。

第八十四條

(一) 總督は彼の總督令案を國民參議院に送附す。
(二) 總督は何時にも、その期間内に國民參議院が彼に彼等の決定を報告すべき期間を定むることを得。

第八十五條

(一) 國民參議院は總督に總督令案を提出する權限を有す。
(二) 提出の形式は左の如し。

國民參議院は總督閣下に別記せる(總督令の名稱)草案と等しき總督令を制定されんことを要求す。

(年月日 議長署名)

國民參議院は總督の廻付せる總督令案を修正する權限を有す。

第八十六條

總督令案にして未だ國民參議院若しくは總督に依り決定されざる時は、該案は第八十三條所掲の場合に於ては總督に依り又第八十四條の場合に於ては國民參議院に依り撤回さる、ことを得。

第八十七條

(一) 國民參議院は彼の決定を迅速に總督に通知す。

(二) 通知の形式は左の如し。

A (一) 國民參議院が總督令案を何等修正せずして同意したる時は、「國民參議院は總督閣下の提案されたる總督令(總督令の名稱を記す)案に同意す」。

(年月日) 議長署名)

B 國民參議院が總督令案に修正を加へたる時は、

「國民參議院は、參議院の修正せるが如くして總督閣下の提案されたる總督令案(總督令の名稱を記す)に同意するを得す」。

を記す)に同意す」。

(年月日) 議長署名)

C 國民參議院が總督令案に同意せざる時は、

「國民參議院は、總督閣下の提案されたる總督令案(總督令の名稱を記す)に同意するを得ず」。

(年月日) 議長署名)

第八十八條

(一) 總督は、國民參議院の賛同を経たる總督令案又は國民參議院が彼に提案せる總督令案を制定

第八十九條

するや否やを國民參議院に通知す。

(二) 通知の形式は左の如し。

A 制定せる時は、

「總督は總督令(總督令の名稱を記す)を制定す」。

(年月日) 總督署名)

B 制定せざる時は、

「總督は總督令(總督令の名稱を記す)の制定に同意するを得ず」。

(年月日) 總督署名)

第九十条

(一) 總督が國民參議院に提出せる總督令案にして國民參議院の意見と一致せざる時は、國民參議院は總督の要求に依り、該案が參議院に依り否決されたる又は總督より參議院が修正を加へたる該案の制定に反対なる旨の通知を受けたる後六ヶ月以内に總督令案を再審議す。

(二) 再審議の場合と雖も第一回の場合と同一の規定を適用す。

再審議の場合は、規定は一般行政法を以つて制定さる。

斯る場合猶意見の一致を見ざる時は、規定は一般行政法を以つて制定さる。

一般行政法を以て制定されたる規定は、何時にも總督令を以つて變更、補充、撤回又は其他

の名稱に代ふることを得。

第九十條

(一) 總督は、彼の國民參議院に送附せる總督令案を次の如き場自己の職權並に責任を以つて制定することを得、

一、國民參議院が所定期間内に通知するに不完全なる状態にあるか又は彼にして同案に同意し難しと思考する場合。

二、國民參議院の賛同を経ざれども緊急の場合にして即時之が制定を要す場合。

(二) 制定せることは、第八十八條第二項Aの形式に準據して國民參議院に通知するものとす。

(三) 第一項に掲ぐる場合に於ては、總督令の施行されたる日付より二ヶ月以内に國民參議院之を要求する時は、規定は一般行政法を以つて制定さることを得。前條末項の規定は此處にも適用す。

第九十一條

(一) 本法第三十二條第四項・第五項・第四十四條・第八十九條第三項・第九十條第三項・第一百十七條第二項・第一百五十條第一項ABC・第一百六十條第一項及第一百六十二條第二項並に其他の法律に掲ぐる場合の外、左に關するものは一般行政法を以つて制定するものとす。

A 諸外國との間に締結されたる條約・其他の協定・一般に國際法に基きて發生する諸権利並に

義務に關するもの。

B 蘭領印度領士の防禦に關するもの。

第九十二條

(一) 第三十三條に規定する場合の外緊急を要する場合に於ては、該規定が法律又は一般行政法を以つて制定さるべき事項に關するものなれども之が制定されざる限り法律又は一般行政法の爾後批准を受くるを條件として總督令を以つて制定することを得。

(二) 該規定が法律を以つて制定さるべきものに對し是る處置が行はれたる場合には、皇帝は直に其旨を國會に通知す。

第九十三條

(一) 第三十三條に掲ぐる場合及本法に規定する場合以外の緊急を要する場合に於ては、全蘭領印度又は其の一部に對し法律又は一般行政法の爾後批准を受くるを條件として總督令を以つて法律又は一般行政法の全部又は一部の施行を停止又は變更することを得。

(二) 是る處置に關しては、皇帝は直に其旨を國會に通知す。

第九十四條

第九十二條並に第九十三條所掲の總督令にして法律又は一般行政法に依り爾後批准されざる場合

又は總督令又は政府條令を以つて制定されたるものにして其後法律又は一般行政法に依り整理された場合には、該總督令及政府條令は撤回さるゝまで拘束力を有す。

第九十五條

(一) 一般條令(政府條令、總督令、一般行政法及法律)は總督令を以つて公布され、書記官長又は政府書記官の一人之に署名す。

(二) 本公布は蘭領印度官報に掲載するを以つて爲さるべきものにして、所定の形式に準據して爲すを以つて効力發生上の唯一の條件とす。

(三) 一般條令は公布されたる事實が一般に知れ亘りたる後初めて効力を發生す。

(四) 何等其の日付が規定されざる時は、爪哇・マヅラにありては一般條令が掲載されたる蘭領印度官報の日付より三十日を以つて又蘭領印度の其他の部分に於ては百日を以つて一般に知れ亘りたるものと見做らざる。

第九十六條

(一) 政府條令公布の形式は左の如し。

「皇帝の名に於て」

「蘭領印度總督」

「本法を見且讀むを聞く者は敬禮すべし」

「…を施行す(法律・一般行政法又は總督令の名を記す)」

「蘭領印度評議院に諮詢済」

「政府條令の内容を記し…云々」

「知らざる者無からしめんが爲之れを蘭領印度官報に掲載す」

「制定の場所…年月日」

「總督及書記官長又は政府書記官の一人の署名」

(二) 總督令公布の形式は左の如し。

「皇帝の名に於て」

「蘭領印度總督」

「本法を見且讀むを聞く者は敬禮すべし」

「總督令公布の動機」

「蘭領印度評議院に諮詢國民參議院の協賛を經たり。」(本法第九十條第一項に規定する場合に於ては、蘭領印度評議院に諮詢濟蘭領印度立法行政法第九十條第一項の規定に準據しこす)。

「總督令の内容…云々」

「知らざる者無からしめんが爲本文を蘭領印度官報に掲載す。」

「制定の場所 年月日」

「總督及書記官長又は政府書記官の一人の署名」

- (二) 總督にして法律又は一般行政法の公布令を受けたる時は、左の形式に基きて蘭領印度官報に掲載するものとす。

「知らざる者無からしめんが爲、蘭領印度總督は之れを蘭領印度官報に掲載することを命ず。」

「制定の場所 年月日」

「總督及書記官長又は政府書記官の一人の署名」

- (一) 總督は、重要な理由の下に法律又は皇帝の爾後批准を受くるを條件として法律若しくは一般行政法の公布又は施行を延期することを得。

- (二) 法律に對し斯る處置が講せられたる場合には、皇帝は直に其旨を國會に通知す。

第九十八條

總督が前條に依りて附與されたる權限を行使し而して該處置が是認されざる時は、總督は其れに

第九十九條

關する皇帝の命を受理せる後直に公布又は施行する義務を有す。

- (一) 總督令は、憲法・法律又は一般利益に反するとの理由の下に全部又は其の一部は皇帝に依り消除され又は法律を以つて無効とする。
- (二) 消除は、蘭領印度官報に掲載すべき理由を付したる決定を以つて皇帝に依り命ぜらる。消除後一ヶ年以内に取消案を國會に提出するものとす。
- (三) 消除は直に被消除規定の効力を停止す。
- (四) 第二項所掲期間以内に取消案が國會に提出されざる時は、取消が中止されたるものと見做らす。之に關しては蘭領印度官報に公告するものとす。
- (五) 取消案が否決されたる場合に於ては取消は中止されたるものと見做らされ、其旨蘭領印度官報に公告す。
- (六) 一度取消されたる規定は再び取消すを得ず。
- (七) 憲法又は法律に反すとの理由の下に取消されたる場合に於ては、取消は被取消規定に關聯する總ての取消を爲し得るものに波及するものとす。
- (八) 一般利益に反すとの理由の下に取消されたる場合に於ては、之に關聯するものにして一般利

益に反せざるものゝみ放置することを得。

(九) 總督は總督令の全部若しくは一部が消除又は取消されたる場合に於ては、本條第三項・第四項・第五項・第七項・及第八項の規定が履行さるゝ様及消除又は取消されたる規定を再び定むる場合に於ては總督令を以つて爲す様留意するものとす。

(十) 總督令の部分的消除又は取消は、消除命令若しくは取消命令中に掲げられざる規定の効力に何等影響を及ぼさず。

第一百條

取消が、樞密院に諮詢せる後理由を付したる決定を以つて皇帝に依りて爲され且つ第九項規定中の「總督令」なる語の代りに一度「政府條令」なる語に置換へらるゝ時は、前條の規定は政府條令にも適用することを得。

第四章 豊算及起債

第一百一條

(一) 豊算は各部 (Afdleelingen) より成り、各部は之を和蘭に於ける歳出・蘭領印度に於ける歳出及和蘭に於ける歳入・蘭領印度に於ける歳入を規定する四綱目に別たれ、各綱は各節に別たる。

第一百二條

(二) 一般行政各部 (Departementen) に關するものは當該一部に關する以外のものを含むを得ず。

第一百三條

(一) 一般豫算案は、毎年總督に依り第一回通常議會開催に際し國民參議院に提出さるゝものとす。該案は、意見を付され最大限七月三十日までに國民參議院により總督に返送さるゝものとす。

(二) 追加豫算案に關しては、返送期限は其の都度總督に依り定めらるゝものとす。

第一百四條

(一) 總督は、國民參議院の協賛を経たる後一般豫算並に追加豫算を確立す。

(二) 前記の決定は、前條所掲期間經過後二週間以内に「ジャバセクリヤント」に公表さるゝものとす。

第一百五條

(一) 次條の規定を除き、第一百三條所掲の決定は効力を發生するには常に法律の批准を要す。

(二) 一般豫算に關する決定の可決又は否決法案は、豫算年度に前行する年の遅くも十月十六日までに又追加豫算に關する決定の可決又は否決法案は、出來得る限り迅速に和蘭議會に提出すべしものとす。

第一百五條

(一) 緊急支出を必要とする場合該支出が算入されて居る決定が法律に依り批准さるゝまで待つを得る場合に於ては、總督は該批准を待つと共に由由を付せる決定を以つて之れが支出を命ずる權限を有す。

(二) 後者の決定は、國民參議院並に蘭領印度會計検査院に通知さるゝものとす。

第一百六條

第百三條所掲の決定は、批准されたる後蘭領印度官報に掲載さるゝものとす。

第一百七條

國民參議院にして第百二條所掲の期間を等閑に付したる時は、豫算は法律に依りて確立さる。

第一百八條

(一) 一般豫算の或部の全體に關し總督及國民參議院の意見が一致せざる時は、該部の確立は法律を以つて行はるゝものとす。

(二) 一般豫算の各部の細目に關し意見の一一致を見ざる時は、必要に應じ法律を以つて確立す。

(三) 第二項の規定は、若し其に關し意見の一一致を見ざる時は追加豫算の場合にも適用す。

第一百九條

(一) 一般豫算に關する第百三條所掲の決定が法律に依り批准されざる時は、關係當該部は追つて

第一百十條

(一) 一般豫算を確立する批准されたる決定は、該豫算に關する諸法律と同様に關係豫算年度の一月一日より効力を發生するものとす。

(二) 決定は、決定が蘭領印度官報に掲載されたる其の日より効力を發生せるものと見做らざる。蘭領印度官報に掲載される場合に於ては、豫算は關係年度に前行する年に準す。

第一百十一條

(一) 總督は、國民參議院の協賛を経たる後各年度別に蘭領印度の決算を決定を以つて確定す。

(二) 總督は、同一の方法を以つて最高十年毎に決算剩餘金の用途及不足額の填充方法を決定す。

(三) 本條第一項並に第二項所掲の決定はジャバセ、クラントに公告するものとす。効力を發生するには法律の批准を要す。

第一百十二條

(一) 蘭領印度の決算がそれに關する總督及國民參議院の意見が一致せざる爲決定を以つて確立さ

れ得ざる時は、確立は法律を以つて爲さるものとす。

(二) 決算は、其れに關する總督の決定が批准されざる場合に於ても、同様に法律を以て確立さるものとす。

(三) 本條第二項及第三項の規定は、決算剩餘金の用途並に不足額の填充に關する決定に對しても適用す。

第一百十三條

第一百十一條所掲の決定は、批准を得たる後蘭領印度官報に掲載さるゝものとす。

第一百十四條

(一) 蘭領印度の借款は、法律に準據するか又は國民參議院の贊同を經法律に依り批准されたる總督の決定に準據するに非ざれば之を爲し又は保證するを得ず。

(二) 總督は總督令の定むる規定を遵守し蘭領印度國庫證券又は國庫約束手形を發行する權限を有す。

(三) 官業物產の抵當又は擔保借款は總督の許可を得て爲すものとす。

第五章 一般行政部及會計検査院

第一百十五條

一般行政各部は各々部長官に依り統率され、部長官の職務並に權限は第三十一條に規定するものを除き總督之れを定む。

第一百十六條

各部長官は合同して部長官會議を組織す。總督は本會に對する訓令を發す。

第一百十七條

(一) 會計検査院は國家の財政管理並に會計官吏の責任を監督す。

(二) 會計検査院に對する訓令は、蘭領印度の財政管理方法及責任を規定する法律に基き一般行政法を以つて制定す

第六章 地方行政

第一百十八條

事情の許す限り領内土人は總督に依り、一般並に特別規定を以つて規定されたる又は規定さるべき監督官の監督を受くる政府の任命せる又は認むる同族の長の直接支配下に置かるゝものとす。

第一百十九條

(一) 蘭領印度の領土を省 (Provincien) 又は州に分割することは總督令を以つて行はる。

(二) 省には總督令を以つて省議會を設け地方財政を取締並に管理せしむ。

(三)(四) 本條第四項及第五項に規定する場合を除き、省議會は參事會を任命し、普通總督令の定むる所に從ひ日常事務の指導並に之が執行に當らしむるものとす。

(四) 總督は各省に知事を任命し、省議會並に參事會の行動を監視せしむ、知事は其の官職よりして省議會並に參事會の議長にして後者の場合に於ては顧問とす。

(五) 省議會の判断に於て省が參事會の任命を許さざる状態にある時は、知事は本條第三項所掲の日常事務の指導並に之が執行を爲す。

(六) 一般條令が之を要求する時は省當局は其の施行に助力するものとす。施行は參事會が任命され居る省にありては本參事會に依り、然らざる時は一般條令が特に省議會の助力を要求せざる限り知事之を爲す。省議會が助力を拒絶せる場合に於ては、參事會が任命され居る所に於ては參事會之を爲し參事會之を拒絶したる場合に於ては知事之を爲す。

(七) 其他省議會の組織・權限及び義務並に省の財政管理並に責任は總督令を以つて定む。

(八)(九) 法律若しくは一般利益に反する省議會、參事會又は知事の決定を消除し並に取消す總督の權能は總督令を以つて定む。

(九) 省財政の取締並に管理が縣當局に依り甚だしく等閑視されたる時は、總督令を以つて本條第

二項、第三項の規定に拘泥せずしてそれに基きて省の行政を爲すべき方法を規定することを得。

第一百二十條

(一) 本法中に若しくは本法に基きて他に規定されざる限り前條第二項所掲の地方財政に關係を有せざる行政事務は、省に於ては總督の名に於て知事之を司り、他の地方に於ては行政は總督の名於て該地方の最高官吏之れを司る。

(二) 其他の地方に於ては、總督令を以つて地方長官に所定の組織並權限を有する顧問議會を從属せしむることを得。

(三) 總督は省知事並に本條第一項所掲の最高官吏に對し訓令を發し且つ彼等と各種集會、官吏、陸海軍司令官との關係を規定す。

(四) 他に規定せざる限り民事當局の權限を最高とす。

第一百二十一條

(一) 地方の狀態が之れも許す時は、省の一部を總督令を以つて自治公共團體に指定することを得。

(二) 前項の規定に基きて指定されたる各自治團體には總督令を以つて議會を設置し、公共團體の財政を取締ると共に之を管理せしむ。

(三) 一般並に省條令が之れを要求する時は、本公共團體當局は條令の施行に助力するものとす。

前記當局が本助力を拒絶したる場合如何なる當局が公共團體當局に代るべきやは總督令を以つて定む。

(四) 日常事務の指導及執行並に議會の議長及び本團體の組織、權限、義務に關する規定は總督令を以つて定む。

(五) 法律又は一般利益に反する本團體の決定は、總督令に定むる方法を以つて消除又は取消すことを得。

(六) 斯る公共團體の財政の取締並に管理が其の當局に依り甚だしく等閑視されたる時は、總督令を以て本條第二項、第三項の規定に拘泥せずしてそれに基きて公共團體の行政を爲すべき方法を規定することを得。

第一百二十二条

第百十九條及第百二十一條中に又は之れに基き他に規定されざる限り第百二十三條、第百二十四條及第百二十五條の規定は、省又は省内の自治公共團體と指定されたる地方にも適用す。

第一百二十三条

(一) 事情の許す場合地方又は地方の一部に對しては、財政は當該地方の特別費用に充當する目的を以つて當該地方の固有財政として第百十七條所掲のものより分離さるものとす。

第一百二十四條

(二) 前項の規定が適用さるべき地方若しくは其の一部及其の爲に分離さるべき財政並に蘭領印度の一般財政より支辨されざる費用は總督令を以つて指定す。

第一百二十四條

(一) 地方若しくは地方の一部の固有財政の管理及責任は總督令を以つて定められ、且つ會計官吏の責任の監督が他の方法を以つて規定されざる限り會計検査院の監督下にあるものとす。

(二) 財政の管理並に支出の取締は、第百二十二條第一項の規定が適用さるゝ各地方又は地方の一部に於ては、出來得る限り總督令に依り設置さるゝ議會に一任さるものとす。

(三) 地方又は地方の一部は、其に關する決定が總督令に依り決裁さるゝに非ざれば起債を爲し又は之れを保證するを得ず。

第一百二十五條

(一) 第百二十四項所掲の議會は、其の設置されたる地方の利益となる事に就ては總督に先んじて之れを爲す權限を有す。

(二) 議會の其他の權限、職務、組織及秩序維持に關する規定、議長の指名、議員の任命又は選舉並に其に關連する規定及地方議會と地方の一部に於ける議會との關係は總督令を以つて定む。

(三) 議會に對しては總督令を以つて、總督の監督の下に其の設置されたる地方に對し該地方の固

有財政を鞏固ならしめんが爲課稅に關する條令を制する權限並に本法第四十六條第一項、第二項及第一百二十九條並に一般條令に定むる問題に關し總督に依り總督令を以つて定められたるもの若しくは地方長官に依りて發布されたる條令にして彼等の草案に係るものと處理する權限を與ふることを得。

第一百二十六條

(一) 爪哇マヅラの各地方をレヘントスハツブ(土人自治州)に分割することは總督令を以つて爲さるものとす。

(二) レヘントスハツブには、土人の習慣を加味する官名の下に總督に依り土人住民中より選出されたるレヘントを任命す。

(三) レヘントの訓令及彼等の對歐人官吏關係は總督之を定む。

(四) 爪哇及マヅラに於けるレヘントの地位が空席となりたる時は、技量、勤勉、誠實及忠節等を條件として出來得る限り前レヘントの子息の一人又は後裔を以つて後繼せしむるものとす。

第一百二十七條

(一) 爪哇・マヅラに於けるレヘントスハツブは、必要と認むる時は總督に依り各デストリクトに分割さる。

第一百二十八條

(一) 各デストリクトは、土人の習慣を加味する官名の下に土人の頭目に依り管轄さる。

(二) デストリクトの頭目の訓令及彼等の對歐人官吏關係は總督之を定む。

(四) 省にありては、前項の決定は知事之を爲す。

第一百二十九條

(一) 土人都市は、總督の指定する權能の許可を得るを條件とし彼等の首長及統卒者を選舉す。總督は如何なる侵害に對しても本權を維持す。

(二) 土人都市の頭目又統卒者がその爲に指定されたる權能に依り任命さる、場合は、總督令を以つて定むることを得。

(三) 土人都市は、總督、地方當局又は總督令を以つて指定されたる自治公共團體當局の公布せる條令を尊守するを條件として彼等の財政の取締並に管理を一任さる。

(四) 本條第一項及第三項の規定が國民の制度若しくは既得權と相容れざる時は、之れを施行せざるものとす。

(五) 左の如き土人都市の權限は總督令を以つて定む。

一、所定の監督を受け稅金を賦課する權限。

二、所定の範圍内に於て彼等の發布せる條令の違反に對し罰則を設ぐる權限。

(六) 第百二十一條第二項若しくは第百二十四條第二項所掲の議會が設置され居る都市の境界内に其の全部又は一部が包含されて居る土人都市の該境界内に位する部分に對しては、必要に應じ本條第三項規定の適用を省き又は控除す。之の結果如何なる方法を講ずるやは必要に應じ總督令を以つて定む。

第一百二十九條

地方長官は規定を制定する並に警察鑑査の權限を有し、且つ之が違反に對して總督令の定む所に從ひ罰則を設くことを得。

第七章 司 法

第一百三十條

土人自ら裁判を爲すを許可され居らざる地方に於ては、蘭領印度に於ては裁判は皇帝の名に於て行はる。

第一百三十一條

(一) 民法、商法、刑法並に民事訴訟法、刑事訴訟法は、本法に依り又は本法に基きて他に刑法立法權が附與され居る場合を除き、總督令を以つて定む。規定は總ての又は或住民團體若しくは其の

一部分又は各地方に共通のもの及該臣民團體の一又は其れ以上に對するもの又は各部分に對するものごとに各別に爲さるゝものとす。

(二) 總督令中には左の民法及商法を規定す。

A 和蘭に適用さるゝ法律を遵奉する歐人に對するものにして、蘭領印度の特別事情に依り或は彼等をして他の臣民團體の一又は其れ以上の臣民團體若しくは其の一部に對するものと同一の規定に服從せしめ得るの故を以つて該法律の適用を避くべきもの。

B 土人及東洋外國人並に本兩住民團體を構成する其の一部に對するものにして、彼等の社會的
要求が之を要求し歐人規定に必要な修正が加へられたるもの及歐人と共に服從せしめらるべき共
通の規定が彼等の間に適用されて居る彼等の宗教並に習慣に關連する法規に重きを置かるゝものし
て、一般利益又は彼等の社會狀態の要求に依り之れに悖つて制定さるべきもの。

(三) 總督令中に規定さる刑法、民事訴訟法及刑事訴訟法は、和蘭の法律を遵奉する歐人のみ適
用さるゝものにして殊に蘭領印度の特種事情に依り必要な改正の行はれた時は適用聲明又は共通
の規定に服從せしむとの命令に依り其他の臣民團體又は其の一部に對しても適用され、斯る場合に
於では該法律は之を適用し得べき範圍内に於て運用さるゝものとす。

(四) 土人及東洋外國人は、彼等にして既に歐人と共通の規定に服從せしめられ居らざる限り彼等

に適用され居らざる歐人の民法及商法の規定の一般若しくは其の特定規定に自ら服従する権限を有す。服従並に其の結果は總督令を以つて定む。

(五) 本條に基く總督令は、土人自ら裁判するを許可され居る地方に於ては之を許容し得る範圍内に於て適用さるものとす。

(六) 現行對土人及東洋外國人民法並に商法は第二項所掲の總督令に依り換補されざる限り効力を持続す。

第一百三十二条

軍事刑法は和蘭の現行法に最も類似せる總督令を以つて定む。

第一百三十三条

(一) 一般利益の見地よりして行はる、財又は權利の剥奪は、一般利益が之を要求する旨總督令を以つて聲明し且つ總督令に定むる規定に基き前以つて其に對して倍償を爲すか又は其が保證を爲すに非ざれば之を爲すを得ず。

(二) 戰爭、戰過、暴動、火炎、水害、地震、火山の爆發又は其他の緊急を要する場合即時之が沒收を必要とする場合に於ては、豫め總督を以つて聲明を爲べき及支拂はるべき倍償を前以つて受くる又は之が保證に關す規定を適用せず。

(三) 前項に掲ぐる場合の外前以つて總督令の聲明を要求し得ざる場合は總督令を以つて定む。

第一百三十四条

(一) 財産又は其より發生する權利に關する紛争訴訟、債務要求訴訟又は他の民法に基く訴訟は絕對に司法權の所管に屬するものとす。

(二) 土人間又は之と同待遇を受くる同族間に惹起せる民事爭議にして彼等の宗教的法律若しくは在來の習慣法に基くものは、彼等の牧師又は頭目之を解決するものとす。

第一百三十五条

司法權は、一般條令の指定する裁判官に依りてのみ行使さる。

第一百三十六条

何人とも彼の意志に反するの故を以つて一般條令が彼を裁判すべく認めたる裁判官を忌避するを得ず。

第一百三十七条

政府は、本法に依り許可されたる以外の司法事件に干與するを得ず。

第一百三十八条

(一) 事件の性質よりして若しくは一般條令の規定に基き行政當局の決定すべきものは之れに一委

さるものとす。

(二) 司法權及行政權間に惹起せる權限の紛争は、總督に依り蘭領印度評議院の同意を得たる後總督令を以つて制定すべき規定に基きて決定さる。

第一百三十九條

裁判所及土人牧師間並に民事及軍事裁判官間に惹起せる權限の紛争は、前條に掲ぐる規定並に方法を以つて總督に依り決定さる。

第一百四十條

總督令に指示する土候並に土人頭目に對し民事訴訟及刑事訴訟を起すには、爪哇、マヅラにありては總督の又其以外の地に於ては地方長官の許可を要す。

第一百四十一條

第三十三條、第三十五條及第三十七條所掲の場合を除き、刑事訴訟法に關する總督令に依り權限を附與されて居る當局の命令及それに掲ぐる方法を以つてするに非ざれば何人も監禁するを得ず。

第一百四十二條

郵便又は其他の運輸機關に委託されたる手紙の秘密は、總督令に掲ぐる場合に於ける裁判官の命令によるに非ざれば不可侵とす。

第一百四十三條

何人と雖も一般條令に掲ぐる方法及場合以外には、刑の執行又は刑の宣告を受けざるものとす。

第一百四十四條

如何なる刑罰と雖も死刑又は總ての民法上の權利を喪失せしむるを得ず。

第一百四十五條

如何なる犯罪違反と雖も、罪人の所有に屬する財産を沒收する刑に處すを得ず。

第一百四十六條

(一) 總ての宣告には、其の犯罪又は違反が確然たる法規に基くものゝ外其の宣告の理由及刑事案件の真相を明記するものとす。

(二) 土人判官の爲に、宣告に理由を付すべしとの規定に必要な改正を加ふべき箇所は、總督令を以つて定む。

(三) 裁判は、總督令に指示する場合を除き公開さるものとす。

(四) 宣告は、總督令の指示する場合を除き公開法廷に於て爲さるものとす。

第一百四十七條

蘭領印度に於ける最高裁判機關はバタビヤに設置され蘭領印度高等法院と稱す。

第一百四十八條

- (一) 蘭領印度高等法院長は皇帝に依り任免さる。
- (二) 高等法院長・副法院長及職員は、彼等の同意を得てのみ他の官務に轉任せしむるを得。

第一百四十九條

- (一) 高等法院長・副法院長及職員は、次の場合免官さる。
- A 年齢六十五才に達せる場合。
 - B 長期に亘る精神病又は肉體上の病氣若しくは老衰の結果該官職に不適當と思考さる、場合。
 - C 後見人を附せられた場合。
 - D 所掲の場合に於ては副法院長及職員は皇帝に依り免官さる。
- (二) A 及 B 所掲の場合に於ては免官は依願免官とされ、C 所掲の場合に於ては依願免官の名目之下に免官さる。
- (三) (四) 本條に掲ぐる以外の場合に於ては、本人の願に依り又は第一百四十八條に基く轉任の場合に於てのみ免官さる、ものとす。

第一百五十條

- (一) 高等法院長・副法院長又職員は、左の行爲を爲したる時は皇帝に依り彼等の官職を免せらる。

- A 彼等にして、一般行政法に規定する罰すべき事實を自由剝奪刑として宣告せる時。
 - B 彼等にして破産の宣告を受け又は負債に依り投獄されたる時。
 - C 不行跡又は不徳義の行爲を爲し又は官務に著しく不忠實なる時。
 - D 一般行政法を以つて定められたる左の規定に違反せる時。
- 一、他の官務又は地位に就任し若しくは他人の利益を代理するを禁ず。
- 二、營業を爲し又は貿易、企業に關係するを禁ず。
- 三、一定の引續き住居する住所を指定す。
- 四、訴訟關係者又は其の辯護士若しくは代理人に助言し又は援助を與ふるを禁ず。
- 五、會議の秘密を維持する義務を有す。
- (二) D 所掲規定の違反は、副法院長及職員の場合に於ては前以つて同違反に對し院長の警告を受けたる事實存する場合に限り免官の理由となるものとす。
- (三) A B 及 C の場合に於ては、免官は同時に國家の官吏たるを得ずとされ、D 所掲の場合に於ては之れを懲戒免官とするや否やは皇帝之を決定す。

第一百五十一條

- (一) 總督にして、蘭領印度評議院に諮詢したる後法院長、副法院長の一人若しくは職員の一人を第一百

四十九條及第百五十條に掲ぐる一に該當するの故を以つて免官するの至當なりと判断せる時は、當該人に彼の不法行爲を書式を以つて通知すると共に總督の定むる期間内に之に對し書式を以つて應答辯明せしむる機會を與ふるものとす。本愁訴狀並に受理されたる辯明書は、總督に依り彼の免官案に添付さるゝものとす。

(二) 當該人は皇帝の指令を待つ間總督に依り待令處分に付さるものとす。彼は、彼にして之を請求する時は賜暇給料を支給さるゝと共に賜暇を許可され、返答せんが爲自由に和蘭に渡船する機會を與へらる。彼にして之を請求せざる時は、彼は皇帝の指令を待つ間待令俸給を支給さる。免官の提案が却下されたる時は、待命處令は解かれ、當該人には待命となりたる時以來支給されたる賜暇俸給又は待命俸給及び現任俸給との差額を支給するものとす。

第五十二條

(一) 高等法院長又は副法院長の一人若しくは職員の一人に對し逮捕命令又は監禁命令が發せられたる時、或は保護所又は精神病院に收容することを許可されたる場合及負債に依り禁獄されたる時は、待命を命ぜらる。

(二) 前項所掲の司法官に對し逮捕命令又は監禁命令を發すること無く之を有罪と認めたる場合に於ては、總督は蘭領印度評議院に諮詢したる後待命處分に付す事を得。

(三) 第一項及第二項所掲待命の場合に於ては、待命俸給を支給す。

第一百五十三條

(一) 處分期間の經過後若しくは高等法院の意見を聽取したる後檢事總長の要求に依り又は待命裁判官の要求に依り保護所、病院若しくは負債に基く監禁より放免されたる時は、待命は高等法院並に檢事總長に諮詢したる後總督に依り取消され且つ本條第二項の規定を除き當該人は待命期間に對する待命俸給及現任の場合支給さるべき俸給額との差額を支給さる。

(二) 總督にして蘭領印度評議院に諮詢し第百四十九條B及第百五十條を適用する可能性ありと判断する時は、待命は總督に依りて確定され、其の期間に對しては、提案が否決されたる時は合法的に待命處分に付せられたる時以來支給されたる賜暇俸給又は待命俸給と現職の場合受くべき俸給額との差額を支給すとの條件の下に第百五一條の規定を適用するものとす。

第一百五十四條

(一) 高等法院長、副法院長及職員にして外國行の賜暇を願出づる者は、第百五一條第二項所掲の場合以外同時に其の内に退職願の意見を含むものと見做す。

(二) 賜暇期間中及其後に於ては、次項の規定に準據して或官職に任命されざる限り當該人の願出又は第百四十九條及第百五十條適用の結果に非ざる限り彼等は免官されざるものとす。

- (三) 賜暇より蘭領印度に歸還したる時は、彼等は彼等の歸還の時を考慮し又同時に歸還せる時は彼等の高等法院に初めて任命されたる日付を考慮し、彼等にして空席の出來たる以前に既に彼等の同意を得て他の官職に任命される時は、同院の第一次空席に以前の官等を以つて再び任命さる。
- (四) 彼等は臨時に他の官職の代理を命ぜられる限り直に待命俸給を受くるものとす。

第一百五十五條

蘭領印度評議院副議長、議員及一般條令に掲ぐる官吏は、彼等の在任中に犯したる犯罪及違反行為に對し高等法院の裁判を受くるものとす。

第一百五十六條

現行犯發覺の結果一時的に留置さるゝ場合を除き、前項所定の官吏に對しては逮捕命令を發するを得ず又官職上の犯罪の場合に於ては、總督令に依り總督の定むる所に基き且つ其れに掲ぐる方法に基きて許可さるゝに非ざれば之れを爲すを得ず。

第一百五十七條

總督及副總督は犯罪又は違反の故を以つて和蘭に於て裁判され、即ち官職上の犯罪の場合に於ては和蘭の大審院に於て裁判され、又和蘭政府が設置されたる場所に於て行はれたる其他の犯罪及違反に對しては和蘭立法に依り本問題を裁判する權限が與へられ居る裁判官の裁判を受くるものとす。

第一百五十八條

- (一) 高等法院は、訴訟が規則的に進行され且つ裁決さる様監督すると共に總ての裁判所又は法廷に於て法律並に其他の一般條令が遵守さるゝ様監督す。
- (二) 法律及其他の一般條令に違反する裁判、處置及判決は、其に關し定められたる規定に基き取消又は無効とさる。

第一百五十九條

- (一) 和蘭に於ける裁判官に依り爲されたる宣告及其命令又は其處にて歐人官吏の手を經て作成されたる公正證書は、蘭領印度に於ても執行することを得。
- (二) 蘭領印度に於ける裁判官に依り爲されたる又は下されたる宣告及命令又は其處にて歐人官吏の手を經て作成されたる公正證書にして宣告と同一の力を認められたるものは、和蘭に於て執行することを得。

第八章 住 民

第一百六十條

- (一) 蘭領印度の入國並に住民に關する規定は、必要的なる限り一般行政法を以つて其他は總督令を

以つて制定す。

(二) 蘭領印度住民とは、該條令の規定に反せずして蘭領印度に住居するものを云ふ。

(三) 居住民に對しては、第三十五條に規定する場合及方法を以つてする外蘭領印度に居住することを拒絶するを得ず。

(四) 住民の居住者としての資格は、當該人が蘭領印度に住居することを罷むるか又は第三十五條の適用に依り當領に居住することを拒絶する、ことに依り消滅するものとす。蘭領印度住民にして當領を立去りたる後十八ヶ月以内に歸還せざる時は、反證無き限り以後蘭領印度居住民としての資格を放棄せる者と見做らざる。

(五) 未成年者及後見人の監督下にある者にして其の合法的代理人が蘭領印度居住民なる時は、同様に蘭領印度住民と見做らされ、別居し居なざる既婚婦人にして夫が蘭領印度住民なる時も之に準ず。

(六) 其他の一般條令に掲ぐる住民權に關する規定は、該條令の取扱ふ問題にのみ効力を有するものとす。

第一百六十一条

本法に云ふ和蘭人は、和蘭王國の法律に依り和蘭人として認められたる者を云ふ。

第一百六十二条

(一) 蘭領印度領内に居る總ての者は、生命財產の保護を受くる權利を有す。

(二) 外國人引渡しに注意すべき規定は一般行政法を以つて制定す。

第一百六十三条

(一) 本法及一般又は其他の條令、規則、警察規則並に行政規定の規定が歐人、土人及其他の東洋外國人間に區別を設くる時は、其の適用に關して次の如く定む。

(二) 對歐人規定の適用を受くる者は、

一、總ての和蘭人

二、第一に含まれざる者にして歐洲より渡來せる者

三、總ての日本人及第一、第二に屬せざる者にして和蘭のそれと同様の原則に基く家族法が施行され居る國より渡來せる者。

四、蘭領印度に於て出生されたる嫡出子及法律に依り認知されたる小兒及第二第三に掲ぐる者の子孫。

(三) 總督令を以つて規定さる、土人基督教信者の裁判に關する規定を除き、對土人規定の適用を受くる者は、蘭領印度領内に居住する總ての土人、土人以外の他の民族に轉族せざる者及土人以外

の民族に屬する者なれども之と同等視さるゝ者とす。

(四) 總督令を以つて規定さる、基督教信者の裁判に關する規定を除き、對東洋外國人規定の適用を受くる者は本條第二項、第三項中に掲げられざる者とす。

(五) 總督は、蘭領印度評議院の同意を得たる後其が適用を受けざりし者に對し對歐人規定を適用する旨聲明する權限を有す。本適用の聲明は法律上よりして其の嫡出子又は法律に依り認知されたる小兒及當該人の子孫に對しても効力を有するものとす。

(六) 各人は、總督令の定むる規定に基き彼が如何なる部類の者に屬するやに關し裁判官の決定を抑ぐことを得。

第一百六十四條

(一) 新聞紙に對する政府の取締規則は總督令を以つて制定され、新聞紙に依る思想の發表及和蘭以外の地に於て印刷されたる新聞紙の輸入は社會の安寧秩序維持に必要とする、以外何等之れを防害せざるを原則とす。

(二) 和蘭に於て印刷されたる新聞紙は、總督令に定むる規定に基く各責任を除き自由に輸入することを得。

第一百六十五條

(一) 住民は集合及會議を爲す權利を有す。

(二) 本權利の行使は、社會の安寧秩序維持上總督令を以つて之れを取締るご同時に之れを制限す。

第一百六十六條

居住民の各人は、和蘭たると蘭領印度たるとを問はず文書を以つて固人的に而して多くの者に依り署名されたるもの代表せざるを條件として當局に請願する權利を有す。連名して爲すには、合法的に組織されたる又は斯るものとして認められたる團體に依り又は之れを経てのみ爲すを得。此場合に於ては請願事項は彼等の關係事業以外の問題に關するものたるを得ず。

第一百六十七條

(一) 住民は社會の安寧秩序維持に協力する義務を有し、若し和蘭國臣民なる時は第九十一條の規定に基き蘭領印度領土の防禦の任に服する義務を有す。

(二) 何人を以つて本條に云ふ住民と見做らすやは一般條令を以つて定む。

第一百六十八條

(一) 蘭領印度に於ては、皇帝により與へられたるもの以外の歐洲式貴族の稱號を認めず。

(二) 蘭領印度の住民は、皇帝により特に許可さるゝに非ざれば外國の徽章、稱號、位階又は榮位を受納するを得ず。

第一百六十九條

(一) 蘭領印度に於ける奴隸制度は、外見上千八百六十年一月一日を以つて撤廢されたるものとす。

(二) 本撤廢の準備方法、暫進的實施並に其結果起るべき賠償に關しては總督令を以つて定む。

(三) 憲法第六十條第三項所掲の年度報告書中には、本條の施行成績を毎年掲載するものとす。

第一百七十條

(一) 奴隸貿易、奴隸の輸入並に公開賣買は之れを禁ず。

(二) 他所より奴隸として輸送されたる者は、蘭領印度の領域に入ると同時に自由の身となるものとす。

第一百七十一條

蘭領印度に在住する奴隸に對する主人の權利、義務は總督令を以つて定む。

第一百七十二條

(一) 爪哇マヅラに於ては、債務の保證として人質を受授することを禁ず。

(二) 本禁制は、總督に依り社會狀態が之れを許客し得る領内の爪哇、マヅラ以外の地方にも適用さる。

(三) 人質關係を定むする總督令は、未だ該制度を撤回し得ざる地方に之が撤廢を要求することを得。

(四) 人質關係は、債務者の子供に累を及ぼさず。

(五) 人質の海外輸送は之を禁ず。

第九章 宗 教

第一百七十三條

各人は、社會の安寧秩序を亂さざること及所法に關する一般條令に違反せざるを條件として信教の自由を有す。

第一百七十四條

(一) 屋内又は封鎖されたる場所に於て公開さる、總ての宗教的行爲は、社會の安寧秩序を亂さざる限り之を許す。

(二) 屋外又は露天に於ける斯る行爲は當局の認可を要す。

第一百七十五條

總督は、總ての宗派が一般條令に服從する様留意するものとす。

第一百七十六條

基督教會聯盟の現存組織及管理方法の變更は、皇帝並に當該聯盟當局雙方の許可あるに非ざれば之を爲すを得ず。

第一百七十七條

(一) 基督教々師、牧師及派遣傳道師にして蘭領印度の特定區域内に於て彼等の事業を爲さんとする者は、皇帝より又は皇帝の名に於て與へらる特別許可證を所持するを要す。

(二) 前記許可の有害なりと思考さるゝか又は許可條件の遵奉されざる時は、許可は總督に依り撤回さる。

第一百七十八條

(一) 基督教に歸依し居らざる土人牧師は、宗教上に關しては該宗教に歸依し居る土侯、ヘレント又は首長の最高監督下にあるものとす。

(二) 最高監督者は、牧師が本法及び皇帝に依り又は皇帝の名に於て公布されたる條令に對し違反行爲を爲さざる様留意するものとす。

第十章 教 育

第一百七十九條

(一) 總督は常に公民教育に留意するものとす。

(二) 其の組織は、各人の宗教的觀念を尊重すると共に總督令を以つて定む。

(三) 憲法第六十條第三項所掲の報告書中には、公民教育並に土人學校の狀況を毎年報告するものとす。

第一百八十條

歐人並に之と同等視さるゝ者に對して教育を施すことは、政府の監督を受くるを及教師の技量並に德行調査を受くるを條件として自由に爲すことを得。

第一百八十一條

歐洲人住民が必要として之を要求し事情が之れを許す時は、總督令の定むる規定に準據して完全なる小學校教育を施すことを得。

第一百八十二條

總督は土人學校の設立に留意すべし。

第十一章 貿易及海運

第一百八十三條

(一) 輸出入税並に通過税率は法律を以つて定む。

(二) 緊急なる場合に於ては、税率は法律の爾後批准を條件として總督令を以つて改正することを得。

(三) 斯る改正の行はれたる時は、直に其旨を國會に通知す。

第一百八十四條

(一) 蘭領印度の各港は一般貿易に開放され、一般並に地方的規定を遵守するを條件として和蘭國と友宜關係を保持する各國の船舶の出入を許す。

(二) 其他の港に於ても、沿岸航海並に輸出入税の賦課及び之が保證に關する條令に服從する時は同様の條件の下に出入するを得。

第一百八十五條

(一) 如何なる機關と雖も、法律に據り且つ斯る法律に定むる規定並に條件に基くに非ざれば蘭領印度に流通銀行として營業し又は蘭領印度に於て銀行券を發行し又は之れを流通せしむるを得ず。

(二) 流通銀行とは、専ら又は營業の一部として銀行券を發行し又は之を流通せしむる機關を云ふ。

第十二章 治水

第一百八十六條

(一) 事情の許す時は、治水行政關係施設は法律的人格を有する治水團體に一任するものとす。
(二) 治水團體の設立、解散及組織、制度、操業範圍並に該團體當局の權限は、總督令を以つて定む。
(三) 該當局には總督令を以つて、其に關してそれに定めらるべき規定を遵守し且つ其れに定むる治水事業の財政上の監督の下に條令及課稅を爲す條令を作成する權限を與へらる。總督令は又彼等の條令中に其が違反に對する罰則を設くる權限を與ふることを得。

終末規定

第一百八十七條

本法は印度憲法として引用することを得。

千九百二十五年六月二十三日付法律第二條(官報第二百三十四條)

一、本法が効力を發生する時に於て効力を有する總ての法令、規定及決定は、本法の規定に基き

他に依り換補さる、まで効力を存續す。

二、蘭領印度の内政問題に關して制定されたる總ての規定及法律並に一般行政法中の規定は、次の法律に掲ぐるものゝ外總督令を以つて改正、増補、撤回又は換補することを得。

A 蘭領印度立法・行政法中の規定。

B 本法律の効力發生後公布されたる法律並に一般行政法中の規定。但し本法律の効力發生以前に公布されたる法規の執行を爲す一般行政法を除く。

C 法律に基き、其の規定が本法の効力發生後に公布されたる問題に關する法律及一般行政法又は蘭領印度立法行政法に依り法律又は一般行政法を以つて制定さるべきもの。

D 印度會計法(印度官報千九百十七年第五百二十一號)の規定。

E 千九百十二年制定印度貨幣法

F 印度鑄業法

G 千九百二十二年制定爪哇銀行法

三、蘭領印度立法行政法第二十條B(現在は第五十五條)第四項所掲の選舉區の設定及各選舉區に於て選出すべき國民參議院議員數の規定並に其他該院の選舉權及選舉の方法等に關するものは、初回に於ては一般行政法を以つて制定するものとす。委員會の選舉方法は、最初に於ては一般行政法を

制定するものとす。斯る一般行政法案は、本法の効力發生當時設置され居たる國民參議院の討議に付するものとす。

四、皇帝の定むる期間以内に、本法の効力發生當時設置され居たる國民參議院は新規則に依り組織されたる國民參議院に依り交代さる、ものとす。

五、蘭領印度立法行政法第三章の諸規定及本臨時規定の第二は、新規則に依り組織されたる國民參議院に依り委員會が設置さるゝまで効力を發生せざるものとす。蘭領印度政府統治令第二十條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十三條、第三十五條及第一百三十一條第二項・第三項D及E並に第五項は、法文中の「問題」(Onderwerpen)及「一般條令案」(Ontwerpen van Algemeene Verordening)なる語が「總督令案」となさる條件を以つて其の効力を持續す。

六、

イ 蘭領印度立法行政法第四章の諸規定の内豫算及決算に關するものは、本法の規定に依り組織されたる國民參護院の最初の會議が開催されたる翌年の豫算及決算に始めて適用さるゝものとす。

ロ 前年度の豫算決算に關しては、本法制定當時適用され居たる規定を適用するものとす。

千九百二十五年七月十三日付勅令(官報第三百二十七號)

植民大臣 デ・グラーフ (De Graaf)

第二編 蘭領印度國民參議院選舉法

第一章 國民參議院投票事務所

第一條

國民參議院議員の選舉は、専ら國民參議院投票事務所の指導の下に行ふものとす。

第二條

- (一) 國民參議院投票事務所は之をバタビヤに設置す。
- (二) 投票事務所は總督の任免する五名の所員及び最小三名の補充所員より成る。
- (三) 任期は四ヶ年とす。
- (四) 臨時空席補充の爲任命されたる者は、被代理者の辭職すべき時に辭職す。
- (五) 所長は、滿期辭職の場合に於ては一ヶ月以前に又所員に臨時欠席生じたる場合に於ては出来る限り迅速に補充すべき各空席に對し二名の推選を總督に爲すものとす。

第三條

- (一) 所長にして爪哇を立去る場合に於ては、豫め其の歸還豫定日を附記し、其旨を總督に通知するものとす。代理所長は、所長不在の場合にのみ總督に其旨を通知する義務を有す。
- (二) 所長並に代理所長は、國民參議院の立候補日より選舉の結果確定に至るまでの其れに關する全ての事務を完了せざる間は總督の許可なくしてバタビヤを立去るを得ず。所員及び代理所員は、前記期間中それが爲はに所長の許可を要す。

第四條

- (一) 國民參議院投票事務所長は、同事務所に送達さるゝ總ての書類を受理開封し且つ之れを處理す。
- (二) 所長は會議の日時を決定し、所員に討議すべき問題を附記せる召集狀を發す。彼は事務所の會議を司會し、且つ之を中止し或は要求に依り延期することを得。
- (三) 所長は、事務所の所管事務が迅速に且つ完全に行はるゝ様監督す。
- (四) 所長は、記録の保管を掌る。

第五條

- (一) 國民參議院投票事務所の會議は、所長若しくは代理所長をも加算して最小限四名の所員又は

補充所員の出席せるものに非ざれば効力を有せず。

(二) 公開會議開會の日、時、場所及び議題は、豫めジャバッセ、クラントに公告す。

(三) 公開會議開催中は、會場の秩序を亂さざる限り何人と雖も會場内に入出する權利を有す。所長は會場内の秩序維持の責任を有す。

(四) 所長は、投票事務所の會議が行はれる卓子を、會場内に居る者が所員の行動を目撃し得る様配置す。

(五) 公開會議に於て討議されたる議事に關しては調書を、又秘密會議の議事に關しては議事録を作成す。

(六) 該書類中には、國民參議院投票事務所の組織並に會議開催中に於ける其の變更及び會議の各次中止に關する添書を爲すものとす。

(七) 第五項所掲調書の謄本は、出來得る限り迅速に總督、國民參議院議長及關係議會の議長に送付され、且つ事務所は之れをジャバッセ、クラントに發表すると共に代金引換にて其の謄本を分配す。

第六條

空席存する場合以外に投票事務所員に不足を來す慮れる場合に於は、所長は直に一人又はそれ以上の代理所員の任命方を總督に提案す。

第七條

國民參議院投票事務所の爲す可き計算は、所員中の二人に依つて各別に爲さるものとす。

第八條

本法に基き事務所の受理又は發送する電報は、常に發送人に於て直に備付帳簿に記入するものとす。

第九條

國民參議院投票事務所は、必要と認むる時は自發的に關係議會の議長に本法施行に關する各要點の指示を爲す。

第十條

國民參議院投票事務所が職務を執行するに當り、それに關し本法に規定され居らざるか若しくは規定が不完全なる爲疑問を生じたる場合に於ては、本法の趣旨に基きて之れを決定す。如何なる場合と雖も職務遂行上必要なる決定、若しくは取扱規定が規定され居らざるか不明瞭なるか或は不完全なる理由の下に之れを爲すことを差控ふるを得ず。

第十一條

(一) 投票事務所は、該議會の議員が國民參議院の選舉人たる議會の名簿即ち議會名簿と稱するも

のを作成す。

(二) 又選舉人名簿と稱する三種の選舉人の名簿を作成し、一は其の所屬選舉區別の非和蘭人領内臣民のもの、一は和蘭人臣民及一は非和人渡航臣民のものとす。

第十二條

(一) 前條所掲の選舉人名簿作成の爲に同條第一項所掲議會の議長は、國民參議院投票事務所より出來得る限り迅速に本義務を履行する様通達を受けたる時は、遅くとも國民參議院の定期選舉の行はるゝ年の九月十五日までに當時現在の彼が議長たる議會の議員の姓名又は當該人の表示に必要な添書及び空席を前記事務所に報告するものとす。

(二) 側ら左の規定を適用す。

A レヘントスハツブ議會以外の議會の任命議員が官吏なる時は、任命後直に議員として認めらる。

B レヘントスハツブ議會及レヘントスハツブ議會以外の議會の任命議員が官吏に非ざる時は、彼にして任命を受諾する旨を議長に通達せる後初めて議員として認めらる。

C 選出議員は彼の職務に就任したる後初めて議員として認めらる。

D レヘントスハツブ議會以外の議員たる者にして地方議會條令第十二條第一項所掲の場合に該

當する者は、同項所掲の通知が議長に送達さるゝか若しくは議員の地位を法律上辭職すべき事實又は事情存すとの議會の決定に對し抗告を爲し得べき期間を利用せざるか若しくは總督が議會の決定を裁可せる時は議員の資格を喪失したものと見做らざる。

E レヘントスハツブ議會の議員にしてレヘントスハツブ條令第十四條第一項所掲の場合に該當したる者は、同條第二項所掲の通知が委員會に送達さるゝか若しくは當該人は議員の地位を辭すべしとの委員會の決定に對し上告し得べき期間を利用せずして経過せしめたるか或はレヘントスハツブ議會が委員會の決定を肯定したる時は議員の資格を喪失せる者と見做らざる。

F レヘントスハツブ議會の議員にしてレヘントスハツブ條令第十五條第一項所掲の場合に該當したる者は、彼が議員の資格を喪失せる旨宣言したるレヘントスハツブ議會の決定に對し上告し得べき期間を利用せずして経過せしめたるか或は議會の決定を參事會が肯定したる場合には議員の資格を喪失せるものと見做らざる。

(三) 立候補期日の初日に又臨時選舉の場合に於ても同様に、當該議長は第一項所掲の報告提出後に彼の議長たる議會の組織が變更されたる時は、其の變更の要所を電報を以つて報告するものとす。

第十三條

第十一條所掲の名簿は、前條第三項所掲の報告を受理したる後直に國民參議院投票事務所の公開

會議に於て確定し且つ所員は之れに検印す。

第十四條

第二十一條所掲の書式用紙並に第三十七條及第四十九條所掲投票用紙の形狀、構造大きさ及色相は國民參議院投票事務所之れを決定す。

第十五條

國民參議院投票事務所は、第十一條所掲議會の議長が、尠なくも國民參議院議員立候補期日之初より一ヶ月以前に立候補届出用紙を充分に所持し且つ本議長並に土候領に於ける地方行政長官の最年長者が投票前に充分數の未記入投票用紙を所持し居る様配慮す。

第二章 選舉區、各區に於ける選出議員の定員數及び第四選舉區に於ける選舉人

第十六條

非和蘭人領内臣民に屬する國民參議院議員の選舉に關しては左の選舉區を設く。

(一) 西部爪哇區 西部爪哇省の總てを含む

(二) 中部爪哇區 ペカロンガン、スマラン、レムバン、パンジョマス及びゲッターの諸州を含む。

(三) 東部爪哇區 スラバヤ、マヅラ、マヂウン、ケヂリ、バスルアン、ペスキの諸州を含む。
(四) 候領區 スラカルタ、ジョクジャカルタの兩州を含む。
(五) 南部スマトラ區 ランポン地方、ベンクーレン、バレムバン、ジャムビ、バンカ及屬領の諸州並にビリトン島を含む。

(六) メナンカボウ區 ストラ西海岸州。

(七) 北部スマトラ區 アツチエ及び屬領及タバヌリの兩州を含む。

(八) 東部スマトラ區 スマトラ東海岸州及リオ及び其屬領州を含む。

(九) ボルネオ區 西部ボルネオ及び南東部ボルネオの兩州を含む。

(十) セレベス區 メナド及びセレベス及屬領の兩州を含む。

(二) モルツケン區 モルツケン州管内の總てを含む。

(三) 小スンダ群島區 バリ、ロムボク並にチモル及屬領の兩州を含む。

第十七條

第一區及第二區の選出議員の定員は各々三名、第三區は四名、第五區は二名及其他の選舉區に於ては各々一名とす。

第十八條

第四區に於ける選舉人は、土候領に於ける最年長地方長官並に自治領首とす。

第三章 立 候 補

第十九條

- (一) 國民參議院議員の立候補は二日間に之れを爲すものとし、定期選舉の場合に於ては十月十四日及十五日とす。

- (二) 第四選舉區に於ては立候補を行はず。

第二十條

- (一) 立候補は、該臣民團體に屬する選舉人が、國民參議院中に當該臣民團體に對して割當られた議席に對して合法的に指名せる該臣民團體に屬する一人又は其以上の者の姓名を届出することに依つて爲さるものとす。

- (二) 非和蘭人領内臣民の立補者の場合に於ては、本選舉人は尙その選出さるべき者の選舉區に屬さざるべからず。

- (三) 和蘭臣民及び非和蘭人渡航臣民の選舉並に第一、第二、第三及第五選舉區に於ける選舉に於ては、届出書中に割當議席の二倍以上の候補者の姓名を記入すべからず。其他の各選舉區に於ては

一候補者の姓名をのみ記入するものとす。

第二十一條

立候補届出用紙は、立候補期日前三十日間の間及其の初日に於て第十一條所掲議會の議長事務所に於て無料にて獲ることを得。此等議長は無料交付を爲す旨一般に公告するものとす。

第二十二條

- (一) 届出書の提出は、立候補日の午前八時より午後一時迄の間に爲すものとす。
- (二) 敦なくも立候補日の三十日以前に、第二十一條所掲の議長は其の旨を一般に公告するものとす。

第二十三條

- (一) 第二十條第一項所掲の届出用紙に記入すべき姓名、住所並に候補者の當該人たる表示するに必要な其他の添書は羅馬字を以つて爲し、且つ本條第六項に規定する場合を除き最小五人の有權選舉人の羅馬字を以つてする署名を必要とする。
- (二) 若し候補者が歐人規定の適用を受くる又は之れを適用する旨宣言されたる既婚婦人若しくは未亡人なる時は、届出書中には彼女自身の姓名及び出生地を添書し彼女の夫又は亡夫の姓名を以つて記入するものとす。

(三) 署名の側には、署名者の姓名又は當該人の表示に必要な他の添書を爲すと共に彼等の所屬議會名を記入するものとす。

(四) 同一選舉人は一つ以上の届出書に署名するを得ず。

(五) 選舉人にして羅馬字を完全に書き得ざる時は、届出書は彼の要求に依り彼の議員たる議會の議長に依つて記入せられ、議長は届出書の下方に其旨記載す。

(六) 羅馬字を完全に書き得ざる選舉人の署名は、彼の屬する議會の議長立會の上記入せられ、議長は彼の立會の上誰に依つて該署名が行はれたるかを届出書の下方に記入す。

第二十四條

(一) 届出書の提出は、それに署名せる一人又は其以上の者自身に依つて行はるものとす。提出は第十一條所掲議會の議長の一人に對して行はれ、届出が非和蘭人領内臣民に關するものなる時は届出の行はるゝ選舉區内に設置され居る議會の議長に對して行はるものとす。

(二) 候補者は届出に參加することを得。

(三) 左の如き届出は議長に依り拒絶さる。

A 署名者以外の者に依り提出さるゝもの。

B 所定期間外に提出さるゝもの並に第一項第二段所掲以外の議長に提出さるゝもの若しくは

C 五名の署名及其側らに記入すべき姓名及び持參者が議員たる議會名が記入し非ざるもの。

(四) 其他の場合に於ては、議長は届出書を提出したる者に領收證を手交す。

(五) 議長にして届出書が第三項所掲以外の法律的要素を完備し居らざるものと判斷せる時は、理由を附記すると共に其旨を領收證中に記入す。

(六) 同時に本領收證中には、該届出書の署名者は合同意して若しくは各自に書式を以つて或は委任代理者をして領收證中に記入されたる申分に對し國民參議院投票事務所に説明を爲し又は爲さしむる自由を有する旨記入するものとす。

第二十五條

(一) 第二十二條所定の候補者届出期間經過後議長は其の謄本を作成したる後直に提出されたる候補者届出書を各臣民團體別に封筒中に封入封印し、且つ各封筒の外側に其の中に提出されたる届出書が在中して居る旨の説明書を爲し之れに署名す。説明書中には届出書類、關係臣民團體及所屬選舉區名を記入するものとす。

(二) 封筒は其の直後書留郵便にて國民參議院投票事務所に送附さるものとし、同時に發送せる旨を事務所に電報を以つて通知するものとす。

(三) 届出書が全く提出されざる場合に於ては、議長は直に其の旨を事務所に電報を以つて通知す

るものとす。

第二十六條

(一) 前條第二項の發送を爲したる直後、議長は彼の送附せる届出書が本法所定の要素を完備し居るや否やを追調査し、本調査の結果を國民參議院投票事務所に報告す。

(二) 彼にして該届出書が本法規定の要素を完備し居らざるものと判斷せる時は、其の證據となるべきもの、總てを提出すると共に本判断の根據を報告するものとす。

第二十七條

(一) 第二十五條第二項所掲の封筒或は第三項所掲のそれに關する報告を無事に受理せる時は、國民參議院投票事務所長は直に其旨を發送人に報告するものとす。

(二) 届出書の封入しある封筒を損傷状態に於て受理せる時は、投票事務所は公開會議に於て無効とすべきや否やを決定す。

(三) 封筒が無効と決定されたるか或は紛失せるものと見做らされたる場合に於ては、其の旨を電報を以つて發送人に通知し、發送人は本報告を受取りたる後第二十五條第一項に基きて作成したる謄本を同條第一項及第二項規定に準據して國民參議院投票事務所に送附す。

(四) 謄本の送附は必要なる場合には何回にても繰返すものとす。

(五) 立候補届がジャバツセ、クラントに發表されたる後、議長は彼の事務所にある謄本を破棄す。

第二十八條

(一) 國民參議院投票事務所は受理せる候補者の届出書を出來得る限り迅速にジャバツセ、クラントに公表し、代金を支拂ふ時は其の謄本を入手出來得る様取計ふものとす。

(二) 投票事務所は直に届出書が本法所定の要素を完備し居るや否やを調査し、疑問存する場合に於ては候補者の身元並に彼等の所屬臣民團體に關する説明を求め且つ届出書の署名者を選舉人名簿に照合す。

(三) 届出書の署名者が第二十三條第一項及第三項所定の要求を完全に履行し居らざるか若しくは候補者にして第二十三條第一項及第二項所定事項の記入を爲さざる時は、國民參議院投票事務所は遺漏の箇所を指示すると共に最も迅速な方法を以つて届出書に署名せる者の一人に其旨を通知す。

(四) 次條第一項所掲の會議が開催されざる限り、事務所は出來得る限り届出書の署名者の一人をして通知せる遺漏の箇所を訂正する若しくは訂正せしむる機會を與ふるものとす。

(五) 投票事務所は、必要なる時は電報を以つてそれに關する彼等の意見若しくは行動を必要に應じて電報を以つて事務所に報告する一人又はそれ以上の議長の仲介を求むるものとす。

第二十九條

(一) 國民參議院投票事務所にして一臣民團體の又非和蘭人領内臣民に關しては一選舉區の總ての立候補届を受理したる時は、公開會議を開催して前條所掲の辯護の調査の結果を報告すると共に提出されたる各届出書が有効なること及それに記入しある候補者の確認を決定す。

(二) 本會議の開催さる日は、それより第三十四條所定の日に於ける投票の無事終了を危險に陥らしめざるを條件として第二十四條第六項所掲の辯護、第一十六條所掲の調査及第二十八條第三項・第四項及第五項に據りて行はる處置の爲に出來得る限り相當期間の余裕を與へ得るが如き時期と決定するものとす。

(三) 左の如き立候補届は國民參議院投票事務所に於て無効を宣言さる。

A 署名が第二十二條第一項及第三項所掲の要求を完備し居らざるもの（署名者の數を決定するに當り、一通以上の届書に署名せるものは之れを計算外とする）。

B 次條の適用を受け總ての候補者が取消さる、もの。

C 無効の宣言を受けたる立候補届は、爾後考慮を拂はれざるものとす。

(五) 所長は非無効宣言の理由を直に發表す。場内に居る者の一人が之れを要求する時は、届出書を提示するものとす。

(六) 場内に居る者は投票事務所の決定に對して抗議を申出づることを得。是の場合に於ては事務

所は直に之れを處理決定す。

(七) 此の事に關しては調書中に記入するものとす。

第三十條

(一) 即ち
A 第二十三條第一項及第二項の要求通りに記述され居らざる者。
B 立候補さるべき臣民團體以外の臣民團體に屬する者。
C 他人の名を以つて他の届出書に正しく記入しあるもの。
D 届出書中に最高定員外に記入しある者。

(二) 前條第五項、第六項並に第七項の規定は本條にも適用す。

第三十一條

(一) 國民參議院投票事務所は、第三十條の適用を受け無効を宣言されざる候補者届出書中に記入しある氏名を各臣民團體別に又非和蘭人領内臣民に關しては各選舉區別に集めて蒐集名簿なる名簿を作成す。

(二) 本名簿中には、羅馬字を以つてアルファベット順に候補者の姓名、住所並に當該人の表示に必

要なる添書を記入するものとす。

(三) 若し候補者が歐人規定の適用を受け居る若しくは本規定を適用する旨宣言されたる既婚婦人又は未亡人なる時は、出生又は其の略字の次に彼女自身の氏名を附記すると共に名簿中には彼女の夫若しくは亡夫の氏名を記入するものとす。

(四) 其の爲に候補者の正當なる表示を必要とする場合に於ては、國民參議院投票事務所は彼の氏名を届出書中に記入しあるものと異る他の綴字を以つて或は其他の當該人の表示に必要な事項を蒐集名簿中に記入する権限を有す。斯る場合に於ては正當なる表示を爲したる後方に當該人がそれを以つて届出書中に自己を表示したるものを括弧中に記入するものとす。斯る處置は前條第一項を適用する場合に於ても行はるものとす。

(五) 國民參議院投票事務所は、提出されたる立候補届を選舉の行はるものとす。期間中保存するものとす。

第三十二條

(一) 蒐集名簿よりして、一臣民團體若しくは一選舉區よりの立候補者數が該團體又は該選舉區より國民參議院議員に選出さるべき定員數と同數なること判明したる場合に於ては、國民參議院投票事務所は本立候補者は當選せる旨を宣言す。

第三十三條

(二) 會議の調書中に於ける當該人の選舉に關する部分の騰本は、出來得る限り迅速に區行政長官の手を經て各當選人に交附さるものとす。交附は前記長官の指定すべき官吏に依り當選人の住所に行はるものとす。交附の日付は、該官吏に依つて騰本上に記入され且つ彼は書式を以つて交附報告を區行政長官に爲すものをす。

(三) 前項所掲の騰本は當選者の親任狀に代用さるものとす。

(四) 立候補者數が該臣民團體並に該選舉區より國民參議院議員に選出さるべき定員數以内なること判明したる場合に於ては、國民參議院投票事務所は幾何の議席が選舉に依らずして補充さるべきやを決定す。

(五) 一臣民團體若しくは一選舉區に於て割當定員數以上の立候補を見たる場合に於ては、投票事務所は該臣民團體若しくは該選舉區に於て投票を行ふ旨を宣言し、候補者の姓名と共に關係議會の議長に送附し、且つ該事務所は之れをジヤバツセ、クラントに發表し、代金を支拂ふ時は其の騰本を入手し得る様取計ふものとす。

第三十三條

(一) 國民參議院投票事務所は蒐集名簿の寫を出來得る限り迅速に總督、國民參議院議長及び關係議會の議長に送附し、且つ該事務所は之れをジヤバツセ、クラントに發表し、代金を支拂ふ時は其の騰本を入手し得る様取計ふものとす。

(二) 同時に事務所は、選舉人全部に行渡る數量の蒐集名簿並に之れを決定せる會議の調書の謄本を關係議會の議長に送附するものとす。

第四章 投 票

第三十四條

國民參議院投票事務所が一臣民團體若しくは一選舉區に對して國民參議院議員候補者の投票を行ふ旨を宣言したる時は、定期選舉の場合に於ては一月三日に之れを行ふものとす。

第三十五條

(一) 關係選舉人は、尠なくも投票日の七日以前に彼が議席を有する議會の議長より各臣民團體別に投票が行はるゝ公開會議の開催さるゝ會場、日、時を指示する召集狀を受取るものとす。

(二) 本召集狀には第三十三條第二項所掲の蒐集名簿並に調書の謄本を添附するものとす。

(三) 會議は參集議員數の如何に拘らず進行するものとす。

第三十六條

(一) 議長が會議を開會したる後、參集議員は議長と共に議長を委員長とする投票委員會を組織する者二名を彼等の内より指名す。

(二) 本委員は投票に關する總ての問題を解決し、若し本法に規定しあらざるか又は不完全に規定しあるの故を以つて疑問に遭遇したる場合に於ては、本法の精神に基きて之れを決定す。委員會は如何なる場合と雖も、職務遂行上必要な決定若しくは處置に關する規定が制定され居らざるか不明瞭なるか若しくは不完全なる理由の下に之れを爲すを差控ふるを得ず。

第三十七條

(一) 投票用紙の一面には候補者の姓名・住所及候補者の當該人なるを表示するに必要な事項の記入欄を作り、他面には議會の議長の署名を捺印するものとす。

(二) 投票用紙は各臣民團體に依り其の色相を異にする。

第三十八條

(一) 議長は、會議に於て投票が開始さるゝ以前に必要な色相の投票用紙を充分に用意するものとす。

(二) 投票に際しては他の投票用紙を使用するを得ず。

第三十九條

(一) 一つ以上の議會の議員たるものは、其の内の一議會に於てのみ投票するものとす。

(二) 議會の議長にして他の議會の議員たるの故を以つて選舉に参加せざるべからざる場合に於て

は、彼の議長たる會議に於て投票する權限を有す。

第四十條

(一) 前條第二項の規定を除き、投票當日に於て第十二條第二項に基き議會の議員たるものにして投票の行はるゝ臣民團體に屬する者のみ投票委員會に依り投票を許可さるものとす。

(二) 投票を許可されたる各選舉人は、選舉人の出席名簿を朗讀する議長より彼の所屬臣民團體用の投票用紙を受取るものとす。

第四十一條

(一) 投票用紙を受取りたる後選舉人は、出席名簿順に使用され居らざる卓子に行き他人に看取される方法を以つて投票するものとす。

(二) 和蘭臣民、非和蘭人渡航臣民の兩團體の並に第一・第二・第三・第十選舉區に於ける投票に際しては、投票人はインキにて投票用紙の相當面に羅馬字を以つて臣民團體若しくは選舉區の蒐集名簿中に記載しゐる一人又は其以上の候補者の姓名或は當該人の表示に必要な添書並に住所を彼等の選擇順に従ひて該臣民團體又は選舉區より選出さるべき國民參議院議員數の最高二倍以上ならざる範圍に於て記入するものとす。

(三) 其他の選舉區に於ては、投票用紙には單に選舉區蒐集名簿中の一候補者の姓名或は其他の當

該人の表示に必要な添書及住所のみを記入するものとす。

(四) 選舉人は候補者の姓名の記入しある側に投票用紙を良く折疊み、其の内容を改むることなく外側に所定の捺印のあることを首肯する議長に手交す。

(五) 投票委員の一人は、出席簿の謄本に記載しある選舉人の姓名の側に彼の名前の頭字を以て署名を爲し選舉人が投票に参加せる旨を記號するものとす。

第四十二條

(一) 選舉人にして投票用紙の記入を誤りたる場合に於ては、最初に手交されたるものを返納するを條件として一度限り新用紙を要求することを得。

(二) 選舉人にして羅馬字を充分に書き得ざる場合若しくは身體上扶助を必要とする場合に於ては、其の要求に依り投票委員は議會の議員に非ざる者をして手助せしむることを許可することを得。

第四十三條

(一) 選舉人が彼等の投票を爲したる後、議長は其の都度各臣民團體別の投票數を參加人に發表するものとす。

(二) 提出されたる投票用紙數が投票に參加せる一臣民團體に屬する選舉人の投票數以上に昇りたるものとす。

る時は、議長は當該投票用紙を破棄し該團體に對し新に投票を行ふものとす。

(三) 第二項所掲の數が一致したる時は、參集者名簿は其上に爲されたる署名數と共に投票委員に依り確認され、本名簿並に提出されたる投票用紙は議長に依り各臣民團體別に紙の中に封入封印さるゝものとす。

(四) 議長は、各包上に其の内容並に包の屬する臣民團體並選舉區名を記入し且つ各別に署名して之を確認するものとす。

(五) 議長にして第三十九條第二項中に認められたる權限を行使したる場合には、其の旨を關係投票用紙の包の上に記載するものとす。

第四十四條

(一) 議會の議長は、出來得る限り迅速に包を書留公務郵便物として國民參議院投票事務所に送附し、且つ發送せる旨を本事務所に電報を以つて通知す。

(二) 一臣民團體の選舉人が一人も投票に參加せざる時は、議長は其の旨を電報を以つて國民參議院投票事務所に通知するものとす。

第四十五條

(一) 國民參議院投票事務所長は、前條第一項所掲の包或は同條第二項の報告を完全に受理せる時

は直に其の旨を發送人に通知す。

(二) 包が破損狀態の下に受理されたる場合に於ては、投票事務所は公開會議に於て本包が無効とするべきや否やを決定す。

(三) それが爲に包を開封する必要を生じ且つ本包が無効と見做すべきに非ざる旨決定されたる場合に於ては、其の中に封入され居たる投票用紙は再び封印されたる包中に封入さるものとす。

第四十六條

(一) 一包が無効と決定され又は紛失せるものと見做られたる場合に於ては、其の旨を電報を以て發送人に通知するものとす。

(二) 發送人は此處に於て出來得る限り迅速に新投票を行ひ、之には第三十五條より第四十四條までの規定を尊守するものとす。

(三) 投票日を決定せる時は、彼は電報を以つて國民參議院投票事務所に報告するものとす。

第五章 第四選舉區に於ける選舉

第四十七條

第四選舉區に於ては、國民參議院議員の選舉は一月三日に舉行さるものとす。

第四十八條

(一) 土侯領に於ける最年長地方行政長官は、彼の定めたる場所及時刻に選舉人を秘密會議に召集す。

(二) 本會議に於ては、最年長地方行政長官は三票、スラカルタのス、フナン及ジョクジャカルタのサルタンは各二票宛を及マンコネガラ家の家長並にパクアラム家の家長は各一票を投票するものとす。

(三) 自治領主は全權委任者をして代理せしめ且つ彼等をして投票せしむることを得。

第四十九條

(一) 前條所掲の行政長官は、投票委任代理者と稱する者の代理委任狀を審査するものとす。

(二) 本行政長官は會議の議長となり且つ第十一條第一項所掲議會の議長及投票委員會に課せられたる第三十六條第三項、第三十八條、第三十九條、第四十一條第四項、第五項並に第四十三條、第四十四條所掲の義務を履行するものとす。

(三) 選舉人は投票權數丈の投票用紙を受取るものとす。彼等は各投票用紙に非和蘭人領内臣民の姓名並に其他の當該人の表示に必要缺くべからざる事項並に住所を記入するものとす。彼等に對しては第四十一條第一項及第二項並に第四十二條の規定を適用す。

(四) 國民參議院投票事務所は、第四選舉區に對しては他所の議會の議長に爲すべき通知を第四十八條第一項所掲の行政長官に爲すものとす。其他は第四十五條及第四十六條に規定せる通りの處置を爲す。第四十六條の結果新に投票を行ふべき場合に於ては、該行政長官は之れを行ふべき日を決定し側ら第四十六條第三項、第四十八條及第四十九條の規定を遵守するものとす。

第六章 結果の決定

第五十條

國民參議院投票事務所は、一臣民團體に關する或は非和蘭人領内臣民に關しては一選舉區に關する投票の結果入手したる後各團體及各選舉區別に投票の結果を決定する爲、出來得る限り迅速に公開會議を開催するものとす。

第五十一條

(一) 本會議に於て國民參議院投票事務所は、議會名簿と照合して投票の行はるべき總ての議會及第四選舉區に關しては選舉會議より投票用紙の封入しある總ての包若しくは第四十四條第二項所掲の報告を受理することを確證するものとす。又其處に現存する包が侵され居らざるやを検査し、侵され居らざる時は第四十五條第二項に基きて該包が無効ならざる旨を決定す。

(二) 選舉人が一人も投票に參加し居らざること判明したる時は、事務所は當該臣民團體若しくは選舉區の幾何の議席が選舉に依らずして補充さるべきやを決定す。

第五十二條

(一) 所長は投票用紙の封入しある包を開封す。

(二) 國民參議院投票事務所は、各包中の投票用紙數を外面に記載しある數と比較し、それに差違ある場合に於ては其の旨調書中に報告すると共に出來得る限り迅速に包の發送人に其の説明を求め、受理せる説明書を國民參議院議長に送附す。其の間事務所は其の職務を續行するものとす。

(三) 事務所は關係臣民團體の包中にある總ての投票用紙を合算して得たる數字を確定し、非和蘭人領内臣民に關しては關係選舉區の包中に封入しあるものゝ數を確定す。

第五十三條

(一) 和蘭人臣民團體、非和蘭人渡航臣民團體並に第一、第二、第三及び第十選舉區に對しては、國民參議院投票事務所は其の投票用紙を計算したる後前條第三項所掲の數字を満さるべき議席數に一を加へたる數にて割りたる選舉係數を決定し、且つ割切れざる時は直ぐ上の整數に繰上ぐるものとす。

(二) 本投票用紙は、其後臣民團體別及選舉區別に混合され且つ番號を附さるものとす。

第五十四條

(一) 所長は投票用紙を開き側ら前條所掲の臣民團體及選舉區別の番號順に注意し、當該人に對する投票用紙が一票として有効なる時は該候補者の氏名を朗讀するものとす。

(二) 二人の他の所員は投票用紙を審査す。

第五十五條

左の投票用紙は無効とす。

- A 第十四條の施行規定に反するもの。
- B 選舉人を指名せる者。

C 氏名の記入なきもの若しくは次條の適用に依り總ての氏名が消除さるべきもの。

第五十六條

(一) 國民參議院投票事務所は、本條に指示する順に從ひ明確に指示しあらざる候補者の氏名を投票用紙より削除し、和蘭人臣民團體、非和蘭人渡航臣民團體並に第一、第二、第三及第十選舉區に關しては死去せることが事務所に判明し居る者の氏名をも取消すものとす。

(二) 猶第四選舉區以外に關しては、

A 當該蒐集名簿中に記載され居らざる者の氏名、

第四選舉區に關しては、

B 非和蘭人領内臣民に非ざる者の氏名を削除するものとす。

(三) 更に左の氏名をも消除す。

C 順序不同に記入されたるもの。

D 上述の規定の適用を受けたる後、法律上許可されたる數以外に記載しあるもの。

第五十七條

(一) 國民參議院投票事務所は、開票したる後直に投票用紙の價値を決定す。

(二) 所長は無効宣言の理由を直に發表す。

若し會場内に居る者の一人が之れを要求する時は、投票用紙を呈示するものとす。此等の事項はそれより調書中に附記さるゝものとす。

(三) 第二項の規定は、投票用紙上の氏名を消除する場合に於ても適用するものとす。

(四) 一臣民團體若しくは一選舉區の總ての投票用紙が無効なること判明したる場合に於ては、國民參議院投票事務所は該團體若しくは選舉區の幾何の議席が選舉に依らずして補充さるべきやを決定す。

第五十八條

(一) 和蘭人臣民團體及非和蘭人渡航臣民團體並に第一、第二、第三及第十選舉區に於ては、各投票用紙は第一番に記載されたる候補者に對する一票とす。

(二) 候補者にして選舉係數に達したる時は、直に國民參議院投票事務所に依り當選せる旨宣言さるゝものとす。

(三) 當選者の氏名が記載しある次の投票用紙は、爾後未だ選舉係數に達せざる其れに次ぐ最初の候補者に對する一票とす。

第五十九條

(一) 前條所掲の團體及選舉區於て總ての投票用紙が朗讀されたる後、議席數丈の人員が當選し居らざる時は、第五十四條、第五十六條、第五十七條第三項及第五十八條の規定を遵守して第二回若しくは必要なる時は數回の朗讀を爲すものとす。

(二) 候補者が選舉係數に達するまで、各次朗讀に際し彼の得たる投票は之れを前回の朗讀に際し彼が獲得したる投票數に加算す。

(三) 議席數と同數の當選者を見たる時は投票用紙の朗讀を中止す。

第六十條

(一) 第四乃至第九、第十一並に第十二選舉區に關しては、國民參議院投票事務所長は總ての投票用

紙を開票審査したる後直に有効投票の總數及各候補者の得票數を發表するものとす。

(二) 一候補者の獲得せる無効の宣言を受けざる投票數が他の無効の宣言を受けざる投票の合計數以上なる時は、國民參議院投票事務所は本候補者は當選せる旨を宣言す。

(三) 此等の選舉區に於て候補者の一人だに前項所掲の數に達せざる時は、國民參議院投票事務所は該選舉區に於て再投票を行ふ旨を宣言し、最高得票者の二人を候補者と指定す。得票數の同一なる結果より多くの候補者が指定さるべき者として現はれたる場合に於ては、此等の總てを指定するものとす。

第六十一條

(一) 所長は國民參議院投票事務所の決定を口頭を以つて發表す。會場に參集せる者は本決定に對し異議を申出することを得。斯る場合に於ては其旨調書中に附記するものとす。

(二) 本調書中の當該人の選舉に關する部分の騰本は、出來得る限り迅速に區行政長官の手を経て第三十二條第二項規定の方法を以つて當選人に交付さるものとす。

(三) 本騰本は當選人の親任狀に代るものとす。

第六十二條

(一) 投票の結果發表後有効並に無効の宣言を受けたる投票用紙は、各々團體並に選舉區別に包の

中に封入封印さるものとす。

(二) 和蘭人臣民團體及非和蘭人渡航臣民團體並に第一、第二、第三及第十選舉區の投票用紙は投票の行はるゝ間投票事務所に依り保存され、其他の選舉區の投票用紙は被選舉人の當選が決定さるゝまで保存さるものとす。

(三) 所定期間經過後所長は投票用紙を破棄するものとす。本破棄に關しては調書を作成するものとす。

第六十三條

(一) 再投票が行はるべく決定せる候補者名簿の騰本は、國民參議院投票事務所に依り出來得る限り迅速に總督 國民參議院議長並に關係議會の議長に送附され且つ投票事務所は名簿をジャバッセ、クラントに發表し代金支拂に對し騰本を分譲するものとす。

(二) 同時に事務所は、選舉人の爲に候補者名簿並に之れを決定せる會議の調書の騰本を充分に關係議會の議長に送附するものとす。

第七章 再投票

第六十四條

(一) 國民參議院投票事務所にして一選舉區に於て再投票を行ふ旨を宣言せる時は、事務所は再投票の行はるべき候補者を報告すると共に其旨を電報を以つて關係議會の議長若しくは第四選舉區に關する場合に於ては土侯領の最年長地方行政長官に通知するものとす。

(二) 彼等は、彼等の議會に屬する選舉人の爲に再投票の行はるゝ場所、日、時を出來得る限り迅速に決定するものとす。

(三) 再投票の行はるゝ日を決定せる時は、其の日を電報を以つて國民參議院投票事務所に報告するものとす。

第六十五條

(一) 再投票及結果の決定に際しては、第三十五條第三項。第三十六條乃至第四十條、第四十一條第一項、第四項及第五項。第四十二條乃至第四十六條、第四十八條、第四十九條、第五十條乃至第五十二條、第五十四條乃至第五十六條第一項、第五十七條及第六十條第一項の規定を遵守するものとす。

(二) 選舉人は投票用紙上に再投票の行はるゝ候補者の一人の姓名若しくは當該人の表示に必要な他の添書並に住所のみを記入するものとす。

(三) 投票紙上に記入しある他の氏名は國民參議院投票事務所に依り消除さるゝものとす。

第八章 當選議員の義務

第六十六條

(一) 親任狀を交付されたる後四週間以内に、當選者は關係區長官に選舉を受諾するや否やを通知す。該長官は其れに對し領收證を交付す。

(二) 當選者にして該期間内に通知せざる時は、選舉を受諾せざるものと見做らざる。

(三) 區行政長官は、それに關し各々電報を以つて國民參議院投票事務所に通知するものとす。

第六十七條 前條第三項所掲の報告を受理したる後、國民議院投票事務所は其の内容を直に總督及び國民參議院議長に報告す。

第六十八條

(一) 國民參議院議員に當選せる者は、親任狀と共に、戸籍が設けてある團體に屬する者は出生届

の抄本若しくは之れを缺く時は彼の出生時及場所を明記せる出生證明書を、又

斯る團體に屬せざる者は、當選者が國民參議院議員となり得べき日に生れ且つ二十五歳以上なるべきことを國民參議院に證明する彼の居住地の區行政長官の聲明書を、又

官吏に非ざる者は、彼が蘭領印度の住民なることを證明する彼の居住地の區行政長官の聲明書を、又

和蘭人ならざる時は、彼が和蘭人と同待遇を受くる者若しくは之れを受くる土人又は渡航臣民なることを證明する彼の居住地の區行政長官の聲明書を提出するものとす。

(二) 當選者は第六十六條第一項所掲の通知を爲したる後、親任狀を出來得る限り迅速に前記書類と共に國民參議院に送達するものとす。

(三) 國民參議院より親任狀の交付を受けたる後二ヶ月以内に親任狀及第一項所掲の書類が受理されざる時は、總督に依り本期間が延期されざる限り當選者に依つて占めらるべき議席は本期間満了後の第一日に再び空席となりたるものと見做らる。

(四) 親任狀並に第一項所掲の書類を受理せる時若しくは該期間中に之れを受理せざる時は、國民參議院議長は其旨を總督及國民參議院投票事務所に報告するものとす。

第九章 當選者が當選を受諾せざるか若しくは所定書類の提出を怠りたる場合に於ける補充

第六十九條

國民參議院投票事務所は、和蘭人臣民團體、非和蘭人渡航臣民團體、非和蘭人領内臣民團體、若しくは第一、第二、第三及第十選舉區の一に屬する者が死亡し若しくは彼が當選を受諾せざるか或は第六十六條第一項所定の期間中に當選を受諾せる旨を通知せざるか或は彼の親任狀並に第六十八條第一項所掲の書類が同條第三項所掲期間經過後國民參議院に依り受理されざる旨通知を受けたる時は、出來得る限り迅速に該空席に對し選ばるべき者を指定す。

第七十條

(一) 之れを爲すに當りては、國民參議院投票事務所は公開會議に於て當該臣民團體若しくは當該選舉區の封印されたる有効投票用紙の包を開封するものとす。而して其中より空席となりたる者の氏名の記載しある投票用紙を取出すものとす。

(二) 本投票用紙に致しては第五十四條、第五十六條、第五十七條第三項、第五十八條及第五十九條の如き處理を爲すものとす。

選舉係數としては、第一回の結果決定に際し定められたるものと其儘適用するものとす。

(四)(三) 投票用紙上に記載しある候補者にして既に當選を宣言されたる者、任命に依り國民參議院議員たる者、死亡せる者若しくは第六十九條所掲の状態に陥りたる者は之れを除外するものとす。

(五) 第六十一條は此處にも適用す。

(六) 會議終了後投票用紙は再び包中に封入封印さるものとす。

(七) 當選者に對しては、第六十一條中に掲ぐる會議の調書の謄本以外に其の議席が彼に依つて補充されたる者の選舉が判明する調書中の抜粹を送附するものとす。後者は彼に依り第六十八條第一項所掲の書類と共に國民參議院に送達さるゝものとす。

(八) 第六十六條、第六十七條、第六十八條第二項第三項及び第四項は此處にも適用するものとす。

第七十一條

(一) 第六十九條第一項所掲の事故が其他の選舉區の一に於て起りたる場合に於ては、國民參議院投票事務所は當該區に於て新に選舉が行はるべき旨を宣言す。

(二) 事務所は其旨を總督、國民參議院議長に通知し又關係議會の議長に對しては電報を以て之れを爲し、第四選舉區に關しては十一侯國の最年長地方長官に之れを爲すものとす。彼等は各々彼等の所に電報を以て報告するものとす。

(四) 本新選舉に對しては、當該選舉區に關する以前の各條項を適用するものとす。

議會に屬する各選舉人の爲に立候補すべき日、時及び投票の行はるゝ若しくは選舉會議の行はるゝ場所、日、時を決定す。

(三) 立候補及投票若しくは選舉會議の行はるゝ日を決定したる時は、彼等は國民參議院投票事務所に電報を以て報告するものとす。

第十章 終末規定

第七十二條

(一) 本法中に規定する行爲を爲すべき日が日曜若しくは祭日に該當し又は其中に定められたる期間が日曜若しくは祭日を以つて終るが如き場合に於ては、日曜若しくは祭日に非ざる其の次の第一翌日を以つて之に代ふるものとす。

(二) 行爲を爲すべき期間の決定が公共團體當局に命令されたる時は、日曜若しくは祭日を指定せざるものとす。

(三) 第二十一條所掲の用紙は、日曜又は祭日には之れを得るを得ず。此等の日は該條に掲ぐる三十日の期間中に通算す。

(四) 本條中の祭日とは官公署の閉鎖する、日を云ふ。

第七十三條

本法は一九二六年國民參議院選舉法として引用することを得。

第三編 蘭領印度市會選舉法

第一章 選舉權

第一條

(一) 市會議員が選舉に依り指名さる、場合に於ては、選舉は第二十三條所掲名簿に依り選舉權が附與され且つ該選舉權の行使を停止されざる者に依りてのみ行はるものとす。

(二) 各選舉人は、彼等の所屬住民團體中より議員を選出することを得。

第二條

(一) 第六條所掲の名簿中に選舉權所有者として記載さる者は、左の要件を具備する男性の和蘭臣民に限るものとす。

- A 第十二條所掲委員の判断により、和蘭語、馬來語若しくは當該地に使用され居る他の土語の充分なる読み書き力を有するものと認められたる者。
- B 年齢二十一歳に到達せる者
- C 選舉權の行使を停止されざる者
- D 當該都市内に一定の住所を有する者
- E 前年度に於て、年收入に従ひ最少限三百盾以上の直接所得稅を賦課されたるか若しくは法律の規定に従ひて所得稅の納付を控除又は免除され居る者に於ては斯くの如き收入ありたる者。
- (二) 第一項A所掲委員に依り充分なる読み書き力を有するものと見做らざる者は、公立又は補助金の下付さる、特種土人學校を優等なる成績を以つて卒業したることを立證する證明書を所有する者とす。

第三條

- (一) 正妻に対する直接所得稅の賦課は、夫に賦課されたるものと見做らす。
- (二) 不正申告を爲したる者は選舉權を要求する権利なきものとす。

第四條

投獄、監禁、又は保證留置及責務に依る監禁等の處分を受けたる者は、選舉權の行使を停止さる

るものとす。

第五條

撤回し難き法律上の判決に依り一般條令に基きて行はるゝ選舉の選舉權を剥奪されたる者の外、民事裁判官の撤回し難き判決に依り財産の自由處分並に管理權を喪失せる者も選舉權を喪失す。

第二章 選舉人名簿

第六條

- (一) 市會議長は、議員選舉權を有する居住者を指示する名簿を毎年作成するものとす。
- (二) 本名簿は、本法が一要件に關して他日を指定せざる限り一月一日現在に於て選舉權の獲得に必要な要件を具備し居たる居住者を指示するものとす。

第七條

- (一) 本名簿中には、選舉人の氏名(名及び當該人の表示に必要な添書)を團體別に且つ連續番號を付しアルハベツト順に住所日付と共に記載し、若し上記の事項不明なる時は生年月日を又和蘭臣民に歸化したる者なる時は歸化の日付を出來得る限り精密に記載するものとす。
- (二) 都市にして投票區に分割され居る場合に於ては、猶名簿中に選舉人の所屬投票區を記入する

ものとす。四月一日乃至十六日間に請求書を提出する時は、彼の居住する以外の他の投票區を記入さるべきを得。

- (三) 選舉人名簿の形狀並に構造は總督の決定を以つて定ひ。

第八條

- (一) 區稅務所長並に之無き所に於ては地方稅務所長は、毎年二月一日以前に、本法に基きて議員の選舉が行はる彼等の管割區域内に存在する各市會議長に彼等の確證せる前年度に於て第二條第一項に相當する直接所得稅を賦課されたる該管割區内の總ての男子、和蘭人臣民及同等待遇者の姓名職業を記入すると共にアルファアベツト順に之れを整列したる明細書を送付するものとす。歐人と同等視されざる非和蘭人領内臣民及非和蘭人渡航臣民に關しては、區長官は之れを二種の各別の欄中に記入して同様の報告を爲す。
- (二) 本條に云ふ男性中には第三條第一項の適用を受くる者をも含むものとす。

第九條

- 毎年二月十五日までに、官吏に關しては收稅吏及收稅吏補又其他の者に關しては區行政長官より、本法に基きて議員の選舉が行はる市會議長に對し直接所得稅を賦課さる、ことなく前年度に於て第二條第一項所掲額の所得を享有せし該議會管割區域内に居住する者の姓名をアルファアベツト順に整

理せる明細書を提出するものとす。

第十條

(一) 市會議長は、第八條第一項及第九條所掲の明細書を受理せる後、出來得る限り迅速に當該人の氏名が初めて明細書中に記入され、其の職業若くは他の根據よりして即座に第二條第一項及第二項所掲の読み書き力を充分に有し居る者と首肯し難き者に對しては、選舉人名簿に記載さるべき和蘭語、馬來語又は其地方に使用さる、他の土語の充分なる知識を有し居る事實を認むる爲に記入さるべき白紙の試問用紙を送附するものとす。

(二) 試問用紙の形狀並に構造は總督の決定を以つて定む。試問用紙は、それに屬する語の字體を示すと共に和蘭語、馬來語及其の地に使用さる、他の土語を以つて作成するものとす。試問の書込は本言語の一を以つて爲すものとし、其他の言語若しくは字體を以つて書込まれたものは無効とす。

(三) 同時に市會議長は、第二條所掲の選舉權の獲得に必要な條件を具備し居る者にして前年度に市以外の地に於て直接所得稅が賦課されたる市住民に對しては、四月十六日までに納稅通知書を提示し以つて其の事實を證明する様公告するものとす。

第十一條

司法部長官は、毎年二月十五日までに本法に基きて議員の選舉が行はる、市會議長に對し、民事裁

判官の撤回し難き判決に依り彼等の財產の處分又は管理權を喪失せる者並に法律上の判決に依り一般條令に基きて行はる、選舉の選舉權行使を停止されたる者して該喪失又は停止が同年一月一日まで繼續せる者の姓名を出來得る限り住所と共にアルファベット順に整列せる明細書を提出するものとす。

第十二條

(一) 議會に依り議員中より任命さる、議長を委員長とする二人若しくは四人より成る委員は、毎年四月一日までに其都度選舉人名簿を作成す。

(二) 選舉人名簿は、四月二日より四月十五日までの間議會の議長の事務所に於て何人の閱覽にも供するものとし、代金を支拂ふ時は其の賃本又は寫を分配するものとす、之の事に關しては同時に公告するものとす。

第十三條

(一) 四月十五日までは何人と雖も第十二條所掲の委員に對し、彼自身若しくは他人の事に關し本總督令に悖つて掲載され居るか掲載され居らざるか若しくは完全に掲載し非ざるの故を以つて既に作成されたる選舉人名簿の訂正を要求する權限を有す。

(二) 所得稅賦課されざると雖も第二條第一項所定の其他の要件を完備して居る者の姓名が選舉人

名簿中に記載されざる場合に於ては、彼等にして五月十日までに文書を以つて之れを要求する時は本法第十二条所掲委員に依り選舉人名簿中に記載さるものとす。但し委員の判断に依り税金の賦課されざる事が當該人の意志に關係なき事情に依るものと認めらるゝ場合に限る。

第十四条

選舉人名簿訂正の要求が要求者自身に關せざるものなる時は、議長は二十四時間以内に利害關係者に文書を以つて其旨を報告するものとす。

第十五条

- (一) 選舉人名簿の訂正要求は、添附されたる證據書類と共に直に四月二十二日まで議會の議長の事務所に於て何人の閱覽にも公開さるゝものとし、代金支拂ふ時は寫を分與するものとす。
- (二) 何人と雖も要求に對し異議を申出づる權限を有す。
- (三) 異議は文書を以つて遅くも四月二十九日までに第十二条所掲委員に提出さるゝものとす。

第十六条

- (一) 四月二十九日以後五月二十四日以前に第十二条所掲委員は訂正の要求を決定し、議長の訂正證明と共に該個所の訂正を爲すものとす。
- (二) 決定には理由を付し且つ其の全部は議長の事務所に於て何人の閱覽にも供せられ、代金を支對し同様の報告を爲すものとす。

第十七条

拂時は其の寫を分與するものとす。議長は其が決定されたる日より遅くとも五日以内に其旨を公表し、同時に選舉人名簿を改變せしめたる決定を改變されたる當該人に通知するものとす。訂正要求の全部又は一部分が許容されざる時は、選舉人名簿の訂正要求が彼自身に關する時は要求者自身に對し同様の報告を爲すものとす。

- (三) 提出されたる證據書類は、委員會に於て決定したる後提出者に返還さるゝものとす。

第十八条

- (一) 前條に據りて爲されたる決定に服從するを得ざる者は、證據書類並に決定の謄本と共に理由を附したる要求書を以つて事件を名簿の作成されたる地方を管轄する地方裁判所の判決に任ねることを得。
- (二) 要求書並に所要書類は第十六条所掲の通知の日より五日間以内に地方裁判所が當該市内に設置され居る場合に於ては該裁判所記錄局に、然らざる場合に於ては名簿の作成されたる地方を管轄する理事州裁判所の記錄局に提出さるゝものとす。
- (三) 次條の規定に據り本要求は民事事件として裁判さるゝものとす。

第十八条

要求者は證據書類の謄本及第十六条所掲決定の謄本を添付せる彼の要求書を提出せる後二日間以

内に要求當時委員に同意せる者に送附するものとす。又告知書の抜粹を直に第十七條第二項所掲の記録局に提出するものとす。

第十九條

(一) 相手方は、告知を受けたる後五日間以内に、證據書類と共に回答覺書を第十七條第二項所掲記録局に提出することを得るものとす。

(二) 覚書提出後直に若しくは第一項所掲期間経過後、理事州裁判所に提出されたる總ての書類は理事州裁判官より地方裁判所に送附さるものとす。

第二十條

(一) 地方裁判所は兩者を訊問することを得、且つ彼等の各立論に對し證人を立てしめ又は宣誓を行はしめ、地方裁判所が當該市以外の地に設置され居る時は、地方裁判所は其の管轄區域内に於て選舉人名簿が成作されたる理事州裁判官にそれに對して必要な行動を爲すことを命ずるものとす。處置に關する調書は直に理事州裁判官より地方裁判所に送附さるものとす。又理事州裁判官は、若し書類よりして之を爲す理由を認めたる時は前以つて處置を爲することを得。

(二) 書類を受理したる後六日間以内に地方裁判所は判決を爲し若しくは本條第一項所掲の命令を發するものとす。後者の場合に於ては同時に選舉人名簿の改變を命することを得。

(三) 相手方無きか若しくは相手方に於て回答を爲さざる場合に於ては、要求が許可されたる時の費用は國庫の負擔とす。

第二十一條

(一) 高等法院檢事總長は、法規を侵害するとの理由若しくは不正適用の故を以つて第十七條乃至第二十條に基き單に法律擁護の爲にのみ爲されたる地方裁判所の判決の破棄方を該法院に要求することを得。

(二) 下さるべき判決は、當事者の獲得せる權利を侵害せざるものとす。

第二十二條

(一) 選舉人名簿の改變を命ずる地方裁判所の決定は、遅くとも習日までに記錄係に依り名簿を作成せる第十二條所掲委員に通知さるゝものとす。

(二) 本決定に依り選舉人名簿は直に改變され、それには本改變を行はしめたる決定並に本改變に對する議長の證明を附記するものとす。

第二十三條

(一) 第十六條及第二十二條所掲の決定を以つて改變されたる若しくは然らざる選舉人名簿は、五月二十四日より翌年の五月二十四日まで効力を有るものとす。

(二) 選舉人名簿は議長の事務所に於て何人の閲覽にも公開せられ、代金を支拂ふ時は其の賃本を分與するものとす。

第三章 選舉及び投票

第二十四條

(一) 議員の定期選舉は六月の第三火曜日に行ふものとす。

(二) 本選舉は議席を滿すべき全議員を選舉するものとす。

第二十五條
辭職、死亡若しくは其他の理由の下に空席となりたる議席を充當する爲に行はるゝ選舉は、空席となりたる後四ヶ月以内に行はるゝものとす。

第二十六條

(一) 議長は議會の臨時空席補充選舉の執行日を決定す。

(二) 彼は必要なる時は選舉以前に投票及再投票日を決定するものとす。

第二十七條

一回の選舉(投票若しくは再投票)に於て議會の定期並に臨時空席を同時に補充するを得ず。

第二十八條

(一) 選舉日に於ては、議長の事務所に午前八時より午後一時までに候補者届出書を提出するものとす。尠なくも選舉日より三日以前に此の旨一般に公告するものとす。

(二) 第一項所掲届出書中には、候補者の姓名若しくは當該人の表示に必要な他の添書を記入し、其の内より選舉さるべき臣民團體の選舉人數が選舉人名簿により

- A 百五十名以下なる時は三名の該團體選舉人の署名を要し、
 - B 百五十名以上五百名以下なる時は七名の該團體選舉人の署名を要し、
 - C 五百名以上千名以下なる時は十五名の該團體選舉人の署名を要し、
 - D 千人及び以上なる時は二十名の該選舉人の署名を要し、
- 署名の傍には署名者の姓名、當該人の表示に必要な他の添書及選舉人名簿中の彼等の姓名の上に掲げられたる番號を明確に読み得る程度に記載するものとす。
- (三) 届出書の形狀及び構造は總督の決定を以つて定む。
- (四) 立候補届出用紙は選舉日以前の十四日間及び其の當日議長の事務所に於て無料にて得ることを得、無料にて交付することを一般に公告するものとす。

第二十九條

(一) 届出書は其れに署名せる一人又は數名の者に依り提出さるものとす。候補者は同伴する二とを得。

(二) 議長は提出者に對し領收證を手交す。

第三十條

(一) 議長にして届出書が本法の規定を完全に履行し居らざるものと認むる時は、理由を報告すると共に領收證中に其の旨を記載するものとす。議長は所定數の選舉人の署名無き場合に非ざれば届出書の受領を拒絶する權限を有せず。

(二) 議長は彼に提出されたる届出書を彼の事務所に於て何人の閱覽にも公開するものとす。彼は届出書を出來得る限り迅速に當該區に發表し、代金を支拂ふ時は其の擔本を分與するものとす。

第三十一條

(一) 候補者の姓名並に當該人の表示に必要な其他の添書は、議長に依り團體別にアルファベツト順に名簿に記載さるゝものとす。本名簿には第三十條に基きて議長の爲したる注意を記入するものとす。

(二) 本名簿の形式並に構造は總督の決定を以つて定む。

(三) 提出されたる立候補届出書は被選出者の認容さるゝまで保存され、其後破棄さるゝものとす。

第三十二條

(一) 選舉當日を以つて第二十八條所掲の立候補届出書提出期間が経過せる時は、議會の議長は直に候補者の名簿を閉じるものとす。

(二) 該名簿上に候補者の姓名が記載されざる時は、議長は何人も當選せざる旨を宣言す。

(三) 臣民團體の候補者數が該團體に依りて占めらるべき議席數と等しく該名簿に記載されたるか若しくは其以下なる時は、議長は此等の候補者は當選者せる旨を宣言す。

(四) 一臣民團體の候補者數が該團體に依りて占めらるべき議席數以上に該名簿中に記載されたる場合と雖も、一人若しくは其以上の候補者が該團體の爲に提出されたる總てのものに優先する時は議長は此等の候補者は當選せる旨を宣言す。

(五) 議長は彼の處置に關し調書を作成し、之れを彼の事務所に於て何人の閱覽にも公開し、其地方に發表し且つ代金を支拂ふ時は其の謄本を分與せしむる様取計ふものとす。

(六) 調書の形式及び構造は總督の決定を以つて定む。

第三十三條

(一) 一臣民團體の候補者數が該團體に依りて占めらるべき議席數以上に前條所掲の名簿に記載さ

れたる時は、十四日以内に該團體に屬する選舉人は該團體の爲に提出されたる總ての届出書に優先せざる者に對して投票を行ふものとす。

(二) 第一次投票に於ては、彼等の所屬臣民團體の候補者に對して爲されたる投票の絕對多數を以つてする外當選されざるものとす。

(三) 一臣民團體に依りて占めらるべき議席數以上の候補者が絕對多數を獲得せる時は、最も多く投票を獲得せる者より順に議席數と同數までの者は當選せる者とす。投票數相等しき場合に於ては抽籤に依り決定す。

(四) 第一次投票に於て候補者の内一人も絶對多數を獲得せざるか又は所定議席數以下なる時は、投票事務所本部長は直に絶對多數を獲得せざるも最も多くの投票を獲得せる候補者の姓名を記載せる名簿を作成し、記載さるべき候補者數は補充さるべき議席數の二倍以上なるを得ず。同數得票の結果、上句所定數以上の候補者が名簿に記載るべき場合に於ては全部を記載するものとす。

(五) 名簿上に記載されたる候補者に對しては、遅くとも第一次投票の行はれたる後十四日以内に再投票を行ふものとす。

(六) 再投票に依り相對多數を決定し、得票數相等しき時は抽籤を以つて定む。

(七) 絶對及相對多數は、各臣民團體別に該團體所屬候補者に對し一票を入れたる投票箱中に發見

さる投票用紙の有効投票數に依り決定さるゝものとす。

(八) 第一次若しくは再投票に於て何等投票されざるか又は全投票用紙が無効を宣告されたる場合に於ては、十四日以内に新投票又は再投票を行ふ。

(九) 本新投票又は再投票に於て同様の結果を來したる場合に於ては、空席に對する市會議員は省(Province)以外の地に於ては總督に依り省内に於ては知事に依り任命さるゝものとす。

第三十四條

(一) 第三十二條に掲ぐる議長の調書中に何人も記入されざるか若しくは第三十二條第四項所掲の場合を除き當選者に依りて占めらるべき議席數より尠なく記入されたる時は、十四日以内に議長の定むる日に殘留空席に對する新選舉を行ふものとす。

(二) 第二回の選舉に於て同様の結果を見たる時は、空席に對する市會議員は省以外の地に於ては總督に依り省内に於ては知事に依り任命さるゝものとす。

第三十五條

(一) 其より選出さるべき臣民團體に屬する各選舉人は、遅くとも投票又は再投票の行はるべく決定されたる時より三日以前に議長より投票に對する召集狀を含むカードを受理するものとす。

(二) 本カードの形狀並に構造は總督の決定を以つて定む。

(三) カードを紛失若しくは受理せざる選舉人は、彼の身分を明らかに證明すると共に之れを要求する時は議長より赤インキを以つて「控(Duplicate)」なる文字を附されたるカードを交付さるゝものとす。此處に云ふ交付は投票事務所も亦之を爲す権限を有す。

(四) 投票若しくは再投票の行はるべく決定されたる時期より遅くとも三日以前に補充さるべき議席數を發表すると同時に其の議席が補充さるべき臣民團體、投票時、及アルファベット順に整列せる候補者の姓名並に其他の當該人の表示に必要な添書を發表するものとす。

第三十六條

都市は市會條令を以つて投票區に區分することを得、省以外の地にありては總督に又省内に於ては知事に對し謄本を送附して其旨を報告するものとす。同時に投票事務所本部の設置され居る投票區を指示するものとす。

第三十七條

特種企業又は機關の經營者及支配人は、彼等にして選舉權所有者を使用し居る時は尠なくも決定されたる投票時間前引續き二時間の暇を與へ彼等をして之を行ひ得る様取計ふものとす。

第三十八條

(一) 投票は午後三時三十分に始まり午後八時まで行はれ、開始時間は條令に基き市會に依り繰上

げらることを得。

(二) 繰上は、三人の所員より成ると共に其の内の一人が長たる投票事務所の手を經て行はる。其上尠なくも二人の代理所員を任命するものとす。

(三) 若し投票が一人以上の議員の選舉に關するものなる時は、投票箱の開箱と同時に爲さるべき事務に從事する第四人目の所員を投票事務所に増員し、代理所員の定員數を一人増員するものとす。

第三十九條

(一) 各投票區には投票事務所を設置し、所長並に所員は次項に規定する場合を除き市會に依り任命さるゝものとす。

(二) 市會議長は一投票事務所の長若しくは投票事務所本部の長とす。

(三) 他の投票事務所長は市會議員中より任命するを得。

(四) 投票事務所員並に代理所員は、彼等にして議員中より任命されたる者以外の者なる時は市會の管轄區域内に居住する選舉人たることを要す。

第四十條

投票事務所が設置さるゝに當り其の所長、所員若しくは代理所員となりたる者は該投票事務所に

於てのみ投票を爲することを得るものとす。

第四十一條

- (一) 投票事務所の設置期間中は、所長及び二人の所員は常に事務所に出席し居るものとす。
- (二) 所長にして病氣若しくは止むを得ざる故障に防げられたる場合に於ては、所員は任命順に從ひ所長となるものとす。

- (三) 所員の臨時代理は、必要なる時は投票事務所長之れを定む。
- (四) 投票事務所の組織を變更せる時は、常に其の理由及變更の時を調書中に記入するものとす。

第四十二條

- (一) 議會は各投票事務所に對し各々適當なる投票場を指示するものとす。
- (二) 議長は、投票場の構造、家具、卓子、獨立事務机及一は議長他は最年長所員の所持する各々相異なる二個の鍵を以つて密閉されたる投票箱を備付くる様留意するものとす。
- (三) 其れ以外の投票場の構造並に事務机を配置すべき位置は、總督の決定を以つて定む。

第四十三條

議長は、投票が開始さるゝ以前に各投票事務所に該事務所に於て投票すべく指定されたる選舉權

第四十四條

- 所有者の數に其の二割を増加せる數量の投票用紙を配付するものとす。
- 本投票用紙は封印されたる包に入れ、且つ其の上に封入枚數を記載して事務所に送付するものとす。

第四十五條

- (一) 投票用紙には、其の一面に選舉の行はるゝ候補者の姓名をアルファベット順に印刷し、他面には議長の署名を捺印するものとす。
- (二) 之以外の投票用紙の構造は總督の決定を以つて定む。

第四十六條

開始時間以前に前以つて投票を爲すを許可されたる者ある時は、事務所は間に合ふ様に投票用紙の包を開き用紙を數へ且つ完全に空虚なることを確かめたる後投票箱を密閉するものとす。

- (一) 選舉人名簿に依り選舉權が附與され且つ第三十五條所掲のカードを所持する者以外には何人と雖も投票を爲すを許可されざるものとす。

第四十七條

- (一) 選舉人は第三十五條所掲のカードを投票事務所長に手交したる後、選舉人の姓名及其の下に

選舉人名簿上に選舉人名が記載しある番號を朗讀する所長より候補者の姓名が記載され居る面に向つて折疊まれたる投票用紙を受取るものとす。

(二) 投票用紙は其れ以前に手交するを得ず、單に本方法に於てのみ手交するものとす。

(三) 二人の投票事務所員は手交されたる用紙數を書留むるものとす。

第四十八條

(一) 選舉人は投票用紙を受取りたる後直に使用され居らざる事務机に行き、其處にて鉛筆を以つて投票面上の彼の選擇せんとする候補者名の前に作られたる白點を黒くすることに依つて投票するものとす。投票用紙は候補者名の記載しある方に良く折疊み、それを所持して直に投票用紙に手を觸れず外側に所定の捺印あることを確證したる後選舉人をして用紙を投票箱中に投入せしめる投票事務所長の所に行くものとす。

(二) 投票事務所員の一人は、選舉人名簿の謄本上の選舉人の姓名に付されたる番號の前に自己の姓の頭字を署名し以つて選舉人が投票に參加せる旨を記號するものとす。

第四十九條

選舉人にして用紙の書込を誤りたる時は、最初に交付されたるものを返還するを條件として一回を限り新投票用紙を要求することを得。

第五十條

選舉人が身體上扶助を必要とする者なること明かなる場合に於ては、投票事務所長は選舉人が自身を扶助せしむることを許可することを得。

第五十一條

(一) 選舉人にして注意を受けたる後猶本法に若しくは本法に基きて定められたる投票に關する規定を履行せざる時は、投票箱に投入するを許可されず且つ彼に既に之が手交されたる時は投票用紙を返還する義務を有す。

(二) 投票箱に投入するを許可されたる選舉人にして箱の中に投入するを拒絶する時は、同様に之れを返還する義務を有す。

(三) 返還されたる投票用紙は直に兩面に「無用」なる印を捺し使用し得ざる様に爲さるゝものとす。

第五十二條

(一) 投票事務所が開扉されて居る間は、選舉人は其れに依り投票場内の秩序が亂されず且つ投票の進捗が防害されざる限り投票場内に滯留する権限を有す。

(二) 場内に居る選舉人にして投票が本法に若しくは本法に基きて定められたる規定に據らずして

行はれ居るゝと思考する時は、抗議を爲す権限を有す。投票事務所は之れを調書中に記入するものとする。

第五十三條

投票事務所長は投票場の秩序を維持する任務を有す。

第五十四條

(一) 第三十八條所定の投票時間が経過せる時は、投票事務所長は直に之れを通告し且つ本通告の曉間に投票場内に居りたる者のみ猶投票を許可さるゝものとす。

(二) 投票完了後、提出されたるカードに依り選舉に参加せること明らかな選舉人數並に使用されざりし投票用紙數及び返還されたる投票用紙數を決定し之れを場内の選舉人に發表するものとす。之に次ぎ選舉人名簿は投票事務所に依り其の上に爲されたる頭字の署名數を以つて検證され、本名簿、未使用の投票用紙、返還されたる投票用紙及び提出されたるカードは各別に封印されたる紙に密封さるゝものとす。

第五十五條

(一) 第五十四條所掲の發表及び封印が行はれたる後一時間以内に投票箱は開扉さるゝものとす。

(二) 投票用紙は各臣民團體別に混合され計算され且つ關係團體中の投票に參加せる選舉人數と比較さるゝものとす。

第五十六條

(一) 所長は投票用紙を開票す。彼は各用紙を開きたる後投票されたる候補者の姓名を報告するものとす。

(二) 投票事務所の最年長所員は投票用紙を検査す。投票事務所が四人の所員より成る時は、事務所の他の二人の所員は各得票の記入を掌るものとす。

第五十七條

(一) 本法並に本法施行規定に依り使用を許可され居る以外の他の投票用紙は無効とす。
A 候補者の選定され居らざるもの。
B 候補者以外の者の姓名若しくは其他の付加へのあるもの。
C 選舉人の屬する臣民團體以外の候補者を選舉せるもの。
D 該臣民團體によりて占めらるべき議席數以上の候補者を選舉せるもの。

- E 第四十八條に定むる以外の方法を以つて候補者を指名せるもの。
- F 選舉人の表示を含むもの。
- G 所定捺印の無きもの。
- (三) 付加への中には故意に爲されたるものに非ざる點、線、爪跡、折目、裂目、穴及び汚點を含ます。
- (四) 投票事務所は、疑問の起りたる投票用紙の價値を直に決定するものとす。同數得票の場合に於ては所長の投票が之れを決定す。
- (五) 所長は無効の宣言、疑問及び決定を直に公表するものとす。若し場内に居る選舉人にして之れを要求する時は、用紙は該選舉人に提示さるゝものとす。之等はそれゝ投票に關する調書中に記入さるゝものとす。
- 第五十九條
- 總ての投票用紙が開票され且つ其上に爲されたる投票が採取されたる後、投票事務所長は直に各臣民團體に對する有効投票用紙數を公表し、續いて各臣民團體に對する有効投票數、該團體候補者の全得票數及び各候補者の得票數を發表するものとす。
- 第六十條
- (一) 開票されたる有効並に無効を宣言されたる投票用紙は、各種別に封印されたる紙に封入さるものとす。
- (二) 第五十四條並に本條に規定する封印の方法は總督の決定を以つて定む。
- (三) 場内に居る選舉人は抗議を爲すことを得。
- (四) 其後直に、行はれたる投票に關する調書を作成するものとす。之には提出されたる抗議も亦記入さるゝものとす。
- 第六十一條
- (一) 投票に關する調書は所長並に他の所員に依り署名さるゝものとす。本調書は第五十四條及び第五十九條所掲の封印されたる包と共に投票事務所の最年少所員に依り之無き時は投票事務所本部若しくは投票事務所に依り直に投票事務所本部長に移送さるゝものとす。
- (二) 投票事務所本部に提出されたる調書は選舉の結果が確定さるゝまで保存さるゝものとす。
- (二) 單に一投票事務所本部は翌日の午前七時半に投票場に於て選舉の結果を確定する會議を開催するものとす。

後直に行はるものとす。第五十二条及び第五十三条は本會議にも適用することを得。

第六十二条

(一) 投票事務所本部若しくは一投票事務所長は、第六十一条所掲の會議に於て各投票事務所並に全投票事務所に於ける各臣民團體に對する有効投票用紙數、各投票事務所及び全投票事務所に於て各臣民團體の獲得せる總投票數並に各候補者の得票數及び其れよりして確定されたる選舉の結果を發表するものとす。

(二) 場内に居る選舉人は抗議を爲すことを得。

(三) 之れは會議の調書中に記入さるゝものとす。

第六十三条

(一) 投票事務所本部は、職權を以つて又は一人若しくは其以上の選舉人の理由を附したる要求に基き、全ての又は一若しくは其以上の投票事務所に新に投票用紙の計算を爲すことを命ずることを得。

(二) 之は理由を附したる決定を以つて行ふものとし、其後直に新計算に着手するものとす。事務所本部は封印されたる包を開封し、其の内容を投票事務所の調書と比較する權限を有す。

(三) 本計算は、第五十六条乃至第六十条第一項第一句の規定を遵守して爲すものとす。

第六十四条

第五十九條及び第六十二条に掲ぐる調書の形態並に構造は總督の決定を以つて定む。

第六十五条

選舉の結果が確定されたる直後、それに關して作成されたる調書は各投票事務所の調書及第五十四條並に第五十九條に依り封印されたる包と共に議會の議長の事務所に移送さるゝものとす。

第六十六条

(一) 議會の議長は調書を保存し、其の寫を局地的に發表すると共に彼の事務所に於て何人の閲覽にも公開するものとす。彼は各投票事務所の調書及び封印されたる包を當選人の認容が決定さるゝまで保存し其後破棄するものとす。

(二) 本破棄に關しては調書を作成するものとす。

第六十七条

(一) 當選者は直に議會の議長より彼の選舉を明記せる調書の謄本を受取り、再投票の行はれたる場合に於ては其に關する調書の謄本及彼の立候補を明記せる謄本とを受取るものとす。

(二) 本謄本は、任命議員に對しては親任狀としての効力を有す。

第六十八條

- (一) 當選者は、謄本を受理したる後三日以内に領收證を差出し、謄本の日付後四週間以内に彼が當選を受諾するや否やを議長に通知するものとす。

(二) 彼にして本期間に通知せざる時は、彼は選舉を受諾せざるものと見做らる。

第六十九條

- (一) 候補者して投票以前に又再投票の行はるゝ者なる時は再投票の行はるゝ以前に死亡したるか若しくは當選者にして彼の選舉を受諾せざるか或は前條所定期間内に通知せざる場合に於ては、十四日以内に議長の定むる日に於て未補充の議席に對する新選舉を行ふものとす。

(二) 第二十八條第四項に規定する場合を除き、候補者届出用紙は選舉を行ふ旨が發表されたる次の日より選舉の行はるゝ日まで獲ることを得。

第七十條

- 議會の議長は、省以外に於ては總督省内に於ては知事が其の日付より八日以内に第六十七條所掲調書の謄本を受理する様取計ひ、又當選者が選舉を受諾せるや否や及び第二十五條、第三十四條及び第六十九條に據り選舉が行はるべき日を通知するものとす。



第四章 刑罰規定

第七十一條

第六條所掲名簿作成の爲めに調査が行はるゝ場合、選舉人名簿上に記入さるべき自身若くは他人に關する事實を故意に不正に申告したる者は最高六箇月の徵役に處せらるゝものとす。

第七十二條

- (一) 選舉に參加する權限を有せざる者の署名があり且つ該署名を除く時は合法的届出書として署名數が不足となるを知り乍ら第二十八條所掲の届出書を提出せる者は、最高三箇月以内の徵役若しくは最高百二十盾以内の罰金に處せらるゝものとす。
- (二) 自身が選舉に參加する權限なきことを知り乍ら該選舉の爲に提出さる、第二十八條所掲の届出書に署名せる者は同様の處罰を受くるものとす。

第七十三條

第三十七條の規定に違反する者は最高十四日以内の禁錮若しくは最高七十五盾以内の罰金に處せらるゝものとす。

第七十四條

投票事務所長、所員及び代理の爲に召集されたる代理所員にして執務期間中必要以外の時に缺席する者は最高百盾以下の罰金に處せらるゝものとす。

第七十五條

第五十一條に依り課せられた投票用紙返還の義務を履行せざる選舉人は、最高十二日以内の禁錮若しくは最商三百盾以内の罰金に處せらるゝものとす。

終末並に臨時規定

第七十六條

(一) 本法所掲の行動が日曜日、金曜日或は祭日に該當するか若しくは本法所定期間が此等の一を以つて終了する時は、日曜日、金曜日若しくは祭日に非ざる次の第一翌日を以つて之れに代ふるものとす。

(二) 本條に云ふ祭日とは一般に認められたる基督教祭日及び王室の一員の誕生日並に總督に依り定めらるべきムハメット教及び支那人の祭日を云ふものとす。

第七十七條

(一) 本法は、市會議員選舉法として引用することを得。

(二) 本法は一九二六年一月一日より實施され、一九二六年一月一日以前に選舉に依りて組織されたる市會には臨時空席補充に關する舊法規定を一九二六年五月二十四日まで之れを適用する條件の下に、爾來訂正増補されたる一九〇八年一月十九日付の選舉法(官報第五十三號)は新選舉人名簿が効力を生ずる同日を以つて撤回さるものとす。一九二六年五月二十四日以後一九二六年八月の第三火曜日以前に生じたる空席の補充は、必要に應じ任命に依り之れを爲すものとす。

蘭領印度の政黨

(一) ブデイ、ウトモ黨 (Boedi-oetomo) 色彩 爪哇國民主主義

主義の宣言

一、ブデイウトモ黨は、國民精神に立脚する立憲政治の實現を期し、其の目的の爲に選舉法の制定と法律の均等とを期す。

二、ブデイウトモ黨は、國民の各階級間に發達條件の不平等を醸し或は之れを著しからしむる社會的原因を國民立法を以つて除去することに努むるを主義とす。

政 約

一、ブデイウトモ黨は、左のことを可能ならしむべき蘭領印度立法行政法の有効なる改正を第一に

(一) アディ、ウトモ黨

必要とす。

- A 男子の選舉權及被選舉權の實施。
- B 宣言の一に掲ぐる精神に基く議會の組織。
- C 地方議會を迅速に擴張し村落の自治を成立せしめ、以つて地方分權を徹底的に實施すること。
- 二、社會立法に關しては吾黨は左のことを希望す。
- A 雇主の經濟的優勢の濫用を防止する法規の制定。
- B 勞働會議所の設立。
- C 左に關する勞働の法律上の保護。
 - イ、農業勞働。
 - ロ、勞働時間及夜間勞働の制限。
 - ハ、少年若しくは少女雇用の禁止。
- ニ、風紀取締法を假借なく適用し以つて婦人勞働者の風紀を嚴重に監督すること。
- ホ、前述の法規が遵守さるゝ様監督すべき規定の制定。
- D 貧困の社會的原因に對して貧困を緩和防止すべき救貧法規の制定。
- E 飲酒制限法規の制定。
- F 阿片使用及所持の禁止。
- 三、教育に關しては吾黨は、差別を設くることなく何人ご雖も才能の發達及將來の職業に必要な教育を充分に享け得る様政府に於て取計ふことを希望す。之が爲に吾黨は左のことを最も重要視す。
- A 初等教育と中等教育との連絡。
- B 高等教育機關の設立。
- C 師範學校の擴張。
- D 女子國民小學校及女子師範學校の設立。
- E 歐洲に於て猶一層修學せしめんが爲才能ある子女に對し獎學資金を給與すること。
- F 職業學校の設立。
- G 體操、自由及正式運動並に遠足等に依り、肉體上の發達を助長する様總ての學校に於て留意すること。
- 四、國民の繁榮の爲には、
 - A 交通路を擴張及改善し、遠距離の地に於ても必要なる場合には國家は之に協力すること。
 - B 各方面の機械工業(例へば土人の纖維工業の如き)の助長。

- C 漁業の助長及法規の制定。
- D 歐人農園を制限し以つて小農業者を保護し、米並に其他の食料農産物の輸出を制限する立法の講究。
- E 法律を以つて最低借地料を規定すること。
- F 私有地を國有地に還元すること。
- G 外人に對する永租借地の拂下を制限すること。
- 五、國民衛生の助長に關しては吾黨は左のことを希望す。
- A 僮地にありても醫療を受け得る様醫務局の組織を完全にすること。
- B 衛生規則を實際的に適用すること。
- C 移動病院の完成。
- D 虎列刺、黒死病等の傳染病驅除規定を改正し且つ堅實なる住宅改良の歩を着々進むること。
- E 看護人、看護婦、產婆及女種痘醫の養成。
- 六、ブデイウトモ黨は、宗教に關しては中立の立場を支持す。
- 七、司法に關しては吾黨は左のことを希望す。
- A 法の均等。
- B 人命、財産の安全を一層完全に保證すること。
- C 迅速にして且つ安價なる法を得せしめ且つ輕罪を迅速に裁決する爲めに民事訴訟法を簡単にすること。
- D 求法者に對し國家が法律上の解説を爲すこと。
- E 家宅の不可侵なることを法律を以つて制定すること。
- F 少年犯罪者の爲に感化院を設立すること。
- 八、税制、財政に關しては吾黨は左のことを希望す。
- A 負擔力を基礎として税制を改正すること。
- B 爪哇、外領に於ける郵稅及電信料を輕減すること。
- C 植民地の財政を速かに獨立せしむること。
- D 農、礦企業の官營に依り又は政府に於て共に出資し若しくは之を爲すことなく私人の事業經營を獎勵し且つ國家が共に出資したる場合に於ては、利益の大部分を國家に分配することを保證せしめ、以つて所得を増加すること。
- 九、國防に關しては吾黨は左の如く希望す。
- A 軍制施行の爲國民軍の編成。

(1) アディ・ウトモ黨

- B 陸軍大學を設立し、國民中より士官を補任すること。
- C 砲臺を設けて以つて爪哇の沿岸(殊に北部沿岸)を防衛すること。
- D 國民海軍の編成及之が發達を計ること。
- 十、農業に關しては吾黨は左のこととを希望す。
- A 土地を改善し且つ生産能力の高上方法を講究すること。
- B 土地所有に關する現行總督令を維持し且つ之を一層厳格に適用すべき方法の講究。
- C 人民の爲にルームーブーン制度(村落信用制度)を助長すること。
- D 牧畜及畜產物の改良。
- E 農業組合の助長。
- F ルームーブーン制度を有効に改制し、以つて農業界に於ける暴利を制限、防止すること。
- G 狩獵法の制定。
- H 淡水養殖業(スンダ地方に於けるが如く)の助長。
- I 充分なる農業及園藝教育を施すこと。
- 十一、養老問題に關しては吾黨は左のこととを希望す。
- A 土人間に逐次戸籍役場を設立すると共に、既に歐人官吏に適用されつゝある遺族扶助基金制度を實施すること。
- B 恩給年限を二十ヶ年間に短縮すること。

(二) 基督教倫理黨 (Ghristelyk ethische party) 色彩 右傾

主義の宣言

根 據

基督教倫理黨は基督教を以つて本義となし、以つて人間生活の百般を統べ、世上一般の事及政治も亦神の戒律に基きて之れを爲し、即ち「汝は全靈全力及全智よりして神を愛し又自身を愛すると同様に隣人を愛せよ」との言を以つて宣言の根據となす。

第一條

基督教倫理黨は自ら基督教倫理と稱し、それを以つて其の形式の如何を問はず政策の濫用に反対し、倫理政策即ち道徳義務の政策を植民地政治の唯一の真正なるものとなす。本黨は基督教の教義を遵奉し以つて人間の倫理政策に對峙し、本領土の行政を神の説に基きて爲さんとするものなり。

第二條

本黨は、蘭領印度の人民及人民團體は本領土の自治を終局の目的として行政上及政府部内に益々

大なる勢力を得るとの條件の下に蘭領印度と和蘭との政治の一體を維持することを希望す。

第三條

本黨は、和蘭印度間の現在の關係中には、本土に對して神が和蘭に與へた左の天職を含むものと認む。

A 各國民に互して獨立的地位を獲得するに必要な才能の涵養に努めつゝある住民を教養すること。

B 該民族及民族團體の統治は、物質的繁榮及肉體的健康を増進すると共に彼等の精神的及道德的健康の服膺及知能の啓發を其の目的とする。

C 統治者に於ける道徳的自制及被統治者の道徳的規律の嚴格なる維持。

第四條

本黨は、一般道徳、公安及個人の自由に反せざる限り完全なる信教の自由を稱ふると共に各種の宗教を充分に尊重するものにして、政府は國民の宗教的發展に直接干渉することなく且つ當該人の神に對する觀念如何に拘らず總ての住民を平等に待遇すること。

第五條

基督教論理黨は自己の獨立を維持し、他の政黨に合併せざるものとす。本黨は自己の獨立を維持

して爲すことを得る時は、前述のグローブラムに基きて公共の目的の爲に他の政黨と協力することを欲す。

政 紲

第一條

一般統治

- A 本國土に於ける政府の組織は、人民を獨立せしむる道徳的義務に立脚すべきものとす。
- B 政府は、領内の安寧秩序の維持及對外的安全に留意すべきものとす。
- C 政府は、當領に於ける政界の發達を健全なる民主主義の精神に誘導し、常態を破壊するが如き總ての脱線行爲に力抗すべきものとす。
- D 政府は、各民族及民族團體間の關係を益々密接ならしめ且つ相互間の關係を隣人愛の法則に基く様誘導すべきものとす。
- E 政府は、當該人の發達の程度を考慮し各居住和蘭臣民の政治權を認むると共に之を擴張すべきものとす。
- F 政府は、有ゆる方法を以つて民力の高上に必要要件たる住民の人格の向上に努め、以つて當領の社會的及政治的隆興を期すべし。

G 政府は、物産的財産の増加が空虚の原因とならざる様勞働慾の養成に努むべし。

H 政府は、外領に於ては民族間に潛在する勢力を私用しより徹底せる行政を爲す様努むべし。

I 自治領の發達は之れを直接統治下にあるものと同様の方向に誘導すべし。

第二條

國民參議院及地方議會。

A 基督教倫理黨は、代議制度に依り至當なる國民の勢力が政府部内及行政上に現はることを希望す。

B 各代議團體に於ける住民の勢力が時期の熟すると共に増加さることを望む。

C 本黨は左のことを希望す。

イ、各代議團體が、出來得る限り印度社會の一般輿論が代表さるゝ様組織されること。

ロ、各民族團體が議席を有する總ての該團體内に各團體に依りて占めらるべき席數を政府に於て臨時に決定すること。

ハ、該團體の議員は當分の内單に彼等の屬する民族團體に依りてのみ選舉さること。

ニ、此等代表團體の權限を逐次擴張すること。

第三條

各部分の自治

基督教倫理黨は左のことを希望す。

A 行政地方分權の實施

B 州、州の一部及都市の自治制を施行し之れを擴張すること。

第四條

教會及傳道

A 基督教倫理黨は、斯るものとして出現し且つ對内問題を完全なる自由の下に處置し以つて法の運用に參與する様基督教會の權利を認むることを希望す。

B 政府は、他の各宗教の説教に對する同様に基督教の傳道にも防害を加へざること。

第五條

司 法

基督教倫理黨は左のことを希望す。

A 立法に關しては、

不必要な區別を設け若しくは社會の向上を防害する舊來の各種人民團體間の私法及公法中の差別を逐次撤回し、以つて立法及法の單一に努むること。

B 裁判に關しては、

イ、社會の狀態が之を可能ならしむる時は直に司法及行政を確然と區別し、之を爲し得る範圍内に於て獨立裁判に依り裁判を爲すこと。

ロ、民事訴訟手續を、一一層自由ならしむると共に一迅速なる司法行政を防害する形式に防げらるゝことなく公明正大に解決する爲裁判官により。以上の權限を與ふる様改正すること。

ハ、刑事訴訟手續を、一方に於ては被告の辯護權を實際上保護すると共に他方に於ては司法權及司法官が審問及授刑するに際し迅速なる裁判を防害する不必要的強制的形式及斯るものに防げられざる様改善すること。

ニ、行政並に司法上の紛爭を解決する爲行政裁判を實施すること。

C 警察に關しては、

印度社會の經濟的發達の必要條件たるべき蘭領印度の人命財產の法律上の保護を保證する爲警察法規を制定し有力なる警察を組織することを希む。但し警察の權限及義務は、權外並に暴力行爲に對し必要な保證を設くると共に公共の秩序、治安及道徳の爲に爲す本政府機關の行動を廣く自由ならしむる様規定すること。

第五條

第六條 教育

基督教倫理黨は、官吏の法律上の身分を定むる法規の制定を希望す。

第七條 衛生及醫術上の援助

- A 私立學校の設立され居らざる地方には政府に於て學校を設立すること。
 - B 政府は、確實なる教育を施すことに關して彼の定めたる保證を履行するを條件として、總ての私立學校に平等に補助を爲すこと。
 - C 教育を、國家の安寧秩序及安全を威嚇するが如き主義の宣傳に利用するを許さざること。
 - D 印度の必要とする所を主眼として教育を組織し、出來得る限り和蘭の教育と連絡を保つ様之を爲すこと。
- A 基督教倫理黨は、各州及各都市に社會に危險を及ぼす病氣の豫防若しくは撲滅方法を講ずる衛生部を設くことを希望す。
 - B 政府は私醫の尠なき地方至る所に醫術上の援助を與ふること。
 - C 麻醉飲料及阿片等の使用は、國民衛生及本社會の道徳的發達に有害なるものとして益々制限すること。
 - D 政府は、本目的の爲に働く私立機關を大に援助すること。

第八條 社會の節操、賣淫、博奕。

- A 政府は、公共の節操及德義に留意する義務を有す。
- B 肉體並に道徳上の健康を害する賣淫を極力防止し、公娼を極端に制限すること。
- C 博奕は本會社の道徳的發達に危険を及ぼすものなるを以つて出來る限り制限すること。

第九條 救貧

- A 貧困の緩和は人道、犯罪及健康上の見地よりして最も重要なものなるが故に、基督教倫理黨は個人が之を爲さざる限り政府に於て本方面に活動することを希望す。
- B 私人が之に從事し居る時は、政府は大に援助を與ふること。

第十條 個人の發言の自由

政府は、個人の發言の自由主義を嚴重に維持すると共に、口頭、文書或は新聞、繪畫、劇又は活動寫眞の映寫等の方法を以つて爲す住民の總ての意志の發表を監視し且つ政府の權能を侵害し人種爭鬭を教唆し或は公共道徳に惡影響を及ぼすものと思考さる、發言を防止するを自己の義務となすこと。

第十一條 國防

- A 各地方、人民及人民團體相互の團結を益々堅固ならしめ、人民の自由を認め經濟的獨立を促進し且つ政體の瓦解を目的とする分子及教導を時宣的に除去すること。及
 - B 中立を維持し外敵の攻擊を防禦し且つ國內の秩序安寧を維持する爲海陸の軍備を維持し以つて防禦力を構成すること。
- 紛争の平和的解決を爲す國際法の制定に努むること。

第十二條 財政

基督教倫理黨は左のこととを希望す。

- A 國家の財政管理には歳入歳出間の均衡を保ち、不必要な重稅を課し以つて人民の負擔を重からしめず又必要なものを節約せずに左の方法に依り節約を計ること。
 - イ、經常並に特別支出及收入間に合理的の區別を設くること。
 - ロ、官吏の數を制限し且つ官務には華美を避くること。
- ハ、政府に於て事業及企業を商業上の基礎に基きて經營し、事情に應じて合同事業の形式を通用して之れを爲すこと。
- ニ、印度に於ける大資本により獲得されたる利益の相應なる分前を受くること。
- B 特別支出に對しては原則として借款を爲すこと。

第十三條 社會立法

基督教倫理黨は左のこととを希望す。

- A 労働契約法規を制定すること。本規定は事業自體の要求を斟酌する様各事業別に且つ共同的労働契約の實現及之れを規定し得る餘地存する様之を爲すこと。
- B 勞働監督を全蘭領印度に擴張すること。

- C 工場、工作所に於ける労働者の生命、健康及安全を保護すべき方法に關する規定の制定。
- D 勞働争議の防止並に調停に政府が干渉すること。

第十四條 國民の繁榮

- A 生命財産の安全をより完全に保證すること。
- B 主義として總ての労働を以つてする税金を貨幣を以つてする税金に換ふること。
- C 奉仕労働を利用する以外に他の方法を講ずること不可能なる地方に於ては、之れには相當の賠償を支拂ふものとし、然らざれば、當該住民に課稅するに當り彼等の國庫に對する醸金は一部分既に労働を以つて納付されたるものとして之れを斟酌すること。
- D 左のこととに依り社會の力を増大すること。即ち
 - イ、各種科學の學館及農業會議所の擴張。

四、灌溉工事の擴張

- E 必要なる時は専門的に指導し、組合に信用並に援助を與へ以つて農業、園藝、牧畜業、養魚業、漁業、商業及工業を助長すること。
- F 不動產に對する土人の權利の存在及證據を一層保證すること。
- G 道路、鐵道及軌道網を大に擴張すること。但し如何なる場合と雖も經濟、行政、政治若しくは軍事上の見地よりして必要なるや否やを充分に専門的に調査せる後に非ざれば之を爲さること。政府にして、自力にて之等の總ての事業を自己管理の下に施行し若しくは開發し得ざる時は、大に私人側の援助を喚起し且つ出來得る時は協力して之を爲すこと。

(三) 印度加特力黨 (Indische Kotholieke Party) 色彩 右傾

臨時政綱

一、行政組織

行政組織に關しては本黨は左のこととを希望す。

- A 地方單位に自治を與へ之を爲すを得ざる地方には行政地方分權の實施に努むること。
- B 地方單位を、其の位置及人民の種類に依り自治知事州に編入し、之を爲すを得ざる地方は行

(三) 印度加特力黨

一六八

政地方分權を施行すると共に行政区 (Bestuurs Provincien) に編入すること。

C 印度の國土を前述の如き自治知事州及行政区並に自治領に區分すること。

D 和蘭の立法者たる憲法は、印度及印度行政法に關するものを制定する時は印度立法者に諮詢するものとし、且つ憲法又は行政法若しくは國家の一般利益に反する時は印度の立法者の決定を改正、補充又は消除する權限を保持すること。

E 印度行政法の制定に關するものを除き、一般立法權が印度に於ける皇帝の代表者及全臣民の意志及利益を表明する代表機關に依りて握らること。

F 前記代表團體及皇帝の代表者間に惹起せる紛爭の解決は、和蘭立法者に於て爲すこと。

G 皇帝の代表者の掌握する執行權は、皇帝の代表者の任命する責任ある大臣に依りて執行さること。

H 皇帝の代表者が、皇帝に依り任命されたる印度臣民により組織さる、議會に諮詢すること。

I 人民の發達及利益の爲に被選舉權及選舉權に基きて各種の立法團體を組織すること。

二、國民衛生及民家の建築

吾黨は左のことと希望す。

A 各人が充分なる醫學上及產科學上の援助を受け得る様盡力すること。

B 人民を有効に指導し以つて流行病及國民病の防止豫防に努力すること。

C 生活資料の監査。

D 大規模に衛生狀態の改善を爲すこと。

E 住宅法を制定すること。

F 國民衛生又は民家建築の爲に有益なる事業を爲す機關に必要なる場合公共財政中より補助を爲すこと。

三、民力及國民道德

吾黨は左のこととを希望す。

A 政府に於て酒精飲料及麻醉嗜好品の濫用を嚴重に防止し且つ博奕制限の爲罰則を猶一層嚴重にし且猶一般的に適用すること。

B 罰則を嚴重に適用し以つて賣淫を防止し、且つ有効なる規則を以つて公共の體面を充分に保護向上せしむること。

C 殊に兵營内に於ける私妾を逐次廢止する規則を制定すること。

D 政府は、私人の救貧事業を獎勵後援し、必要な時は之れを補充すること。

E 失業及貧困防止規則を制定すること。

- F 阿片專賣及官營質屋業の唯一の直接目的として各々阿片濫用の防止及人民の經濟的發達を計ること。

四、教 育

吾黨は左のこととを希望す。

- A 各人に初等教育を受け得る機會を與へ、出來得る限り之れを義務となすこと。
 B 上級の教育を受け得る才能を有する者に對しては、社會の利益上望ましき時は其の機會を開放すること。
 C 印度に於ける工業及中等教育並に教員の養成を大に擴張し、且つ高等並に大學教育の實施に移ること。
 D 教育を身體の發達及道德教育にも役立たしめ且つ教育を爲すに際し公安並に善良なる習慣に反するが如き事項は之れを避くること。
 E 教育は、生徒の肉體及智力の負擔力に準じて善良なる又出來得る限り一般知識を構成する教育を施し、且つ人民の社會的要求に應じて之を爲すこと。
 F 同一の條件を履行する時は公立及特種教育に同様の援助及權利を與ふること。

五、宗 教

吾黨は左のこととを希望す。

- A 蘭領印度立法行政法第百七十七條の撤廢。
 B 宣教及傳道に防害を加へず、且つそれが文明を向上せしむる方法なる限り政府に於て之を助長すること。
 C 法王廳及蘭領印度歐人政府間に締結されたる現在の條約を尊敬すること。

六、戶 稽

吾黨は左のこととを希望す。

- A 總ての人民團體に戶籍役場を設くこと。

- B 規則的國勢調査を爲すこと。

七、行動の自由

吾黨は左のこととを希望す。

- A それが人民の利益に反せざる時は、勞銀を支拂はざる勞働を以つてする稅金を貨幣を以つてるものに換ふること。

- B 政府は社會の安寧及善良なる習慣に反する言辭、像、文書、陳列、劇及活動寫眞に對して警戒すること。

八、一般社會立法

吾黨は左のことを希望す。

- A 道徳の原理より出する社會立法をして、人民の殊に經濟的弱者の社會的、智的、道徳的向上に與つて力あらしむること。
- B 出來得る限り日曜並に官吏に適用さる、規定と合致する毎週の休養日を全般に亘つて施行する勞働法規の制定。

- C 不正競争、暴利及一手販賣並にトラストの惡弊を防止する法規及善良なる市場規定の制定。

D 殊に小事業同業組合の助長。

- E 法規を設け以つて不正なる物價殊に生活必需品の價格の釣上げを防止すること。

九、勞働立法

吾黨は左のことを希望す。

- A 出來得る限り夜間勞働を制限し、殊に婦人及少年の過重勞働を防止する規定の制定。

- B 勞働契約の刑罰規定を逐次的に廢止し、契約苦力募集に際して起る弊害を防止する完全なる規定の制定。

- C 勞働契約を一般的に法律を以つて規定し、職工組合制度を助長すること。

D 彼等の勞働に判ふ危險に對し勞働者の生命及健康を充分に安全ならしむる法規を制定適用すること。

- E 傷害、病氣及不具保險を法律を以つて義務となし且つ出來得る時は義務的の養老保險制を實施すること。

F 官吏の恩給を保證すること。

十、農業、牧畜業及漁業

吾黨は左のことを希望す。

- A 出來得る限り迅速に私有地を國有地に還元すること。

B 小農業を保護助長すること。

- C 豫備森林及立木を維持する爲嚴格にして完備せる規則を制定すること、

- D それが人民の他の猶一層主要なる經濟的利益に反せざる限り、食料物產の栽培を助長し以つて人民の需要を充すこと。

- E 一般利益の爲に最も價值ある灌漑水を有益に使用する様規定を制定し、爪哇マヅラに於ても外領に於ても同様に灌漑工事の施設に大に努むること。
- F 牧畜及漁業を大に助長すること。

十一、工 業

吾黨は左のこととを希望す。

- A 政府に於て、それに必要な模範的官業を起して之を教導し又は公共財政より補助を爲し、以つて土人の大工業を起すべく大に努力すること。
- B 小工業は政府に於て保護援助し且つ之れを助長すること。

十二、交 通

吾黨は左のことを希望す。

- 交通は原則として公營事業とし而して單に特種の場合にのみ一般利益を充分に保證すると共に合辨若しくは私人事業として管理發達さること。

十三、信 用

吾黨は左のことを希望す。

- A 經済的弱者の爲に信用制度を大に助長し、且つ擴張すること。
- B 土民をして充分に且つ何等防害さることなく彼等の爲に設立されたる信用機關を隨時利用せしむる規定の制定。
- C 人民の利益に反するが如き前貸制度に對し法規を制定すること。

十四、財 政

吾黨は左のこととを希望す。

- A 土木工事竝に公共事業費は、直接利益を擧げ得る時はそれが爲に借款を締結しそれより支辨すること。
- B 公共事業若しくは其の一部が公共事業なる造營物は、單に社會の利益が斯るものと要求せる場合にのみ建築すること。
- C 特に大事業の利益に對する直接税及生活必需品に對するものを除く間接税とに依り公共財政の増加を計ること。
- D 稅制は、それぐる累進制の實施及家族の多寡を考慮する等の負擔力に依る賦課を基調とすること。
- E 稅金の逃避に對する完全なる規則を制定すること。
- F 稅官吏の教育を充分に爲すこと。

十五、司法、監獄、警察及治安

吾黨は左のことを希望す。

- A 人命財産を法律を以つて一層保護すると共に益々安全ならしむる様努力すること。

(三) 印度加特力黨

一七六

- B 行政、司法を猶一層明らかに且つ實際的に區別すること。
- C 民事及刑事訴訟を一層簡単にし、審間に際し被告の利益により良き保證を與ふること。
- D 無產者若しくは財力渺なき者に對し、法學上の援助を無料にて與ふる法規を改善すること。
- E 小供の閑却及教化に對する並に閑却されたる少年の時宣的教育及少年犯罪者の道徳的善導を爲すべき特種の法律を制定すること。
- F 閑却されたる少年及少年犯罪者の教養は、彼等の宗教に準じ原則として政府の援助を受くる私人の各慈善團體に委任すること。
- G 投獄中に職人たるべき技術を練習せしめ且つ宗教上の教訓を與へ以つて受刑者の社會的並に道徳的向上に効果あらしむること。
- H 受刑者の就役は、就役中犯したる犯罪の故を以つて同一公共事業内に於て其の期間を延期せざること。
- I 囚人の勞働指導者には、勞働收益金よりの副收入を認めざること。
- J 軍法を改善すること。

十六、國防

吾黨は左のこととを希望す。

- A 國防は財政の許す限り之れを充實すること。
- B 戰時中印度の經濟上並に軍事上の必要を充す爲前以つて其の方法を講究し置くこと。
- C 印度の國防費を印度及和蘭間に其の負擔力に比例して割當つること。
- D 社會、學界、道徳、宗教方面に下級の軍人を擢用する規定を制定すること。

(四) 印度社會民主黨(Indische sociaal Democratische party)色彩 左傾

主義並に政綱の草案

- 一、政治的に征服し以つて外國の販路、生産地並に土民を侵略することは現在資本主義の開發形式の一であり、過去、現在及將來共に非難すべきことなり。
- 二、世界の自然的財寶の開發、加工及經濟上有効なる分配は、其數を増加しつゝある人類の利益となることは之を認むるも、社會民主黨は、利益を擁護する手段としての政治的政服は其の組織の如何を問はず之に反対す。吾人は國際社會への目的を達成すると同時に植民地關係の消滅を期す。
- 三、國際協定に基く世界に必要缺くべからざる原料の分配は、人類の經濟的必要を有効に満す利益、及之に參加すべく自己のものを自ら處理する各國民の權利間の反目を除去す。

四、外國政權の執行は、之が廢止若しくは復歸されざる限り被統治國民をも加入する國際聯盟の指令及び實質的に彼等の國家的獨立を目的とする政治を爲す様強制する規定の下に之を爲すべきなり。

五、資本主義的植民政策の本質と社會民主主義の思想とは勿論相容れざるところなり。資本主義は本國に於けると同様に被統治國に於ても收益のみを目的とし、國家を彼の權力の背景として使用す。故に自ら植民地の統治を永遠に掌握せんとするものなり。

六、資本主義は、次の理由に依り自國に於けるよりも植民地により以上の害毒を及ぼすものなり。
A 被統治民族は、彼等にして猶全く若しくは一部分技術に於て原始的生産方法を固守し居る間は、經濟的にも社會的にも現代の資本主義的侵略に對抗するを得ず。

B 斯る國民は、彼等の勞働力及彼等の土地に埋藏され居る財寶の國際的交換價値を知覺し居らず。

C 溫和なる氣候肥沃なる土壤を有し且つ原始的生産狀態にある國に於ては、僅少なる生活必需品にて事足り且つ原則として容易に満足し得、斯ることは生活程度の向上を防害し侵略を容易ならしむ。

D 外國資本家は、利源の維持及擴張に必要ならざる資本利子の搬出をして植民地を開拓

し仍つて人民の收入及財產の増加を阻止す。

E 資本勢力の最も歡迎する植民地の極端なる官僚政治は、民主政治の發達を防害し且つ社會並に政治的改造の完成を破毀するものなり。

F 植民地の獨裁は國家並に人種的反目を著しからしめ、土人社會内の正規の階級組織に障礙を來し且つ經濟的弱者の競爭力を阻止す。

七、本壓迫勢力も、資本主義が亦植民地に於ても呼起す反抗力に依り阻止さるべし。

被統治社會内に歐式交通機關及經營機關の暫進的設立及該社會に歐式行政の暫進的採用は、統治者の現代教育を受けたる土人勞働力官吏の必要を増大し、從つて土人社會の歐人生産並に主權關係に對する同化を迅速ならしむ。

植民地帶を世界交通の圈内に入る、時は、被統治者の精神的民力を鞏固にし且つ更新し以つて本發達を速進す。植民地資本主義は本反抗力を以つて同時に自己の沒落の芽を發生せしむ。

八、資本主義は、國家の資本を以つて收益を計らんが爲常に國際的植民地擴張競争を越し、勞働階級の生活上の利益を損じて富を堆積す。

本帝國主義は軍事費を増大せしめ、國際軍備撤廢主義の實現を防害し、新しき戰禍を以つて人類を脅すものなり。

九、社會民主主義に依る政權の占領は植民地關係の消滅を意味するものなり。自由への逆戻りは、以前に於ては人種爭鬭は相互の社會的能力の正當なる評價及完全なる運用の障礙物なりしが故に、雙方の經濟的及精神的價值轉換の意義を高上するものなり。

被統治社會に社會主義的生產方法を實施するには其の經濟組織の可能ならしむる範圍内に於て之を爲ざるべからず。歐式基礎に基きて設立されたる外國並に領内の事業社會に實施する時は經濟的及社會的權力の獲得を迅速ならしむべく、斯くせざる時は外國の主權の永續を可能ならしむべし。

十、自由ならざる國に於ける社會民主黨の任務は、先づ第一に外國の政權を驅逐するにあり。而して各改革毎に植民地關係を稀薄ならしめ、且つ可能なる時は土民の自立に努むるにあり。

一定の國家組織若しくは政治組織無きも、國際交換交通に參加するに必要な經濟行爲を自力を以つて確實に爲し得ることを保證する時は、國家として獨立することを要求し得るなり。

十一、被統治國民の開放は自己の努力の賜なるべし。

社會民主黨は、自己の指導及自由なる發展を尊重すると共に土人の國民運動に援助を求める且つ援助を與ふ。

土人勞働階級の向上並に自覺を促すに當りては、國家の獨立への勇猛心及共同戰鬪力を害はざる

様之をなすべし。

十二、黨の誓約及戰鬪手段の運用に際しては、社會民主は土人の經濟的、社會的狀態及第一に國家及人種爭鬭としての植民關係を破壊する特種の事情に考慮すべきなり。

(五) 印歐黨 (Indo europeesch verbond) 色彩右傾

主義の宣言

定款第二條に左の如く掲げて居る。

本黨の目的は、蘭領印度に於ける印歐人（混血兒より）の社會的、道徳的、智的及經濟的發達の助長にあり。

政 綱

本黨は本目的を達する爲に次のことを爲す。

- 一、印歐人一般の爲殊に黨員の爲有益となるべき各般の教育に出來得る限り援助を與ふ。
- 二、本教育は、有らゆる手段を以つて黨員並に殊に其の子孫の到達する所まで次の方法を以つて受けしむるものとす。

- A 財政的援助及獎學資金を與へ、且つ宿泊並に之に關する一切の援助を與ふること。

B 書類を配布し圖書館を設立し以つて該教育の助長に努むること。

三、有らゆる合法的及差支なき方法を以つて、黨の利益及黨員の利益の爲に政府に卒先して事を爲し且つ主張すること。

四、黨員間に一致協力の精神及共通の利害關係にありとの觀念を培養し且つ之を鞏固ならしむること。共に、同一の社會圈内にある者にして未だ入黨し居らざる者の黨に對する興味を喚起すること。

五、社會的健康の向上を目的とする組合及其他の協會を設立し若しくは其に加入し以つて黨員間の社會關係を密接ならしむること。

六、目的の達成を助長し得るものと思考さる時は、可能なる場合他の協會と協力すること。

七、定款第五條第五項に注意すると共に、本黨がそれに依つて黨の目的を達成する上利する所あるべしと思考さる時は、積極的政治行動に參加すること。

(註) 定款第五條第五項は左の如し。協會は蘭領印度の和蘭政府に對して爲さる、總ての暴力行為に反對す。

(六) 蘭領印度自由黨 (Nederlandsch Indische Vryzinnige bond) 色衫半左傾

主義の宣言

一、蘭領印度自由黨は、和蘭政體の許す範圍内に於て蘭領印度住民に民主主義を基調とする自治を授與する様努力す。

之が爲に吾黨は左の實現に努力する

A 教育の擴張、改善。

B それを爲し得る地方に引續き自治制を施き且つ一般行政の施行に對し自治地方は之れに協力すること。(行政地方分權實施の繼續)

C 一時的に各個人の教養に基礎を置き、總ての代表團體の選舉權を歐人、土人及同等待遇者に授與すること。

D 國民參議院の權限を逐次的に擴張すること。

二、蘭領印度自由黨は經濟的に惠まれ居らざる歐人及土人の社會的發達を助長すると共に、各民族團員並に階級間に不平等を醸し若しくは彼等の發達條件を極端化する社會的原因の除去に努むることを宣言し、階級及人種爭鬭を忌避す。

三、蘭領印度自由黨は、各民族團體に平等の法律上の保護を與ふる事に努力す。

四、蘭領印度自由黨は、印度の住民の經濟的發達がそれにより阻害されざる程度に蘭領印度の兵備を充實することに賛成す。

政 約

一、蘭領印度自由黨は、蘭領印度に設けられたる政治機關の立法權が大い擴張さるゝと共に蘭領印度に進取的なる且つ先見の明ある政府を樹立すること第一要件とす。故に、吾黨は次の目的に向つて進むと共に和蘭憲法及蘭領印度統治令の改正に賛成す。

イ、植民地財政の管理方法並に責任に對する監督權の行使及貨幣制度並に現狀よりして猶和蘭の法律に依つて規定さるべき亞細亞領に關する總ての重要問題の處置權は之れを和蘭政府に於て保留するを條件として、和蘭の立法權の制定せる蘭領印度政府統治令に基きて皇帝の名代たる總督と共に蘭領印度の立法權を執行し得る能力及權限を有す代議機關たらしむべく國民參議院の組織を變更し、其間和蘭王國の對外關係の最高行政權は皇帝に於て之を保持すること。

ロ、地方(州)及區議會の權利及權限の擴張。

ハ、デストリクト、ランドスハツブ及レヘントスハツブ議會の設立を可能ならしむること。

ニ、總ての代表團體議員の直接選舉を可能ならしむること。

二、社會立法に關して吾黨は左のことと要望す。

イ、勞働契約法を規定し側ら雙方の權利義務を定め、雇主に於て經濟的優越を濫用せざる様監視すること。

ロ、勞働監督組織を改革し工場、工作所並に必要なる時は農業、礦業の兩企業に關する勞働法規を制定し且つ夜間勞働、少年勞働、勞働時間の制限と共に全蘭領印度に該監督を擴張すること。

ハ、爪哇マヅラ以外の地にある農園、礦山に於ける契約苦力の勞働を外領に爪哇人の移民地を設立し以つて移民を獎勵助長することに依り近き將來に無用とする様大に努力し、一方に於て契力募集の惡弊を斷然防止する爲より完全なる方法を講ずること。

ニ、國民衛生の爲、公立病院及治療機關の改善、擴張及住宅の改善、下水工事の施設、飲料水の供給、食料品の検査等の廣範に亘れる施設を爲すこと。

ホ、義務傷害保險

ヘ、暴利取締、阿片及飲酒の濫用制限並に人質授受防止に關する一層嚴格なる法規の制定。

ト、貯金銀行、郡立銀行、回教寺院の會計及喪儀基金並に政府の指定せる慈善若しくは公益機關の會計監督を政府に於て爲すこと。

チ、國家若しくは社會に特に有益なる私人企業及事業の助長、設立又は維持。

リ、權利を有する總ての者に如何なる狀態に於ても恩給を支拂ふべき規定の制定。

ヌ、中央統計局を至急設立すること。

三、教育方面に關しては吾黨は左のことを希望す。

イ、政府は、全蘭領印度に亘り必要に應じて初等公教育を施すこと。

ロ、歐人及同待遇の義務教育は、兩親又は世話人の收入が最小限の授業料の納入を許さざる時は無料にて教育を受けせしむること。

ハ、教育を受け得る總ての兒童を公立學校に義務的に入學せしめ且つ月謝は最低額とすること。
ニ、必要なる養成學校を設立すると共に學資を給與し、以つて歐人並に非歐人教師の不足を大至急補充すること。

ホ、補習教育を施すべき學校を設立し、以つて總ての教育科目間に完全なる連絡を保つこと。
ヘ、總ての民族團體に對し人格を構成し且つ智識を向上すべき教育を施すに必要なものを徐々に満すべき制度及教育計劃(例へば年限の如き)を法律を以つて決定すること。

ト、初等並に中等教育の改革及び殊に土人社會の特殊の要求及必要に考慮を拂ふこと。

チ、國家が印度に於て高等教育を施すこと。

四、國民の繁榮に關しては吾黨は左のことを希望す。

イ、農業、園藝、商業及工業に關し土民に専門的の智識を與ふる様特別の注意を拂ふこと。

ロ、爪哇以外に於ても道路及交通機關の擴張改善事業を繼續すること。

ハ、土人の米作の爲にするを第一目的として爪哇及之以外の地に於ける灌漑狀態を組織的に改善することに大に努むること。

ニ、人命財產の安全を殊に村落地方に於けるそれを猶一層保證すること。

ホ、農業、園藝及工業物産の販路を外國方面へも擴張する爲適宜の方法を講ずること。

ヘ、必要なる場合彼等の勉學を和蘭に於て完成せしめんが爲資力なき青年に充分なる學資を給與すること等に依り、彼等の才能に應じ各種の職業、職務に就き得べき機會を何人にも與ふること。

ト、純收穫に基きて地租を賦課する爲、爪哇以外の地に於ても耕作地を至急測量すること。

チ、爪哇マヅラ以外の地に於ても總ての奉仕勞働を漸進的に廢止すること。

リ、政府の調查に依りて獲たる資料を參考に供し以つて栽培企業の設立を大いに助長し、必要な場所には官營農園を設置し以つて勞働問題の解決の緒を見出すことに協力すること。
ヌ、地方及村落行政を一層徹底せしむべき規定を制定すること。

ル、有効なる規定を設け以つて義務勞役を逐次輕減すること。

ヲ、阿片專賣を現在より以上に阿片の吸食を減退せしむる様利用すること。

フ、質屋の官營は之を營利的のものに頗廢せしめざること。

五、財政及稅制に關しては吾黨は左のことと希望す。

イ、母國及亞細亞領に於ける財政を、兩地の財政が同一の機關に依り管理されざる様實際に分離すること。

ロ、特別支出の爲に借款を締結すること。

ハ、政府に於て農鑛企業を經營し或は出資に參加し若しくは之を爲すことなく私人の事業を鼓舞し、側ら政府に於て利益の大部分の分前を得る様保證せしめ以つて收入の增加を計ること。

ニ、官業の資本額及營業成績を明瞭に指示する爲國家の豫算を分析學的に編成すること。

ホ、該事業の爲に借入されたる金を充分に利用し國家の事業の資金に當つること。

ヘ、稅制は次の如くなるを要す。

a 印度國庫の收入は、蘭領印度に於て獲得されたる利益よりのものを以つて第一義となすこと。

b 食料品の輸入を自由とし、消耗品の輸入に贅澤品となるに從へ累進的に税率を高くすること。

c 直接稅及遺產相續稅の累進主義を嚴重に遂行すること。

d 土人に關しては、他の住民に課せらるべきものと比較して過重ならざる平等の稅を賦課し、以つて總ての舊式にして異常なる賦課を廢止すること。

六、國防に關しては吾黨は左のことを希望す。

イ、亞細亞領の爪哇及其他の地方に於ける軍備としては必要なる範圍の精銳なる軍隊を保持し、殊に安寧秩序維持を其の重なる目的とすること。

ロ、政府委員を任命し、國民參議院の議決せる財政の範圍内に於て陸軍の改革擴張を直ちに實行せしむること。

ハ、國土防禦上の重要な要素たると共に亦敵國海軍が優勢なる場合に於ても之れに對抗し得る程度の武力及組織を有する海軍を編成すること。

ニ、平時に於ても充分に國防の準備を爲し以つて戰時に於て總て自己の必要を自給し得る様取計ふこと。

ホ、母國及蘭領印度間に亞細亞領の國防費の負擔を合理的に分割すること。

七、法律に關しては吾黨は左のことを希望す。

イ、之れを希望し且つ實際に實行し得る範圍内に於て第一に法律の保障第二に法の均等。

ロ、兩親若しくは一方の親が歐人なる非嫡出子の法律上の地位を改善すること。

ハ、實際に實行し得る範圍内に於て土人並に東洋外國人の爲に戶籍役場を設置すること。

ニ、土地の所有權が土人より非土人に譲渡さる場合に於ける現存の保證を當分維持すると共

に、土人法により所有さる、不動産に對する土人の權利の存在及證據を一層確實に保障すること。

ホ、株式會社に對する立法の改善

ヘ、迅速にして且つ安價なる法律の獲得及輕罪の迅速なる裁決の爲民事訴訟法を簡單にすること。

。

ト、政府は法を要求し居る財力なき者に對しては非歐人にも法律上の援助を與ふること。

チ、非歐人の家宅を搜索する權限に關しより良く規定すること。

リ、行政裁判の實施及不良少年感化院及教育機關を設立すること。

ヌ、軍法の改正

八、都市に關しては左のことと希望す。

イ、國家及都市間に於ける財政關係規定の改善。

ロ、其の土地が一都市の境介内にある村落は、或程度の獨立を保持せしめると共に都市に編入すること。

ハ、國民衛生に關する規定の實施は、都市の制定する必要なる規則に準じて政府の監督の下に都市に一任すること。

ニ、都市は、中央病院(此の場合には分院を設くこと)、規則的勞働看護機關の設立、食料品の

精密なる監査、有効なる清潔並に傳染病豫防作業、善良なる飲料水を充分に供給すること、
公共洗濯場及浴場、屠殺場、良く管理されたる市場の設立に留意すること。

ホ、主義として都市は水、瓦斯、電氣を自給し且つ地方交通用たる電車を自營とするること。

ヘ、都市は、國家と協力して各民族團體の教育を充分に爲す様留意すること。

ト、都市は、國民の發達に必要缺くべからざるものとして國民圖書館及讀書室を設立すること。

チ、都市は民家改善用の充分なる土地を時宣的に所有する様留意すること。

リ、規則的の人口調査は善良なる都市管理に必要缺くべからざるものなり。

(七) 經世濟民黨 (Politiek Economische bond) 色彩 右傾

主義の宣言

定款第二條に曰く。

本黨の目的は左の如し。

一、蘭領印度に於ける全住民團體の經濟的及社會的進歩が規則定しく促進さる、ことの保證。

二、母國との關係を維持すると共に廣義の民主主義に基く自治に到達する爲、總ての住民團體相互間の信義、責任及一致協同の觀念を培養し且つ之を強固にすること。